

さくら市地域防災計画

本編

令和 7 年 3 月
さくら市防災会議

目 次

第1章 総則

第1節	計画の目的等	1
第1	計画の目的	1
第2	計画の性格	1
第3	計画の体系	1
第4	計画の理念	1
第5	計画の修正	1
第2節	防災関係機関等の責務と業務の大綱	2
第1	防災関係機関の責務	2
第2	防災関係機関等業務の大綱	3
第3節	本市を取り巻く自然的・社会的条件	4
第1	自然的条件	4
第2	社会的条件	4
第3	災害特性	5
第4	被害の想定	7

第2章 災害予防計画

第1節	防災意識の高揚	9
第1	市民の防災意識の高揚	9
第2	児童・生徒等及び教職員に対する防災教育	10
第3	防災上重要な施設の管理者等に対する教育	10
第4	職員に対する防災教育	10
第5	防災に関する調査研究	11
第6	防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮	11
第7	言い伝えや教訓の継承	11
第2節	地域防災力の充実・ボランティア連携強化	12
第1	個人・企業等における対策	12
第2	自主防災組織の育成・強化	12
第3	消防団の活性化の推進	13
第4	女性防火クラブ・防災士等の育成・強化	13
第5	災害関係ボランティアの環境整備	13
第6	人的ネットワークづくりの推進	14
第7	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進（地区防災計画策定の推進）	14

第3節	防災訓練の実施	15
第1	総合防災訓練	15
第2	防災図上総合訓練	15
第3	非常招集訓練	16
第4	通信訓練	16
第5	水防訓練	16
第6	土砂災害・全国防災訓練	16
第7	消防訓練	16
第8	火災や事故災害等を想定した防災訓練	16
第9	自主防災組織・事業所等の訓練	16
第4節	避難行動要支援者対策	17
第1	地域における安全性の確保	17
第2	社会福祉施設等における安全性の確保	18
第3	災害時に重要な役割を果たす公共的施設における対策	19
第4	外国人に対する防災対策	19
第5	栃木県災害福祉広域支援協議会・災害福祉支援チームとの事前調整	20
第5節	物資・資機材等の備蓄体制の整備	21
第1	食料・生活必需品の備蓄、調達体制の整備	21
第2	医薬品、医療救護資器材等の備蓄、調達体制の整備	22
第3	防災用資機材の備蓄、調達体制の整備	22
第4	物資・資機材等備蓄スペースの確保	22
第5	物資の供給体制及び受入体制の整備	22
第6	輸送手段の確保体制の整備	22
第7	移動式トイレの確保体制の整備	22
第6節	都市の防災機能の強化	23
第1	災害に強いまちづくりの推進	23
第2	地震防災緊急事業五箇年計画の推進	24
第3	道路アンダー冠水対策	24
第4	火災対策	24
第7節	土砂災害・山地災害等対策	26
第1	土砂災害防止法に基づく被害防止対策	26
第2	土砂災害関連情報	26
第3	盛土等による災害防止対策	26
第4	被災宅地危険度判定制度の整備	27
第5	軟弱地盤対策	27
第6	山地災害防止対策	27
第7	急傾斜地崩壊対策	27

第 8	土石流防止対策.....	28
第 8 節	農林業関係災害予防対策.....	29
第 1	農地・農業用施設及び林業用施設対策.....	29
第 2	農林水産業共同利用施設対策.....	29
第 9 節	防災気象情報等の収集・伝達体制の整備.....	30
第 1	防災気象情報等の普及・啓発.....	30
第 2	県システムの活用.....	30
第 3	情報収集・伝達体制の整備.....	30
第 4	交通安全のための情報の充実.....	31
第 10 節	情報通信・放送網の整備.....	32
第 1	市・消防本部の対策.....	32
第 2	電信電話機関の対策.....	33
第 3	放送機関の対策.....	33
第 11 節	応急対策への備え.....	34
第 1	災害応急体制の整備.....	34
第 2	災害応急対策活動への備え.....	34
第 12 節	避難体制の整備.....	37
第 1	指定緊急避難場所及び指定避難所の指定及び整備.....	37
第 2	避難に関する知識の周知徹底.....	39
第 3	避難実施・誘導体制の整備.....	39
第 4	避難所管理・運営体制の整備.....	40
第 5	県外避難者受入対策.....	40
第 6	帰宅困難者対策.....	40
第 13 節	消防・救急・救助、保健医療福祉体制の整備.....	42
第 1	火災予防の徹底.....	42
第 2	消防力の強化.....	42
第 3	救急・救助力の強化.....	43
第 4	保健医療福祉体制の整備.....	44
第 14 節	緊急輸送体制の整備.....	45
第 1	緊急輸送道路の指定.....	45
第 2	陸上輸送体制の整備.....	45
第 3	離着陸場等の整備.....	45
第 4	物資集積所の整備等.....	46
第 5	関係機関との連携による輸送体制の強化.....	46

第15節 防災拠点の整備.....	47
第1 防災拠点の概要.....	47
第2 災害対策活動拠点の整備.....	47
第16節 建築物災害予防対策.....	49
第1 民間建築物の耐震性の強化促進.....	49
第2 公共建築物の災害予防対策.....	49
第3 震災建築物応急危険度判定制度の整備.....	50
第4 ブロック塀等の倒壊防止.....	50
第5 家具等転倒防止.....	50
第6 石綿含有建材使用建築物への予防対策.....	51
第7 地下空間浸水対策.....	51
第17節 公共施設等災害予防対策.....	52
第1 ライフライン関係機関の対策.....	52
第2 その他の公共施設の対策.....	54
第18節 危険物施設等災害予防対策.....	55
第1 消防法上の危険物.....	55
第2 火薬類事故予防対策.....	55
第3 ガス事故予防対策.....	56
第4 毒物・劇物事故予防対策.....	56
第5 放射性物質事故予防対策.....	56
第6 石油類等危険物事故予防対策.....	57
第19節 文教施設等災害予防対策.....	58
第1 公立学校の対策.....	58
第2 社会教育施設の対策.....	58
第3 文化財災害予防対策.....	59
第20節 応援・受援体制の整備.....	61
第1 応急対策職員派遣制度.....	61
第2 市町相互応援体制の整備.....	61
第3 県内市町における大規模災害に備えた受援計画.....	61
第21節 災害廃棄物等の処理体制の整備.....	62
第1 災害廃棄物の処理体制の整備.....	62
第22節 水防体制の整備.....	63
第1 水防活動体制の整備.....	63
第2 洪水予報等の伝達体制の整備.....	63
第3 洪水浸水想定区域等における対策.....	64
第4 水防警報伝達体制の整備.....	64

第5	施設等の水害予防対策.....	64
第6	洪水氾濫による被害の軽減に資する取組み.....	64
第23節	竜巻等災害予防対策.....	65
第1	情報の収集・伝達体制の整備.....	65
第2	市民への普及啓発.....	65
第3	迅速かつ円滑な応急対策への備え.....	65
第24節	原子力災害予防対策.....	66
第1	初動体制の整備.....	66
第2	市民への情報伝達体制の整備.....	66
第3	避難活動体制等の整備.....	67
第4	モニタリング体制の整備.....	67
第5	健康対策.....	68
第6	普及・啓発等を通じたリスクコミュニケーションの充実.....	68

第3章 災害応急対策計画

第1節	活動体制の確立.....	69
第1	地震災害時の活動体制.....	69
第2	水害時の活動体制.....	75
第3	大規模事故災害時の活動体制.....	77
第4	原子力災害時の活動体制.....	80
第2節	災害対応の調整.....	83
第1	情報の収集・伝達及び通信確保対策.....	83
第2	広報・広聴活動.....	86
第3	緊急輸送活動.....	89
第4	相互応援協力・派遣要請.....	90
第5	災害救助法の適用.....	92
第3節	生命を守る対策.....	94
第1	避難対策.....	94
第2	救急・救助・消火活動.....	97
第3	医療救護活動.....	100
第4	災害拡大防止活動.....	100
第5	インフラ施設等の応急対策.....	102
第6	危険物施設等応急対策.....	104
第7	原子力災害応急対策.....	107
第4節	生活を守る対策.....	110
第1	物資・資機材等の調達・供給活動.....	110
第2	避難生活支援.....	111

第3	保健衛生活動.....	113
第4	農地・農林業用施設等対策.....	115
第5節	復旧への足がかり.....	117
第1	自発的支援の受入れ.....	117
第2	障害物除去活動.....	118
第3	災害廃棄物処理対策.....	119
第4	住宅応急対策.....	119
第5	文教施設等応急対策.....	120
第4章 災害復旧・復興計画		
第1節	生活の早期再建.....	123
第1	被災者のための相談、支援.....	123
第2	被災者台帳の作成.....	123
第3	罹災証明書の発行.....	123
第4	住宅対策.....	123
第5	租税の減免等の措置.....	124
第6	農作物等災害助成.....	124
第7	被災者生活再建支援金の支給.....	124
第8	融資・貸付・その他資金等の支援.....	124
第9	被災者への制度の周知.....	124
第2節	復旧・復興.....	125
第1	インフラ施設等の早期復旧.....	125
第2	復興財源の確保対策.....	126
第3	災害復興.....	126
第4	原子力災害時の中長期対策.....	127

第1章 総則

第 1 節 計画の目的等

第 1 計画の目的

さくら市地域防災計画（「以下「本計画」という。）は、さくら市における震災、水害、台風、竜巻等風害、雪害、火災等に係る予防・応急・復旧・復興対策に関し、市民自らの取組みと共に、市・防災関係機関がその全機能を有効かつ適切に発揮して、市民の生命・身体及び財産を災害から保護すると共に、事業所・企業等の事業継続を確保することを目的とする。

第 2 計画の性格

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、さくら市防災会議（以下「防災会議」という。）が策定する計画であって、市民及び事業所・企業等（以下「市民等」という。）・市・防災関係機関等がとるべき各種災害に係る災害対策の基本的事項を定める。

第 3 計画の体系

本計画は、市の地域における「震災対策」、「水害・台風、竜巻等風害・雪害対策」、「火災対策」、「交通関係事故災害対策」、「放射性物質・危険物等事故対策」、「原子力災害対策」を体系化したものであって、「本編」と「資料編」から構成される。

本編

第 1 章 総則

第 2 章 災害予防計画

第 3 章 災害応急対策計画

第 4 章 災害復旧・復興計画

資料編

第 4 計画の理念

市及び防災関係機関等は、これまで発生した様々な災害の教訓等を踏まえ、本市における災害に係る予防、応急及び復旧・復興対策に関し、さくら市国土強靱化地域計画との整合を図りながら総合的かつ計画的に推進する。

第 5 計画の修正

市及び防災関係機関等は、必要に応じ計画の見直し修正を図り、災害対策の確立に万全を期する。

なお、本計画を修正したときは、災害対策基本法第 42 条第 5 項の規定により、県知事に報告すると共に、市民等にその要旨を公表する。

第2節 防災関係機関等の責務と業務の大綱

第1 防災関係機関の責務

いつでも起こりうる災害による人的被害や経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、市による「公助」はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした「自助」、自主防災組織や、身近な地域コミュニティの地縁の助け合いによる「互助」、ボランティアやNPO等の地縁に拠らない連携による「共助」が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等、社会の様々な主体が連携を図りながら、総合的な地域防災力の向上を図る必要が考えられる。

なお、各々の役割についてはおおむね次の通りである。

1 市・消防機関・警察機関

市は、地域における災害を直接的に対処する責任を負う地方公共団体として、地域・住民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、また、事業所・企業の事業継続を確保するため、市民等・他の地方公共団体及び各関係機関・防災関係機関等と連携しながら防災活動を実施する。

また、消防機関及び警察機関は、市の責務が十分に果たされるよう、法令、市町地域防災計画等で処理するよう定められた事項を市町と連携して実施する。

2 県

県と県警察は、県の地域、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市町や他の防災関係機関等と連携しながら防災活動を実施する。また、市町や指定地方公共機関等の防災に関する業務等の実施を助け、調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関や他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施すると共に、県及び市町の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言、その他適切な措置を講じる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、その業務を通じて防災に寄与すると共に、県及び市町の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

5 公共的団体・防災上重要な施設の管理者

公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、災害予防体制の整備を図ると共に、災害時には、応急措置を実施する。

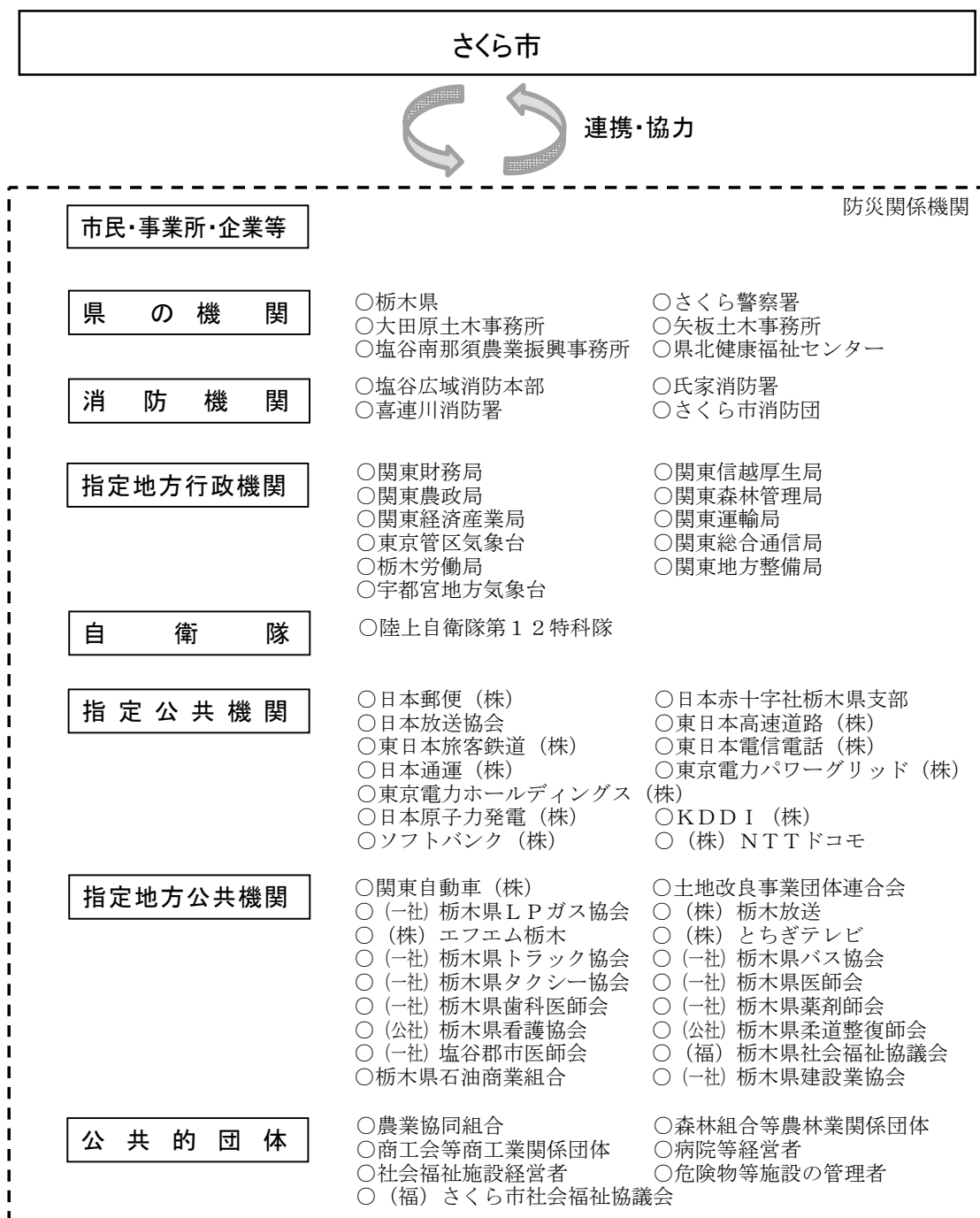
6 市民・事業所・企業等

市民・事業所・企業等は、市で行う災害対策のみならず、自ら災害に備えるための手段を講ずると共に、自主防災組織の結成や、自発的な防災活動に参加するなど防災に寄与するよう努める。

第2 防災関係機関等業務の大綱

市は、地域や市民の生命及び財産を災害から保護するため、市民・事業所・企業等・県・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関・公共的団体その他防災上重要な施設の管理者と連携、協力して、地域防災活動を推進する。

なお、防災に関し、市を始めとする防災関係機関がそれぞれ処理すべき業務の大綱は資料編に示す。



▶ 資料編参照：防災関係機関に関する資料 資料P1～10

▶ 資料編参照：さくら市防災会議条例 資料P10

▶ 資料編参照：さくら市災害対策本部条例 資料P10

▶ 資料編参照：さくら市水防協議会条例 資料P10

第 3 節 本市を取り巻く自然的・社会的条件

第 1 自然的条件

1 本市の位置

本市は、県中央部のやや北東よりで県都宇都宮市に隣接し、東京からは直線距離で 110～125 km 圏内で、新幹線と在来線の鉄道利用であれば 1 時間 30 分、高速道路利用であれば 2 時間の位置で、東京や京浜地区等と東北地方を結ぶ東北自動車道、国道 4 号及び 293 号、J R 宇都宮線等の主要な国土連携軸上にある。

2 本市の気候

本市の気候は太平洋側気候となり、比較的最高気温と最低気温との較差が大きい。

また、高温の年は関東南部方面よりも暖かくなり、逆に低温の年は東北地方と同じような気温を示すことも多い。

夏期は雷の発生が多く盛夏期でも比較的雨量が多い。冬期は朝夕の冷え込みが厳しいため、平野部である市内でも最低気温が氷点下の日が多い。この時期は男体おろしと呼ばれる季節風が吹くが、雪については年間を通じて大雪となることは少なく積もることがあっても数回程度となっている。

3 本市の地形と地質の概要

県の地形は、中央低地からなり北から高久丘陵・那須野が原・喜連川丘陵・宇都宮付近の段丘地形・県南の関東平野へと移行する。

喜連川地区のある喜連川丘陵は高原火山南東斜面に始まり、矢板・喜連川地区を経て益子付近まで達しており、主に礫層や火砕流堆積物よりなる。一般に新しい時代の堆積層は未固結で軟弱であるため、地震の際には揺れが強くなる傾向がある。

氏家地区は沖積層が厚く堆積しており、同時に人口の集中する地域である。また、丘陵や河岸段丘部では斜面の崩壊や土石流の発生が懸念される。

第 2 社会的条件

1 人口の状況

国勢調査による本市の人口推移は、平成 7 年 38,289 人から平成 22 年 44,768 人と増加傾向にあったが、近年は平成 22 年 44,768 人、平成 27 年 44,901 人、令和 2 年 44,513 人とほぼ横ばいの傾向を示している。

世帯数については、平成 7 年 10,583 世帯から調査毎に増加しており、令和 2 年では、16,370 世帯となっている。

1 世帯当たりの平均人数は、平成 7 年の 3.6 人から調査毎に減少しており、令和 2 年では、2.7 人となっている。

また、年齢階層別人口は、0～14 歳の年少人口は、減少傾向にあり、65 歳以上の高齢者人口は増加傾向にある。

■人口・世帯数の推移

	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
人口(人)	38,289	40,030	41,383	44,768	44,901	44,513
世帯数(世帯)	10,583	11,822	13,033	14,917	15,648	16,370
1 世帯当たり平均人数 (人)	3.6	3.4	3.2	3.0	2.9	2.7

出典：国勢調査

■年齢階層別の状況

	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
0～14 歳 (人)	6,684	6,282	6,358	6,480	6,417	6,015
15～64 歳 (人)	25,394	26,520	26,839	29,024	27,694	26,570
65 歳以上 (人)	6,205	7,228	8,186	9,180	10,648	11,734

注) 年齢不詳は集計していないため人口総数と一部異なる場合がある。

出典：国勢調査

2 土地利用の状況

本市の土地利用は、田、畑として利用されている面積が 5,414.6ha で市土全体の 43.1%を占め、山林、原野の面積が 2,658.7ha で 21.2%、宅地の面積が 1,277ha で 10.2%、池・沼、雑種地、その他の面積が 3212.3ha で 25.5%になっている。

■地目別土地面積

地目 項目	総地籍	田	畑	宅地	山林	原野	池・沼	雑種地	その他
実数 (ha)	12,563	4852.0	546.5	1283.5	2589.3	60.2	16.2	1311.8	1903.5
構成比 (%)	100.0	38.6	4.4	10.2	20.6	0.5	0.1	10.4	15.2

(令和 5 年 1 月 1 日現在)

出典：さくら市統計書

3 経済・産業の状況

本市の第 1 次産業、第 2 次産業の就業者割合は、全国と比較すると高い傾向を示すものの、近年の就業者数は、調査毎に減少傾向を示している。

一方、第 3 次産業の就業者数は、平成 7 年の国勢調査以降は、調査毎増加傾向を示している。

■産業別就業者の推移

	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
第 1 次産業 (人)	2,863	2,359	2,222	1,940	1,904	1,794
第 2 次産業 (人)	7,105	7,221	6,439	6,317	6,610	6,511
第 3 次産業 (人)	9,925	10,955	12,046	12,328	12,709	13,610

出典：国勢調査

第 3 災害特性

1 地震災害

日本における活断層の可能性のある箇所は、国で大地震を引き起こした場合に社会的、経済的に与える影響が大きい 114 の断層又は断層帯を主要 114 断層帯として選定しているが、県においては関谷断層、大久保断層が主要 114 断層帯の 1 つとして位置づけられている。

このうち、市により近い活断層は、関谷断層であり、断層全体が 1 つの活動区間として活動する場合、マグニチュード 7.5 程度の地震が発生すると推定される。

また、過去に本市を含む県に被害を及ぼした地震は、関東大震災（1923 年）、今市地震（1949 年）、東北地方太平洋沖地震（2011 年）等がある。

なお、本市は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）に基づく「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」に指定されているため。なお、本計画は、日本海溝特措法第 5 条第 2 項の規定に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画として定める事項を含んでいる。

▶資料編参照：東北地方太平洋沖地震における本市の被害 資料P11～12

2 風水害等

風、雨、雪等がもたらす災害にはいくつかの種類があるが、洪水害、土砂災害、風害、雪害等に分類される。

本市の氏家地区は、関東平野の最北部に位置し、北は荒川、西は鬼怒川、鬼怒川沿いのほぼ平坦な水田地帯である。また、喜連川地区は、関東平野と那須野が原台地との間の数条の丘陵と水田地帯からなる地域である。

このため、河川沿いの低地部では、洪水害（外水氾濫、内水氾濫）、台地や丘陵地近傍では、土砂災害の潜在的なリスクがある。

また、過去の災害では、台風や梅雨前線等による集中豪雨や局所的に短時間で発生する集中豪雨や突風等により、被害を受けている。

▶資料編参照：風水害の種類、発生状況、主な原因 資料P13

▶資料編参照：本市の水害、台風、竜巻等風害、雪害による被害の概要 資料P14～15

3 大規模事故災害等（火災、交通関係事故、放射性物質・危険物等事故）

災害対策基本法では、地震災害や風水害等の異常な自然現象のほかにも、大規模な火災又は爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因（放射性物質の大量の放出、その他の大規模な事故）により生ずる被害についても災害として定義している。

本市では、市域で起こり得る災害として、火災（大規模火災、林野火災）、交通関係事故（道路、鉄道、航空機）、放射性物質・危険物等事故（放射性同位元素等取扱施設事故、放射性物質運搬事故、石油類等危険物事故、ガス事故、火薬類事故、毒物・劇物事故）等の大規模事故災害を計画対象とする。

▶資料編参照：さくら市の大規模火災の概要 資料P16

4 原子力災害

茨城県には、日本原子力発電東海第二発電所が所在し、1基の原子炉が設置されている。

福島県には、災害が発生した原子力施設について、施設の状況に応じた適切な方法による管理を行うため特定原子力施設に指定された東京電力福島第一原子力発電所が所在し、廃炉が決定されている。また、東京電力福島第二原子力発電所も廃炉が決定し、廃炉措置が着手されている。

更に新潟県には、東京電力柏崎刈羽原子力発電所が所在し、7基の原子炉が設置されている。

このうち、本市から最も近い場所に位置する日本原子力発電東海第二発電所までの距離は、最短で約 60km の関係にある。

原子力規制委員会では、原子力災害対策指針において、発電用原子炉施設の原子力災害対策重点区域として次の2つの区域を設定しており、本市は、下記の区域には該当しないが、近隣県における原子力発電所等で事故が発生した場合には、市民生活に重大な影響があることから、原子力災害に対しても計画対象とする。

■原子力災害対策重点区域の範囲

区域・地域	内容
予防的防護措置を準備する区域 (PAZ:Precautionary Action Zone)	急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、EAL(Emergency Action Level)に応じて、即時避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。 「原子力施設からおおむね半径5km」を目安とする。
緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ:Urgent Protective action planning Zone)	確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、EAL(Emergency Action Level)、OIL(Operational Intervention Level)に基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。 「原子力施設からおおむね 30 km」を目安とする。

▶資料編参照：計画の対象となる原子力発電所 資料P16

▶資料編参照：緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL） 資料P16

▶資料編参照：運用上の介入レベル（OIL） 資料P17

第4 被害の想定

1 地震災害

防災基本計画では、国及び地方公共団体は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進することが示されている。

また、栃木県地震被害想定調査では、県の地域防災計画や防災行政、市町の防災力・県民の自助力の向上等において想定すべき地震として、次の地震を対象として検討を行っている。

■栃木県地震被害想定調査の想定地震

想定震源		マグニチュード
活断層等の地震	関谷断層を震源とする地震	7.5
	関東平野北西縁断層帯（主部）を震源とする地震	8.0
	東京湾北部を震源とする地震	7.3
	茨城県南西部を震源とする地震	7.3
どこでも起こりうる直下の地震	県庁直下に震源を仮定した地震	7.3
	市役所、町役場直下に震源を仮定した地震	6.9
調査の参考として被害想定を行う地震	東北地方太平洋沖地震	9.0
	県庁直下に震源を仮定した地震	8.0

出典：栃木県地震被害想定調査

このうち、本市域で起こりうる地震で、かつ最大の揺れをもたらすことが予想されている「市役所直下の地震」を計画上の地震災害と想定し、想定されている被害量を計画上の参考値として、対策を検討する。

▶資料編参照：市役所直下でM6.9の地震が発生した場合の震度予測図と被害想定 資料P17～18

2 風水害等

国や県は、水防法（昭和24年法律第193号）の規定に基づき、洪水によって相当な被害が生じるおそれがある河川について、大雨によって氾濫したときに浸水が想定される区域やその水深等を指定している。

また、特に洪水予報河川に指定されている利根川水系鬼怒川、那珂川水系荒川、水位周知河川に指定されている利根川水系五行川、那珂川水系内川では、家屋倒壊等氾濫想定区域が公表されている。

更に、県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）（以下、「土砂災害防止法」という。）の規定に基づき、土砂災害が発生するおそれ

がある土地の区域について、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）の指定を推進し、その区域等を公表している。

本計画における風水害等対策は、国及び県が指定する洪水浸水想定区域、県が公表する浸水リスク想定区域、県が指定する土砂災害警戒区域等を風水害時に被害を受ける地域と想定し、具体的な対策を講じる。

ただし、近年の気象変動により、これらの区域を超える状況も起こりうることも念頭に対策の推進に努める。

▶資料編参照：洪水浸水想定区域 資料P19

▶資料編参照：土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 資料P20

3 大規模事故災害等（火災、交通関係事故、放射性物質・危険物等事故）

本市では、火災については、市街地や工場等における大規模な火災や林野火災により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合を想定する。

また、交通関係事故については、バスの衝突や車両火災を始めとする道路施設の被災等の大規模な道路事故、旅客列車の衝突や車両火災を始めとする鉄道施設の被災等の大規模な鉄道事故、旅客機の墜落等の大規模な航空機事故により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合を想定する。

更に、放射性物質・危険物等事故については、放射性物質、危険物、高圧ガス・L Pガス、火薬類等の取扱施設における大規模な火災、爆発や輸送中に係る事故等により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合を想定する。

また、毒物や劇物の飛散、漏洩、流出等により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合を想定する。

4 原子力災害

市の原子力災害対策の実施は、栃木県地域防災計画（原子力災害対策編）を基本とし、原子力発電所等の事故により、放射性物質の影響が広範囲に及び、県内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき又はそのおそれのあるときを想定する。

第2章 災害予防計画

第 1 節 防災意識の高揚

【概要】

市民への適切な防災意識の高揚に努めると共に、幼児・児童・生徒(以下「児童・生徒等」という。)や防災上重要な施設の管理者、職員に対する防災教育を積極的に行う。

【担当班】総務企画班、広報班、学校教育班

震災対策	風水害等対策	大規模事故災害等対策	原子力災害対策
------	--------	------------	---------

第 1 市民の防災意識の高揚

1 自主防災思想の普及、徹底

市及び防災関係機関は、市民に対し、自主防災思想や正確な防災・気象に関する知識、特に「生命（いのち）・身体（み）を守る」ことに関する知識の普及や徹底を図る。

その際、内閣府（防災担当）「減災のてびき～今すぐできる 7 つの備え～」などを活用する。

2 防災知識の普及啓発推進

市及び防災関係機関は、市民一人ひとりが常に防災に関心を持ち、自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、民間団体等とも連携しながら防災知識の普及啓発を推進する。

（1）普及啓発活動

市は、消防団員、とちぎ地域防災アドバイザー等による地域における防災普及啓発活動を促進すると共に、次の防災普及活動を実施する。

- ・防災講演会・講習会・出前講座等の開催
- ・ハザードマップ、防災パンフレット、チラシ等の配布
- ・テレビのデータ放送、ラジオ、新聞、広報紙、SNS 等による広報活動の実施
- ・市ホームページやメールによる防災情報の提供
- ・防災訓練の実施の促進
- ・防災器具、災害写真等の展示
- ・各種表彰の実施

（2）啓発強化期間

特に次の期間において、各種講演会、イベント等を開催し、防災意識の高揚、防災知識の普及啓発に一層努める。

- ・防災とボランティア週間（1 月 15 日～1 月 21 日）
- ・春季全国火災予防運動実施週間（3 月 1 日～3 月 7 日）
- ・栃木県春の山火事防止強調運動（3 月 1 日～5 月 31 日）
- ・とちぎ防災の日（3 月 11 日）
- ・水防月間（5 月 1 日～5 月 31 日）
- ・山地災害防止キャンペーン（5 月 20 日～6 月 30 日）
- ・がけ崩れ防災週間（6 月 1 日～6 月 7 日）
- ・土砂災害防止月間（6 月 1 日～6 月 30 日）

- ・危険物安全週間（6月の第2週（日曜日から土曜日までの1週間））
- ・火山防災の日（8月26日）
- ・防災週間（8月30日～9月5日）
- ・津波防災の日（11月5日）
- ・秋季全国火災予防運動実施週間（11月9日～11月15日）

（3）火災予防対策の推進

市は、春季・秋季の全国火災予防運動、防災週間等を通じ、市民に対し、大規模な火災の被害想定等を示しながらその危険性を周知する。また、県や防災関係機関等と連携して、栃木県春の山火事防止強調運動（3月1日～5月31日）等を通じ、林業関係者や林野周辺住民、ハイカー等の入山者等への防火意識の啓発を実施する。

（4）危険物災害予防対策の推進

市は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、市民に対して、その危険性を周知すると共に、災害発生時にとるべき行動、避難場所・避難所での行動等、防災意識の普及啓発を図る。

また、地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、市民等に配付すると共に研修を実施するなど防災知識の普及啓発に努める。

第2 児童・生徒等及び教職員に対する防災教育

市は、学校教育を通じて児童・生徒等に対する防災教育の充実に努め、避難訓練等を通して学校、家庭及び地域における防災の知識や避難方法等を習得させる。

また、教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図るため、安全教育指導資料等を活用すると共に、防災に関する各種研修を充実させる。

第3 防災上重要な施設の管理者等に対する教育

市及び防災関係機関は、次のような防災上重要な施設の管理者等に対して防災教育を実施し、防災意識の高揚並びに資質の向上を図ると共に、特に被害拡大防止、初期応急対策、避難誘導等の行動力・指導力を養うなど、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図る。

また、その他の企業等の管理者に対しても防災教育を行い、平常時の予防、災害時の応急対応について知識の普及に努める。

- ・危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の危険物の保安管理施設
- ・病院、社会福祉施設
- ・ホテル、旅館、大規模小売り店舗等の不特定多数の者が利用する施設

第4 職員に対する防災教育

市は、職員に対して災害時において適切に状況を判断し、的確な防災活動を遂行できるよう、講習会や研修会の開催、防災活動に関するマニュアル等の作成・配布を行うと共に、定期的な防災訓練を実施し、防災教育の徹底に努める。

また、平常時において県が開催する災害救助法（昭和22年法律第118号）、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）（以下、「激甚災害法」という。）等の法制度に関する自治体職員向けの研修会に参加し、諸制度の理解を深める。

第 5 防災に関する調査研究

市・県及び防災関係機関は、緊密な連携を取り合い、地域の危険度測定、災害発生の予測、災害発生時の被害の予測等基礎的な調査研究を推進するよう努める。

第 6 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際は、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、食物アレルギー等の食事に特別な配慮が必要な者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の要配慮者に十分に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めると共に、災害時の男女のニーズの違い等を踏まえた上で、男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

第 7 言い伝えや教訓の継承

市は、過去に発生した災害に関する言い伝えや、過去の災害の教訓等、大人からこどもへ語り継ぐ機会を設け、郷土史に編纂するなど、これらが風化することなく後世に継承されるように努める。

また、県、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

第2節 地域防災力の充実・ボランティア連携強化

【概要】

自主防災組織の育成・強化、消防団の活性化を行うと共に、ボランティアの活動支援体制の整備を行う。

【担当班】総務企画班、市民厚生班、商工・観光班

震災対策	風水害等対策	大規模事故災害等対策	原子力災害対策
------	--------	------------	---------

第1 個人・企業等における対策

市民は、一人ひとりが自らの身の安全は自ら守る「自助」の精神に基づき、自ら各種手段を講じると共に、自発的な防災活動に参加するなど平常時から災害に対する備えを進める。

企業、事業所等は、平常時から、災害時において重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努めると共に、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、従業員への防災教育の実施等防災活動の推進に努める。また、地域社会の一員として、行政や地域の行う防災活動に協力できる体制を整える。

市は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるほか、企業・事業所等の職員の防災意識の高揚や防災知識の啓発を図ると共に、優良企業表彰、防災に係る取組みの積極的評価等により企業防災力の促進を図る。また、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスをを行う。

また、商工会においては事業継続力強化支援計画を策定し、小規模事業所の事業継続を支援する。加えて、事業継続力強化支援計画に基づき、災害リスクの周知や事業継続計画の策定のための指導・助言、指揮・連絡体制を確立し、災害発生時の被害確認や情報共有のための体制を整え、市が実施する防災訓練に参加・協力することで日頃からの備えを強化する。

第2 自主防災組織の育成・強化

1 自主防災組織の対策

各地域は、自主防災組織を結成し、平常時から地域を守るために、危険箇所等の把握、防災資機材の整備、防災知識の技術習得、地域の避難行動要支援者の把握、活動体制・連携体制の確立に努めると共に、災害発生時には、連帯して活動を行う。

2 自主防災組織の育成・強化

市は、自主防災組織の100%組織化を目指し、既存の行政区等を積極的に活用し、結成推進、育成を図ると共に、商店会や地域活動を行っている団体・グループを活用し、自主防災体制の充実・強化を行う。

また、次の事業を実施し、結成後の活動の情性化を防ぐため、組織のリーダーを中心として意識の高揚を常に図ると共に、平常時の防災活動を楽しみながら参加できる環境を作り上げるなどの工夫を行い、自主防災組織活動の活性化を図る。

更に、男女双方の視点による防災活動が可能となるよう、女性の参画促進と女性リーダーの育成を図る。

- ・自主防災組織への資機材の整備支援(自主防災組織活動支援補助事業)
- ・自主防災組織が行う地区防災計画・防災マップ作成(わがまち防災マップ)の支援
- ・自主防災組織が行う防災訓練実施の支援(自主防災組織活動支援補助事業)
- ・自主防災組織に対する各種研修会・説明会の開催
- ・広報活動（地域住民に対する自主防災組織に関する知識の普及）等

第3 消防団の活性化の推進

市は、次の事業を実施し、消防団の育成・強化と装備の充実を図ると共に、団員の加入促進等を行い、地域の防災力の向上、地域住民の安全確保を図る。

また、消防団は、定例の活動のほか、防災訓練や会合等を通して自主防災組織やボランティア団体等との連携を図る。

- ・消防団活性化総合計画の策定
- ・消防団活動に必要な各種資材の整備・充実
- ・消防団員に対する各種教育訓練の実施
- ・地域住民に対する消防団活動や加入促進の広報等
- ・消防団協力事業所表示制度・消防団応援の店制度の推進

第4 女性防火クラブ・防災士等の育成・強化

市は、地域の防火・防災意識の高揚と自主防災活動の活性化を促進するため、女性防火クラブ等の育成・強化を推進する。

また、地域や職場において、平常時の防災意識の高揚や災害時の互助・協働のリーダー的役割を担える防災士を育成する。

更に、塩谷地区内のクラブ員との相互交流と活動内容の情報交換等の支援を行い、地区全体の活動の活性化を図る。

防災士は、自主防災組織のリーダー、あるいはアドバイザーとしての役割を明確にすると共に、定期研修等を開催することで、災害対応スキルの維持向上に努める。

第5 災害関係ボランティアの環境整備

1 一般ボランティア

市は、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進する。

(1) ボランティア活動の環境整備

市及び市社会福祉協議会は、市民のボランティア意識を高揚させると共に、ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備等、各般にわたる施策を展開して、ボランティア活動の環境整備に努める。

- ・ボランティアに係る広報の実施
- ・災害ボランティアの担い手の育成・災害ボランティアセンター運営等研修事業の実施
- ・災害ボランティア、災害ボランティアコーディネーターの養成・研修事業の実施
- ・ボランティア団体の育成・支援

（２）行政とボランティア団体との連携

市は、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から日本赤十字社、市社会福祉協議会、ボランティア団体等との連携を図ると共に、次の対策を実施する。

- ・災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの作成
- ・災害ボランティアセンターの設置手続の明確化
- ・災害ボランティアセンター情報の市域での集約と、市民への情報提供方法の確立
- ・災害ボランティアネットワーク会議の開催

２ 専門ボランティア

市は、災害時のボランティア活動のうち、次のような一定の知識、経験や資格を必要とする専門ボランティアが、災害時に迅速・的確に対応できるよう、平常時から、県と連携して、氏名・連絡先・活動の種類等の把握を行うなど専門ボランティアとの連携協力関係の構築に努める。

- ・震災建築物応急危険度判定士
- ・被災宅地危険度判定士
- ・山地防災ヘルパー
- ・砂防ボランティア
- ・農村災害復旧専門技術者
- ・災害時外国人サポーター及び外国人キーパーソン
- ・災害復旧技術専門家
- ・栃木県災害復旧技術アドバイザー

第６ 人的ネットワークづくりの推進

市は、県の協力を得て、消防・警察等の防災関係機関・自主防災組織・女性防火クラブ等の地域組織、民生委員・児童委員等の福祉関係者及びボランティア等の連携を促進することにより、人的ネットワークを形成し、災害情報の地域住民への伝達や避難誘導・救出救助といった応急活動が相互扶助により効果的に実施される体制づくりに努める。

第７ 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進（地区防災計画策定の推進）

市は、災害時における迅速な避難行動の実現や地域住民の防災意識の高揚に有効な地区防災計画策定が市全域において進むよう、計画策定を支援する。

また、防災会議は、地域防災計画に地区防災計画を定めることを市民等が提案する場合は、災害対策基本法の規定により、その必要があるか判断する。

地区防災計画を策定した地域住民及び事業者等は、地区防災計画策定後の平常時に評価及び見直しを行い、継続して活用できるよう努める。

▶資料編参照：地区防災計画の策定状況 資料P21

第 3 節 防災訓練の実施

【概要】

初動対応等を重視した実践的な訓練を行う。

【担当班】総務企画班

震災対策	風水害等対策	大規模事故災害等対策	原子力災害対策
------	--------	------------	---------

第 1 総合防災訓練

市は、県と連携して、本計画の検証、防災関係機関との連携強化、市民の防災意識の高揚を図るため、防災関係機関の参加、学校や事業所等との積極的な連携により、次回の総合防災訓練に向けた準備を進めると共に、次のような訓練を定期的実施する。

- ・ 職員の動員、災害対策本部、現地災害対策本部、支部、応援支部設置訓練
- ・ 情報収集・伝達訓練（通信訓練）、広報訓練
- ・ 消火訓練
- ・ 水防訓練
- ・ 土砂災害に係る避難訓練
- ・ 救出・救助訓練
- ・ 避難誘導、避難場所・救護所設置運営、福祉避難所への移送・開設訓練、炊き出し訓練
- ・ 応急救護、応急医療訓練
- ・ ライフライン応急復旧訓練
- ・ 警戒区域の設定、交通規制訓練
- ・ 支援物資・緊急物資輸送訓練
- ・ ヘリコプターを活用した訓練（航空偵察訓練、消火訓練及び救助訓練）
- ・ 避難行動要支援者避難支援訓練
- ・ 災害ボランティアセンター設置運営訓練等

実施に当たっては、東日本大震災等の経験を踏まえ、実践的な訓練想定を設定し、自助・互助・共助による活動を重視する。

また、広く自主防災組織等の参加を求めると共に、自主防災組織等は、各種の防災訓練に積極的に参加するよう努める。

第 2 防災図上総合訓練

市及び防災関係機関は、災害時における迅速かつ的確な災害応急対策の実施を図るため、相互に協力して、大規模災害を想定した防災図上総合訓練を定期的実施する。

また、実践的な訓練とするため、次の点に留意する。

- ・ 特に発災初動時における迅速・的確な災害対策本部活動の重要性を考慮し、本部員、事務局員等の体勢構築、状況判断、及び対応策の立案といった内容を盛り込む。
- ・ 実際に避難所を開設し住民等が避難を実施するといった実動訓練を併せて実施する。
- ・ ハザードマップに記載された危険箇所や地震による被害想定等を考慮する。

第3 非常招集訓練

市は、災害時における職員の迅速な動員を図るため、大規模災害を想定した非常招集訓練を実施するよう努める。

第4 通信訓練

市、防災関係機関は、災害時の被害状況の把握や応急対策の指令を迅速、適切に行えるよう定期的に通信訓練を実施する。

第5 水防訓練

市は、消防本部と協力し、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、水防団（消防団）の参加を得た水防訓練を定期的に実施する。

第6 土砂災害・全国防災訓練

市は、防災関係機関と協力し、土砂災害警戒情報を活用した避難指示等による市民及び要配慮者利用施設の避難訓練を実施し、警戒避難体制の強化と市民の防災意識の高揚を図る。

第7 消防訓練

市は、消防活動の円滑な遂行を図るため、消火・救出・救助・避難誘導等に関する消防訓練を実施する。

第8 火災や事故災害等を想定した防災訓練

市及び防災関係機関は、火災、事故災害等が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、あらゆる被害を想定し、実践的なものとなるよう工夫した訓練を相互に連携して実施する。

第9 自主防災組織・事業所等の訓練

自主防災組織等は、防災意識の高揚や組織的な活動の習熟等地域の防災力の強化を図るため、広く地域住民や地域の事業所、防災関係機関が参加した次の訓練を実施することなどを通して、地域住民が主体となった自助、互助・共助による活動の充実に努める。

- ・情報伝達訓練
- ・避難訓練、避難所運営ゲーム（HUG）、避難誘導訓練
- ・初期消火訓練
- ・救出・救護訓練
- ・避難行動要支援者避難支援訓練 等

第4節 避難行動要支援者対策

【概要】

高齢者、障がい者、乳幼児等、災害時に特に支援を必要とする「避難行動要支援者」の避難体制の整備・支援を行う。

【担当班】総務企画班、市民厚生班、児童保健班、都市整備班

震災対策	風水害等対策	大規模事故災害等対策	原子力災害対策
------	--------	------------	---------

第1 地域における安全性の確保

市は、避難行動要支援者名簿の作成、当該避難行動要支援者の避難支援等を実施するための個別避難計画の策定に努めると共に、名簿情報や個別避難計画情報について、避難支援等の実施に必要な限度で、原則、本人からの同意を得て、消防、警察、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者に情報提供する。

なお、当該情報を提供するときは、情報提供を受ける者に対して、情報の漏洩防止のために必要な措置を講ずるよう求めること、その他の当該情報に係る避難行動要支援者等及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずることに努める。

また、災害時避難行動要支援者マニュアル及び避難行動要支援者名簿を適時見直し、行政区や自主防災組織等の関係機関と連携を図り、平常時からの避難行動要支援者の見守り体制の整備に努め、かつ避難行動要支援者個々のニーズに応じた避難支援を行う。

1 市における計画

市は、災害対策基本法及び内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、次の事項を定めておくと共に、避難行動要支援者名簿に係る全体的な考え方を整理し、本人や避難支援等関係者と打合せをするなどして個別避難計画の策定に努める。

なお、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(1) 避難行動要支援者名簿

- ・避難支援等関係者となる者
- ・避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
- ・名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- ・名簿の更新に関する事項
- ・名簿情報の提供に際し情報漏洩を防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置
- ・要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- ・避難支援等関係者の安全確保
- ・その他必要事項

(2) 個別避難計画

- ・優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び策定の進め方
- ・避難支援等関係者となる者
- ・個別避難計画策定に必要な個人情報及びその入手方法
- ・個別避難計画の更新に関する事項
- ・個別避難計画情報の提供に際し、情報漏洩を防止するために市が求める又は講ずる措置

- ・避難のための立退きの準備等についての通知又は警告に当たり、要配慮者の円滑かつ確実な避難を確保するための必要な情報の提供その他必要な配慮
- ・避難支援等関係者の安全確保
- ・その他必要事項

▶資料編参照：要配慮者利用施設一覧 資料P21～26

▶資料編参照：避難行動支援の避難支援について地域防災計画に定めなければならない事項 資料P27～28

3 地域支援体制の整備

市は、自主防災組織、行政区、消防団、民生委員・児童委員、警察署、医療機関、福祉関係機関等と協力して、避難行動要支援者への災害情報の伝達及び避難誘導、安否確認等を行う地域支援体制を整備するよう努める。

(1) 避難支援の具体化

市は、避難行動要支援者の個々の状況に応じた避難支援を迅速に行うため、避難行動要支援者の同意を得た上で避難支援者を定めるなど、個別計画等により具体的な支援方法を定める。

(2) 防災知識の普及・啓発

市は、避難行動要支援者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布するなど広報の充実を図ると共に、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。

第2 社会福祉施設等における安全性の確保

1 施設の整備

(1) 公立社会福祉施設

市は、公立社会福祉施設について、施設の耐久性・耐火性・耐震性を定期的に点検し、建築年数や老朽度合等に応じて必要な修繕等を行う。

また、応急対策用資機材や非常用食料等の備蓄及び施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

(2) 民間社会福祉施設

市は、民間社会福祉施設の管理責任者に対して、公立社会福祉施設と同様の適切な対策を行うよう指導に努める。また、非常用通報装置の設置について指導する。

2 非常災害に関する計画の策定

市は、社会福祉施設の管理責任者に対し、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画（以下「非常災害対策計画」という。）を策定するよう指導すると共に、施設が避難訓練等を通じて実効性のある計画となるよう適宜検証を行っているかを確認する。

社会福祉施設の管理責任者は、非常災害対策計画に基づき、休日・夜間も含めた非常災害発生時における関係機関への通報及び連絡、利用者の円滑な避難の確保等のための体制や非常通信手段を整備し、定期的に、当該計画及び体制に従業者及び利用者に周知すると共に、当該計画に基づいて避難訓練を実施する。

3 社会福祉施設機能の弾力的運用

市は、災害により被災した避難行動要支援者に対する支援が円滑に行われるよう、特別養護老人ホームのショートステイの活用による高齢者処遇等、災害時における社会福祉施設機能の弾力的運用が可能な体制の整備を図る。

4 洪水浸水想定区域等や土砂災害警戒区域の情報提供等

市は、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（その他の主として防災上配慮を要する者が利用する施設）であって、その利用者の洪水時等に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について、本計画資料編にその名称及び所在地を定めるものとし、浸水害や土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所・避難経路等の周知を行い、警戒避難体制の確立等防災体制の整備に努める。

また、県と連携して、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の策定について支援するものとし、必要な指示に努める。

▶資料編参照：要配慮者利用施設一覧 資料P21～26

5 防災訓練・協力体制の充実

社会福祉施設の管理責任者は、職員、利用者の防災訓練を定期的実施すると共に、施設の近隣住民に対しても利用者の避難の際の協力を要請し、地域ぐるみの自主防災体制を確立するなど災害時の避難対策を確立すると共に、防災意識の高揚を図る。

第3 災害時に重要な役割を果たす公共的施設における対策

1 「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づく対策

市は、高齢者及び障がい者等が災害時においてもできるだけ支障の少ない生活が過ごせるよう、「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、自ら設置又は管理する公共的施設（避難場所となる学校、社会福祉施設及び公園等）について、出入口、廊下、階段等のバリアフリー化や専用のトイレ、駐車場等の設置等、避難行動要支援者に配慮した対策を推進する。

2 一時避難のための配慮

市は、洪水等の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、自ら設置又は管理する公共的施設（社会福祉施設、避難場所となる施設等）について、2階建て以上にするなど、一時避難が可能なよう配慮する。

第4 外国人に対する防災対策

1 外国人への防災知識の普及

市は、やさしい日本語・多言語による防災啓発記事の掲載や多言語による防災啓発パンフレットの作成・配布等多言語による防災知識の普及啓発や避難場所、緊急連絡先等の情報提供に努める。

また、市は、外国人に配慮し、避難場所標識や避難場所案内板等の多言語化やJIS規格のピクトグラムの共通化に努める。

2 地域等における安全性の確保

外国人（日本語の理解が十分でない者）においては、災害時の行動に支障をきたすことが予想されることから、市は、自主防災組織等によりこれらの外国人を地域全体で支援する体制を推進する。

また、外国人雇用の多い企業、事業所等の責任者に対して、これらの者への対策や防災教育を実施するよう指導する。

更に、防災訓練や、自主防災組織の活動に参加を促すなど、地域の取組みに積極的に参加することで外国人の防災意識の高揚を図る。

3 通訳・翻訳人材バンク登録者の確保

市は、市国際交流協会が行う「通訳・翻訳人材バンク」の登録について、市報や市ホームページにより募集を行い、多様な言語に対応できる人材を確保する。

災害時には、市内の外国人に適切な情報提供を行うため、市国際交流協会と連携を図り、通訳・翻訳人材バンク登録者を速やかに動員できる体制づくりに努める。

4 災害時における外国人支援体制の整備

市は、災害時に多言語による情報提供や相談業務等を行うことにより、外国人の安全体制の確保に努める。

また、災害の規模・被害等に応じ、さくら市国際交流協会と連携を図り、「災害多言語支援センター」（災害関連情報の多言語提供や相談業務を行う拠点）を設置する。

第5 栃木県災害福祉広域支援協議会・災害福祉支援チームとの事前調整

市は、要配慮者に対する福祉支援を行う栃木県災害福祉広域支援協議会・災害福祉支援チーム（DWA T）と円滑な連携ができるよう、平常時から関係団体等との協力体制の整備に努める。

第 5 節 物資・資機材等の備蓄体制の整備

【概要】

大規模災害発生直後の被災地域住民の生活を確保するため、食料・生活必需品・医薬品・防災資機材等の現物備蓄及び流通備蓄調達体制を整備する。

【担当班】総務企画班、税務班・配給班、児童保健班

震災対策	風水害等対策	大規模事故災害等対策	原子力災害対策
------	--------	------------	---------

第 1 食料・生活必需品の備蓄、調達体制の整備

1 市民の備蓄推進

市民は、各家庭において非常持出品のほか、最低 3 日分（推奨 1 週間以上）の食料、飲料水、生活必需品の備蓄を行うよう努める。

市は、広報紙、インターネット等各種媒体を通して市民自らの家庭内備蓄に関する啓発を行う。

2 市の備蓄推進

市は、食料、生活必需品の備蓄に当たり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定すると共に、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所や避難所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

更に、関係機関との協定締結により流通備蓄を行うほか、必要に応じて近隣市町との共同備蓄を行い、災害時に必要となる食料及び生活必需品の供給に万全を期すよう努める。

（1）現物備蓄

次のような品目について、備蓄倉庫、避難所となる施設等に計画的に分散して現物備蓄を行う。

なお、備蓄に当たっては、避難行動要支援者にも配慮した品目選定を行うほか、食料品については、食物アレルギーへ配慮した備蓄を行う。

■備蓄品目

飲料水：500ml ペットボトル、食料：アルファ米、ソフトパン、生活必需品：毛布、簡易トイレ

（2）流通備蓄の実施（調達体制の整備）

市は、避難行動要支援者や女性、子ども、食物アレルギーのある者等の様々なニーズを補完するため、関係機関や事業者と協定を締結し、次のような品目について調達体制を整備するよう努める。

なお、市内のどの地域においても速やかに物資を供給できるよう、県内外に広く分布している機関、事業者（大規模小売店等）からの調達体制の整備に努める。

■調達品目

食料：弁当、米穀、生鮮野菜、果物、食肉製品、牛乳等

生活必需品：肌着、外衣、寝具、洗面用具類、懐中電灯、炊事道具類、紙製食器類、生理用品、段ボールベッド、パーテーション 等

光熱材料：灯油、ポリタンク、LP ガス、コンロ、木炭等

避難行動要支援者用：特別用途食品、乳児用ミルク（アレルギー除去ミルク含む）、アレルギー除去食品等の病者用食品、ほ乳びん、紙おむつ等

3 企業、事業所等の備蓄推進

企業、事業所等は、災害時に備えて事業継続に必要な分として、2～3日間の物資等の備蓄を行うよう努める。

第2 医薬品、医療救護資器材等の備蓄、調達体制の整備

市は、大規模な災害発生時の医療救護活動において医薬品及び医療救護資機材等が不足する場合に備え、県が栃木県医薬品卸協会との協定により備蓄（流通備蓄）している物品等の調達体制を整備する。

第3 防災用資機材の備蓄、調達体制の整備

市は、災害応急対策活動や被災住民の生活支援に必要な資機材の迅速、円滑な確保を図るため、資機材の備蓄、調達体制を整備する。

1 備蓄対象品目

対象品目は、消火活動、人命救助活動、被災住民の避難生活等において必要な資機材とする。

2 各機関の対策

（1）市における対策

市は、地域の実情に応じ必要と想定される資機材を中心に、備蓄、調達体制を整備する。

なお、市単独の備蓄のほか、必要に応じ近隣市町との共同備蓄の推進に努める。

また、各地域の自主防災組織に対して、必要な資機材の備蓄を行うよう指導すると共に、資機材の整備に対する支援を計画的に実施するよう進める。

（2）防災用資機材の管理者の対策

防災用資機材の管理者は、災害の発生に備え、資機材を常に良好な状態に保つよう努める。

第4 物資・資機材等備蓄スペースの確保

市は、必要な物資や資機材等の備蓄を行うに当たり、学校や公民館等避難場所となる施設の空きスペースを積極的に活用する。

第5 物資の供給体制及び受入体制の整備

市は、災害時において混乱なく被災住民等へ物資を供給することができるよう受援計画に基づき、確保した物資の輸送手段の確保や、配送方法の確立等避難場所への供給体制の整備及び被災地外からの救援物資等の受入体制の整備に努める。

第6 輸送手段の確保体制の整備

防災関係機関は、業務遂行上必要な車両等の調達体制を整備しておく。

第7 移動式トイレの確保体制の整備

大規模災害における避難所での生活が長期化する場面において、衛生面及び平常時に近いかたちでトイレが使用できる環境を確保するため、トイレカー、トイレトレーラー、コンテナトイレ等の移動式トイレの確保体制を整備する。

第 6 節 都市の防災機能の強化

【概要】

防災の観点を踏まえたまちづくりの推進、防災上危険な箇所の解消、地震防災対策上整備の緊急性の高い箇所、施設、設備等の整備推進等の各種対策を始め、治水・砂防・治山対策並びに道路アンダー冠水対策等を総合的かつ計画的に実施する。

【担当班】総務企画班、環境衛生班、土木建設班、都市整備班、農地班

震災対策	風水害等対策	大規模事故災害等対策	原子力災害対策
------	--------	------------	---------

第 1 災害に強いまちづくりの推進

1 災害に強い都市整備の計画的な推進

市は、災害から市民の生命・身体及び財産の安全確保を図るため、計画的な土地利用等により災害に強いまちづくりを推進する。

(1) 防災に配慮したまちづくりの推進

市は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）に基づき定めた「さくら市国土強靱化地域計画」に基づき、安全、安心かつ災害に屈しないまちづくりを推進する。

その際、大規模地震後の水害等の複合災害も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組むことに努める。

(2) 防災の観点を踏まえた都市計画マスタープラン等の推進

市は、「さくら市都市計画マスタープラン」に基づき、災害に強い安全性の高いまちづくりを推進する。

また、立地適正化計画（防災指針を含む。）を策定し、災害の危険性等地域の実情に応じて、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。

2 災害に強い都市構造の形成

(1) 防災機能を有する施設の整備

市は、県と連携して、土地区画整理事業等による都市基盤の整備に併せて、整備計画に基づく災害時における応急対策の活動拠点となる医療・福祉・行政・備蓄等の機能を有する公共・公益施設の整備を推進する。

また、特に、災害時の重要拠点となる庁舎や消防本部等については、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

(2) 災害に強い都市構造の形成

市は避難路・避難場所や避難所・延焼遮断帯・防火活動拠点ともなる幹線道路・都市公園・河川・緑地等骨格的な都市基盤施設の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的な確保、耐震性貯水槽、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図ると共に、火災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成に努める。

また、市及び事業者等は、高層建築物や医療用建築物等について、各々の整備計画に基づきヘリコプターの屋外緊急離着陸場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

3 災害時の緊急活動を支える公共施設等の整備

市は県との協力のもと、食料等の備蓄倉庫・貯水槽・ヘリポート・放送施設等の災害応急対策施設を備え、避難場所となる公園の整備を推進する。

また、道路・公園・河川・砂防等の公共施設管理者は、その施設整備に当たり、災害の拡大防止や安全な避難場所・避難経路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。

4 分散型エネルギーの導入拡大

市は、豊富に存在する地域資源を活かした再生可能エネルギーの利活用を促進する。

第2 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

県は、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づき、地震により著しい被害が生じるおそれがあると認められる地区の地震防災対策上緊急に整備すべき施設等に関して、「地震防災緊急事業五箇年計画」を策定している。

市は、この計画に基づき、計画的に施設、設備等の整備事業を行い、震災に強いまちづくりを推進する。

第3 道路アンダー冠水対策

道路管理者は、冠水箇所を公表して注意を喚起し、併せて冠水情報板の整備及び道路監視カメラ（CCTV）の設置、進入防止柵の設置、初動対応の短縮を図る。

1 冠水箇所の公表

道路管理者は、「車道部がアンダーパス構造となっており、集中豪雨時において冠水する可能性がある箇所」を道路冠水箇所として、ドライバーに注意を促すため公表する。

2 対策工事等の推進

道路管理者は、局地的大雨（いわゆるゲリラ豪雨）に対処するための工事について、被害の発生するおそれが高い箇所について重点的に対策工事等を推進する。

3 初動体制の確立

道路管理者は、初動体制の確立を図り、所要時間の短縮を図るため訓練を実施する。

併せて、ドライバーに局地的大雨（いわゆるゲリラ豪雨）の場合道路アンダーには進入しないよう周知を行う。

第4 火災対策

1 火災延焼防止のための緑地整備

市は、避難場所として利用される公園、学校等の公共施設の緑化に際して、樹木の延焼阻止機能等を活かし、常緑広葉樹を主体に植栽するなど震災に強い緑地の整備に努めると共に、樹木の

延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭、事業所その他の施設に至るまで、震災に強い緑づくりを推進する。

2 野外堆積物対策

市及び消防本部は、廃棄物等を多量に保管している場所で火災予防上特に必要があると思われるものについて、県廃棄物担当部局等と連携を密にし、野外堆積物の場所、種類及び量、消防活動上の障害等を把握し、また、火災予防上適切な措置を講じるよう事業者等に指導する。

3 林野等の整備

市は、林野火災発生又は拡大の危険性の高い地域を林野火災特別地域に指定し、隣接市町による林野火災対策の総合的な計画である林野火災特別地域対策事業計画を策定し、これに基づき事業を推進する。

また、林野火災延焼防止のため、林縁や林内に防火樹林帯の設置促進に努める。

なお、森林所有者及び地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理活動を推進するよう努める。

4 火災に対する建築物等の安全化

市、消防本部及び事業者は、避難経路や火気使用店舗等の配置の適正化や防火区画の徹底、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等の火気の使用制限、安全なガスの使用等火災安全対策の充実を図る。

第7節 土砂災害・山地災害等対策

【概要】

土砂災害、盛土等による災害、軟弱地盤、山地災害、土石流等に係る計画的な予防対策を実施する。

【担当班】総務企画班、土木建設班、都市整備班、農地班

震災対策	風水害等対策	大規模事故災害等対策	原子力災害対策
------	--------	------------	---------

第1 土砂災害防止法に基づく被害防止対策

市は、土砂災害防止法に基づき、県より土砂災害警戒区域等の指定があった場合は、警戒区域毎に、次の事項を本計画資料編に定めると共に、これらの事項を記載したハザードマップ等の印刷物の配布その他必要な措置により市民及び要配慮者利用施設等に周知を図る。

また、県と連携して、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の策定について支援するものとし、必要な指示に努める。

- 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地及びこれらの施設への情報伝達体制（土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達）に関する事項
- 救助に関する事項
- 警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

▶資料編参照：土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 資料P20

▶資料編参照：土砂災害警戒区域毎の情報伝達方法等 資料P28

▶資料編参照：要配慮者利用施設一覧 資料P21～26

第2 土砂災害関連情報

市は、市民の自主避難実施の判断に役立てる情報の提供や異常情報の収集のため、県ホームページ内にある「とちぎ土砂災害警戒区域マップ」・「とちぎリアルタイム雨量河川水位情報」・「とちぎ土砂災害警戒情報」についての周知を行う。

第3 盛土等による災害防止対策

市は、県との連携のもと、地震や豪雨、長雨等に起因するがけ崩れによる造成地の被害を防止するため、次の対策を実施する。

1 さくら市土地開発指導要綱に基づく指導

1,000㎡以上の開発行為を行おうとする者は、さくら市土地開発指導要綱に基づき、市と事前協議を行うことが求められている。

この事前協議において、市は、開発行為が要綱に定める技術的指導基準に適合するよう指導を行うことで、盛土等の安全性が確保されるよう努める。

2 大規模盛土造成地

市は、県が公表した大規模盛土造成地について、県と連携しながら安定性及び安全性確保に向けた取り組みを実施すると共に、災害防止に努める。

第4 被災宅地危険度判定制度の整備

市は、県と共に、地震や豪雨等により被災した宅地の二次災害に対する安全性を判定するため、被災宅地危険度判定士の派遣、輸送、判定準備等の運用・連絡網について整備する。

また、栃木県被災宅地危険度判定地域連絡協議会において、県及び県内市町との連絡調整を行うと共に被災宅地危険度判定の実施体制について整備する。

第5 軟弱地盤対策

市及び公共・公益施設の管理者は、液状化の被害が想定される地域における施設の設置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策を行うと共に、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。また、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。

第6 山地災害防止対策

市は、県と連携して、山地に起因する災害危険地区（山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区）における被害発生を防ぐため、山地防災パトロールを実施する。

また、県から提供された危険箇所に関する資料について、周辺の住民等を中心に、広く危険箇所の周知を行う。

更に、山地防災推進員の活動を通じ、広く住民に周知を行い、台風や豪雨時等における被害発生未然防止及び被害の軽減を図る。

▶資料編参照：山地災害危険地区一覧表 資料 P28

第7 急傾斜地崩壊対策

1 土地所有者等に対する防災措置

(1) 土地所有者等に対する指導

市は、危険箇所調査結果に基づき、危険箇所の土地所有者、管理者、占有者に対し、擁壁、排水施設等必要な防災工事を促すと共に、常に監視を行い災害時における安全の確保を図るよう指導を行う。

また、県に対し、急傾斜地崩壊危険地区の指定区域において、土地所有者・管理者・占有者に対して、必要な防災工事を施すよう指導を行うよう依頼する。

(2) 融資制度の周知

市は、急傾斜地崩壊危険区域（災害危険区域）及び土砂災害特別警戒区域等における土地所有者、管理者、占有者による防災工事、家屋の移転等を行う場合に、がけ地近接等危険住宅移転事業等の公的助成制度が活用できる旨、周知を行う。

2 住民等への周知

市は、県から提供された危険区域に関する資料について、周辺の住民及び要配慮者利用施設等を中心に、広く危険区域の周知を行う。

また、市は、住民に対し次の事項に注意し異常を察知した場合、市又は警察に速やかに通報を行うよう周知を行う。

- ・降雨量、積算雨量等の増加
- ・がけ中腹からの地下水の湧水の発生、また急激な増加、減少
- ・斜面に膨らみ、割れ目がみられる
- ・小石が斜面からばらばらと落ち出す

第 8 土石流防止対策

市は、県から提供された危険箇所に関する資料について、周辺の住民及び要配慮者利用施設等を中心に、広く周知を行う。

また、住民に対し、次の事項に注意し異常を察知した場合、市又は警察に速やかに通報を行うよう周知を行う。

- ・立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合
- ・溪流の流末が急激に濁りだした場合や流木が混ざり始めた場合
- ・降雨が続いているにも関わらず溪流の水位が急激に減少し始めた場合
(上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険がある。)
- ・溪流の水位が降雨量の減少にも関わらず低下しない場合
- ・溪流付近の斜面に落石や斜面の崩壊が生じ始めた場合やその兆候が出始めた場合

第 8 節 農林業関係災害予防対策

【概要】

農林水産業施設整備等の予防対策の実施に努める。

【担当班】農政班、農務班、農地班

震災対策	風水害等対策	大規模事故災害等対策	原子力災害対策
------	--------	------------	---------

第 1 農地・農業用施設及び林業用施設対策

土地改良区、水利組合等の農地・農業用施設及び林業用施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。

市は、その実施と老朽化等により施設の改良が必要なものは、国の補助事業・県単事業等により改善するよう指導する。

なお、防災重点ため池（特定農業用ため池）については、関係者と連携し、防災の観点から廃池や規模縮小、優先順位等も考慮した防災対策工事を行うと共に、ため池ハザードマップの作成等により浸水想定区域等の周知に努める。

▶資料編参照：さくら市防災重点ため池位置図 資料P29

1 共通的な対策

農業用堰、頭首工、大規模排水機等の農業用施設の管理者は、施設の適正な維持管理計画を定め、管理技術者の育成・確保等管理体制の強化を図る。

また、農業用施設及び林業用施設等の管理者は、平常時から定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

2 ため池施設対策

ため池施設の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努めると共に、出水時、異常時には応急措置を施すことができる体制を整備し、貯水制限等の措置を講じて、災害の未然防止に努める。

また、老朽化等により施設の改良が必要なものは、計画的な整備に努めると共に、農業用ため池として利用されていないものについては、管理移管や統廃合を推進する。

3 用排水施設対策

排水施設等の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、出水時・異常時には応急措置を施すことができる体制を整備するなど災害の未然防止に努める。

また、施設機能保持のため改良が必要なものについては、計画的な整備を進める。

第 2 農林水産業共同利用施設対策

市及び農業協同組合・森林組合等の農林水産業共同利用施設等の管理者は、農林水産業共同利用施設（農林水産物倉庫、農林水産物処理加工施設、農林水産業用生産資材製造施設、種苗生産施設、家畜飼養管理施設、家畜排泄物処理利用施設等）の管理について、それぞれの管理者の育成・確保等により、管理体制の整備・強化を図ると共に、平常時から施設の適切な維持管理等を行い、災害の予防に努める。

第9節 防災気象情報等の収集・伝達体制の整備

【概要】

防災気象情報等の収集及び伝達体制を整備し、各機関の情報について、相互利用体系の確立に努めると共に、市民への普及・啓発に努める。

【担当班】総務企画班、環境衛生班、土木建設班

震災対策	風水害等対策	大規模事故災害等対策	原子力災害対策
------	--------	------------	---------

第1 防災気象情報等の普及・啓発

市は、宇都宮地方気象台から発表される各種情報（緊急地震速報、南海トラフ地震に関する情報、北海道・三陸沖後発地震注意情報、警報・注意報等）について、市民がテレビ・ラジオ等で見聞きした時に適切に対応、行動がとれるよう、普及啓発に努める。

▶資料編参照：気象庁の発表する地震情報・緊急地震速報の種類 資料P29

▶資料編参照：気象庁震度階級関連解説表 資料P29

▶資料編参照：南海トラフ地震に関連する情報の種類等 資料P29

▶資料編参照：主な防災気象情報 資料P30

▶資料編参照：宇都宮地方気象台が発表する風水害・雪害に係る注意報・警報の種類及び発表地域区分 資料P30

第2 県システムの活用

市は、適切な災害対応の判断に資するよう、県が公開する次のシステム等を平常時から活用し、各種情報の収集に努めると共に、その情報を基に早期の応急対策を実施する体制を確立するよう努める。

- ・河川水位・雨量情報システム（とちぎリアルタイム雨量・河川水位観測情報システム）
- ・川の水位情報システム（危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラ）
- ・土砂災害警戒情報システム
- ・緊急速報メール配信システム（洪水情報・土砂災害警戒情報）
- ・道路管理情報収集システム
- ・震度情報ネットワークシステム

第3 情報収集・伝達体制の整備

1 火災警報発令等情報の収集

市は、火災の警戒等災害防止の実施のため、宇都宮気象台から発令される火災気象通報等を収集する。

2 情報収集・伝達

市は、防災関係機関と相互に情報の収集・連絡体制の整備を図ると共に、その際の役割・責任等の明確化に努める。

また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

更に、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのICT化に努める。

また、防災関係機関と情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステムに集約できるよう努める。

3 機動的な情報収集体制の整備

市及び防災関係機関は、機動的な情報活動を行うため、無人航空機（ドローン等）を活用する等多様な情報収集手段を活用できる体制を整備すると共に、県防災ヘリによるヘリテレ映像伝送システム等画像情報の収集・連絡システム及び防災協定に基づくドローンによる撮影を利用する。

また、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集・連絡に当たる職員等をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

4 多様な情報収集体制の整備

市及び防災関係機関は、民間企業・報道機関・市民等からの情報等多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

また、市は、現地を確認することなく、河川水位を確認するために市独自で水位計やカメラを整備し、常時水位を監視するほか、市民に対しても広く周知する。

5 通信確保対策

市及び防災関係機関は、非常災害時の通信の確保を図るため、平常時から災害対策を重視した通信設備の総点検を定期的実施すると共に、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を図るため、防災関係機関との連携による通信訓練の積極的な実施に努める。

第4章 交通安全のための情報の充実

1 事業者・管理者等の情報提供

(1) 道路情報の収集・伝達

道路管理者は、道路パトロールカー等による巡視等により道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を実施するために、平常時より道路施設等の状況の把握に努めると共に情報の収集、連絡体制の整備を図る。また異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

(2) 鉄道事故防止に関する知識の普及

鉄道事業者は、踏切道における自動車との衝突・置き石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するため、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示やチラシの配布等を行い、事故防止に関する知識を広く一般に普及する。

2 気象情報等の充実

道路管理者は、宇都宮地方気象台による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、宇都宮地方気象台と協力して情報を活用できる体制の整備を図る。

3 市の普及啓発活動

市及び警察は、連携を密にし、市民の交通安全の普及・啓発に努めるため「交通安全市民総ぐるみ運動」等を推進する。

また、幼児から高齢者に至るあらゆる世代での交通安全教育の徹底を図る。

第 10 節 情報通信・放送網の整備

【概要】

防災関係機関と連携した防災行政ネットワークの整備を図る。また、地域住民への伝達手段の整備等、通信手段の充実に努める。

【担当班】総務企画班、管財班、広報班

震災対策	風水害等対策	大規模事故災害等対策	原子力災害対策
------	--------	------------	---------

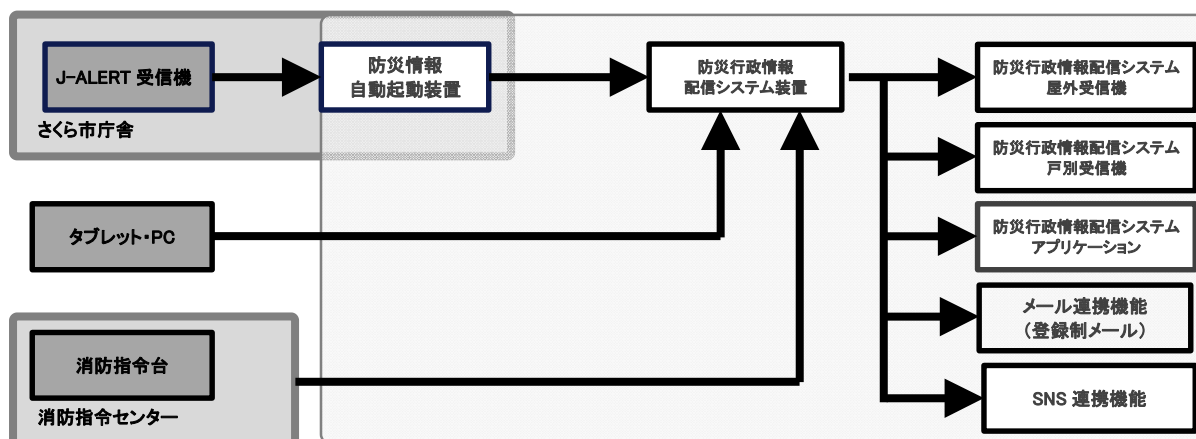
第 1 市・消防本部の対策

1 防災行政情報配信システム

市は、災害時における地域住民等への情報伝達手段として整備した防災行政情報配信システムについて、次のような対策を計画的に実施する。

- ・定期保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持する
- ・設備・施設の耐久性の向上を図り、停電時の電源を確保する。
- ・定期的にシステム操作の研修や端末操作を含む訓練を実施し、システムの習熟に努める。
- ・スマートフォンの普及及び住宅性能向上による屋外スピーカーの音声不達を考慮し、防災アプリへの配信に努める。
- ・避難行動要支援者に有効である戸別受信機への配信に努める。
- ・各種イベント及び広報、SNS等による防災アプリ及び戸別受信機の周知。

■ 防災行政情報配信システムの概要



2 その他の市民伝達手段の整備

市は、避難情報等の迅速かつ確実な伝達のため、防災行政情報配信システムのみならず、防災メールによる避難行動要支援者への音声電話及びショートメッセージ、携帯電話会社との連携による緊急速報メール、テレビやインターネット等による L アラート SNS 等の活用、災害時優先電話等輻輳に強い通信手段の確保、その地域の実情に合わせた災害時における多様な通信連絡手段の充実に努める。

また、消防本部と協力して、トランシーバーやメール等消防団で効果的に活用できる通信手段の導入に努める。

▶ 資料編参照：災害時特設公衆電話設置場所一覧 資料 P30

3 消防・救急無線

消防本部は、迅速かつ的確な災害応急活動を実施するため、消防・救急無線の途絶防止対策及び施設復旧対策の強化に努める。

また、近年の過密な電波環境への対応や秘匿性の確保・各種データ・画像等の伝達を可能とするため、消防・救急無線のデジタル化を実施した。

第2 電信電話機関の対策

各電信電話機関は、災害リスクや防災体制の現状、課題を踏まえて対策目標を設定し、次のような対策を計画的に実施する。

- ・電信電話施設、設備の防災性の向上、非常電源等の確保
- ・電信電話施設、設備の定期点検
- ・通信サービスの継続、迅速復旧のための体制（応援協力含む。）、資機材等の確保
- ・災害対応計画の策定、訓練による検証・修正
- ・代替手段の普及（災害用の伝言ダイヤル、伝言板等の登録、利用法等）

第3 放送機関の対策

各放送機関は、災害リスクや防災体制の現状、課題を踏まえて対策目標を設定し、次のような対策を計画的に実施する。

- ・放送施設、設備の防災性の向上、非常電源等の確保
- ・放送施設、設備の定期点検
- ・放送の継続、迅速な復旧のための体制（応援協力含む。）、資機材等の確保
- ・災害対応計画（非常時の番組編成含む。）の策定、訓練による検証・修正
- ・非常用の放送施設、設備（仮設、予備等）の整備

第 1 1 節 応急対策への備え

【概要】

職員の参集体制の整備や防災関係機関との連携の強化等を図る。

【担当班】総務企画班、管財班、環境衛生班、児童保健班

震災対策	風水害等対策	大規模事故災害等対策	原子力災害対策
------	--------	------------	---------

第 1 災害応急体制の整備

1 職員の体制

市及び防災関係機関は、災害応急時に対応するため、職員の非常参集体制の整備を図る。

また、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知すると共に活動手順や他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

市は、市職員の消防団への加入を促進する。

2 防災関係機関との連携

市及び県、消防本部及びその他の防災関係機関等は、災害発生時における応急活動及び復旧活動に関して、防災関係機関との相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携を強化しておく。

市及び消防本部は、消防相互応援体制の整備に努めると共に、緊急消防援助隊による人命救助活動等の受援・支援体制の整備に努める。

また、市は、県を通じて自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順・連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくと共に、連絡先を徹底しておくなどの必要な準備を備えておく。

なお、いかなる状況において、どのような分野（偵察、消火、救助、救急等）について、自衛隊の派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行う。

3 業務継続性の確保

市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定等を行う。

第 2 災害応急対策活動への備え

1 消火活動への備え

(1) 消防水利の整備

市は、大規模な火災に備え、消火栓にのみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図ると共に、その適正な配置に努める。

また、市及び消防本部は、空中消火活動の際必要となる水利について検討・選定を進めると共に、必要により協定等の締結、水槽の設置等により水利の確保、整備に努める。

(2) 消防用資機材等の整備

市は、整備計画等に基づき、危険物等に起因する火災等に備えて化学消火剤の確保に努める。

また、消防ポンプ自動車、林野火災用工作機器・可搬式消火機材等の消防用機械・資材等の整備促進に努める。

(3) 空中消火活動の支援

市及び消防本部は、災害発生時に空中消火の拠点となる緊急時ヘリコプターの離発着場（鬼怒川運動公園・喜連川運動場・小中学校校庭等）を確保すると共に、空中消火用資機材の整備、備蓄、維持管理に努める。

2 救助・救急活動への備え

市及び消防本部は、整備計画等に基づき、必要とされる車両（救助工作車、救急車、照明車等）、応急措置の実施に必要な救急救助用車両及び資材の整備に努める。

また、資機材の保有状況を把握すると共に、必要に応じて、県及び防災関係機関と情報の交換を行うよう努める。

鉄道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めると共に、消防本部及び市との連携の強化に努める。

3 医療活動への備え

市及び事業者は、あらかじめ医療機関・消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図ると共に、医療機関の連絡・連携体制についての計画を策定するよう努める。

また、市は、日本赤十字社栃木県支部及び医療機関との連携を図り、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、整備計画等に基づく応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

4 緊急輸送、代替輸送への備え

市は、県や防災関係機関との共同により信号機・情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

警察は、災害時の交通規制・誘導を円滑に実施できるよう体制の整備に努めると共に、必要に応じ、警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対応業務に関する協定等の締結に努める。

また、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。

鉄道事業者は、県公安委員会その他の関係機関の協力のもとに、事故災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努める。

5 危険物等の大量流出時における防除活動への備え

(1) 防除資機材等の整備

市は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。

(2) 関係機関の協力体制の整備

市は、危険物等が大量流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図る。

また、関係機関の協力のもとに、各々の整備計画に基づく事故災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努める。

更に、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。

第 1 2 節 避難体制の整備

【概要】

避難場所等の選定、避難誘導體制、避難場所等運営体制の整備を促進すると共に逃げ遅れをなくするため、「自らの命は自らが守る」という意識のもと、早期避難の重要性を市民に周知する。

【担当班】総務企画班、市民厚生班、児童保健班、学校教育班、社会教育・文化班

震災対策

風水害等対策

大規模事故災害等対策

原子力災害対策

第 1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定及び整備

1 指定緊急避難場所の指定

市は、発生し得る災害の想定を踏まえ、公園、グラウンド、公民館、学校、体育館等の公共施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で指定緊急避難場所（以下「緊急避難場所」という。）として指定し、本計画資料編に定めておく。

また、現在指定している箇所が適切であるか随時確認を行い、適切でないと判断された場合、整備、又は指定替えを行う。

なお、指定に際しては、災害対策基本法の基準に基づき、管理体制、安全性等を考慮して指定するものとし、指定するときは、県に通知すると共に公示して、市民に周知する。

また、災害の危険が去った後に、自宅が損壊するなど一定期間の避難生活を余儀なくされた被災者について、緊急避難場所から指定避難所への円滑な移動がなされるよう配慮する。

2 指定避難所の指定

市は、発生し得る災害の想定を踏まえ、公共施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で指定避難所（以下「避難所」という。）として指定し、本計画資料編に定めておく。

また、現在指定している箇所が適切であるか随時確認を行い、適切でないと判断された場合、整備、又は指定替えを行う。

なお、指定に際しては、災害対策基本法の基準に基づき、施設の規模、災害の影響、物流機能等を考慮して指定するものとし、指定するときは、県に通知すると共に公示して、市民に周知する。

また、次の点についても留意する。

- ・原則として地区別に指定し、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。
- ・耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策を図り、災害により重大な被害が及ばないこと。
- ・生活面を考慮し、バリアフリー化された学校、公民館等の集会施設、福祉センター、スポーツセンター、図書館等の公共施設とすることが望ましいこと。
- ・緊急避難場所と避難所は、相互に兼ねることができること。

▶ 資料編参照：指定緊急避難場所及び指定避難所の指定基準 資料P31

▶ 資料編参照：指定緊急避難場所及び指定避難所等一覧 資料P32

3 指定福祉避難所の指定

市は、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定福祉避難所として指定し、本計画資料編に定めておく。

また、現在指定している箇所が適切であるか随時確認を行い、適切でないと判断された場合、整備、又は指定替えを行う。

なお、指定に際しては、その旨を県に通知すると共に、受入対象者を特定の上、公示して、市民に周知する。

また、一般避難所の指定基準のほか、次の基準に基づき、指定する。

- ・バリアフリー化された施設であること。
- ・要配慮者に対する相談や介助等の支援体制等を有すること。

4 避難所の整備

市は、避難所の整備に当たっては、男女共同参画の視点を重視しながら、避難者の良好な生活環境を確保するため、次の事項に留意する。

- あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めること。
- 電話の不通、停電、断水等の事態に備え、必要な設備の整備に努めること。
- 放送設備等、避難者への情報伝達に必要な設備の整備に努めること。障がい者に対しては、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制を整備し、特に視覚障がい者や聴覚障がい者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行う。
- 換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めること。特に避難所における感染症拡大防止や熱中症対策等を確保するため、各避難所の換気設備若しくは空調設備の整備を進めること。
- 帰宅困難者、観光客等地区外の避難者の避難に資するため、JIS規格のピクトグラムの共通化、誘導標識、案内板等の設置に努めること。また、外国人の避難に資するため、多言語表示シート等を整備しておくこと。
- 食料・飲料水の備蓄又は供給体制について検討しておくこと。また、高齢者、障がい者、乳幼児、女性等に配慮した生活必需品等の備蓄や生活用水の確保も検討すること。
- 要配慮者の避難状況に応じ迅速に洋式トイレのほか、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を仮設できるよう、あらかじめこれらの調達方法を整理しておくこと。
- 要配慮者に対する必要な育児・介護・医療用品の調達方法を整理しておくこと。
- 体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合に備えて、畳、マット、プライバシー確保のための間仕切り用パーティション等の購入や、冷暖房機器等の増設等の環境設備の整備に努めること。
- 通信事業者の協力を得て、災害発生時に速やかに非常用電話やインターネット等の通信施設が設置できるよう、あらかじめ設置場所等を定めておくと共に、公衆無線 LAN (Wi-Fi) の利用ができる環境整備に努める。
- 必要に応じて家庭動物（ペット）のためのスペースの確保に努めること。
- 安否情報システムの使用が可能となる通信環境の整備や人員等の確保について検討しておくこと。

5 学校等における竜巻被害対策としての緊急避難場所の確保

学校等の管理者は、竜巻災害に備えて、児童・生徒等の身の安全を守ることが可能な安全な避難場所を確保するように努める。

また、登下校時の安全確保の方策についても確立するよう努める。

第2 避難に関する知識の周知徹底

市及び防災関係機関は、各種手段や広報等を活用し、緊急避難場所及び避難所の位置、避難経路、注意事項、避難所への持出品、警戒レベルとそれに応じて市民がとるべき行動、避難指示等の市民に行動を促す情報等の意味等、避難に必要な知識等について幅広い年代の市民への周知徹底に努め、企業、事業所等はこれに協力する。

更に、避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、日頃から市民へ周知徹底に努める。

- 自主防災組織等を通じた周知
- 標識・誘導標識・案内板等の設置による周知
- ハザードマップ（避難場所及び避難所等記載）配布による周知
- 防災行政情報配信システム・防災メール・市ホームページ・SNS等による周知

第3 避難実施・誘導体制の整備

1 避難基準の設定

市は、土砂災害や浸水が予想される地域の住民に対する避難指示等を行う基準を設定する。

その際、国の「避難情報に関するガイドライン」に示されている情報等により検討、設定する。

また、対象区域をあらかじめ設定して、当該区域内の世帯数・居住者数と避難行動要支援者の状況、要配慮者利用施設の所在状況等避難指示等の実施に当たって必要となる情報を事前に把握・整理しておき、必要に応じ見直すよう努める。

▶資料編参照：避難指示等の判断・伝達基準 資料P32～36

2 避難指示等の伝達手段の整備

市は、火災延焼や土砂災害・浸水が予想される地域の住民に避難指示等の重要な情報を確実に知らせるため、通信施設の整備を推進すると共に、職員による広報車等での伝達や消防団、自主防災組織等を活用した戸別伝達のほか、放送事業者の活用、携帯電話の緊急速報メール等多様な伝達手段の整備に努める。

特に、避難行動要支援者に対しては、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用し、文字放送や読み上げ機能のある電子メール等の活用を図るなど、十分に配慮する。

3 避難誘導体制の確立

(1) 各機関連携による地域の避難体制の確立

市は、消防本部、警察、自主防災組織等の協力を得て、発生し得る災害の想定を踏まえ、平常時から次のことに留意して避難誘導体制を確立しておく。

- ・地区毎に事前に責任者を決定しておくこと。
- ・地区の実態に応じた避難経路を2経路以上選定しておくこと。
- ・避難行動要支援者の安全確保及び優先避難を考慮すること。
- ・避難経路となる道路の安全性の向上に努めること。
- ・水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めること。

(2) 不特定かつ多数の利用者がいる施設等の対策

市及び防災関係機関は、不特定かつ多数の人の集まる場所の管理者に対し、非常時における誘導要領・避難経路の明示・照明・予備電球の確保・感染症対策等について指導を行う。

また、避難訓練の実施に努めるよう指導を行い、安全体制の確保に努める。

第4 避難所管理・運営体制の整備

1 避難所管理・運営体制の確認

市は、避難所がスムーズに開設・運営できるよう、避難所管理・運営マニュアルを作成すると共に、各避難所の管理責任者をあらかじめ定め、責任者への連絡手段・方法、行政区との協力体制等を毎年度確認しておく。

2 職員派遣体制の整備

市は、災害発生初期において避難所管理・運営を円滑に行うため、避難所への職員派遣基準及び体制を事前に明確にしておく。

3 自主防災組織、ボランティア団体等との連携

市は、円滑な自主運営体制の確立を図るため、自主防災組織、行政区、市社会福祉協議会、NPO法人・ボランティア団体等の協力を得るなど連携して、避難所運営体制を事前に検討しておく。

4 指定管理者との役割分担の明確化

市は、指定管理施設を避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を明確にしておく。

5 専門家等との情報交換

市は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

第5 県外避難者受入対策

市は、大規模災害等により県外からの避難者を受入れる状況の発生に備えて、あらかじめ避難所として使用できる施設を選定しておく。

また、避難所の選定に当たり、避難行動要支援者の受入れについて十分留意する。

なお、原則、県外避難者を受入れる避難所の開設及び運営は、市が行う。

第6 帰宅困難者対策

1 栃木県帰宅困難者対策連絡会議への参加

市は、県が主催する「栃木県帰宅困難者対策連絡会議」へ参加して、必要な連絡調整を行う。

2 一斉帰宅の抑制

(1) 企業等における対策

企業や学校等は、次の事項等を定めた帰宅困難者対策に関するマニュアル等の作成に努める。

- ・従業員や児童・生徒等を一定期間施設内に留めるための滞在場所や飲料水・食料・毛布等の備蓄の確保
- ・従業員や児童・生徒等の安否確認手段の確保
- ・従業員や児童・生徒等への「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、災害用伝言ダイヤル 171 や災害用伝言板等の家族等との安否確認手段の周知

(2) 駅や大規模集客施設等における利用者保護

鉄道事業者は、災害が発生し交通機関の運行が停止した場合における利用者の避難誘導體制や利用者を一定期間留める場所・備蓄の確保等、利用者保護と一斉帰宅の抑制に係る計画を定めると共に、平常時から計画に基づく訓練を実施する。

(3) 市民等への周知

市は、市ホームページ等により、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を市民へ周知すると共に、(1)(2)の取組みについて企業等への啓発を図る。

3 一時滞在施設等の確保

市は、帰宅困難者を一時的に受入れるための一時滞在施設を避難所とは別に確保するよう努める。

なお、一時滞在施設としては、市所有の施設を指定するほか、民間事業者にも協力を求め、民間施設を指定するよう努める。

また、帰宅困難者の受入れに必要な飲料水や食料、毛布その他必要となる物資の備蓄に努める。

4 帰宅困難者の誘導等の体制整備

市は、駅前等の滞留場所から一時滞在施設までの帰宅困難者の案内誘導について、警察等の関係機関との協力体制の構築に努める。また、輸送において、(一社)栃木県バス協会に協力を得られるよう連絡体制を整備しておく。

5 外国人への支援

市は、さくら市国際交流協会等と連携し、外国人の帰宅困難者に対して多言語による情報の提供や相談業務等の外国人支援体制の確保に努める。

第 1 3 節 消防・救急・救助、保健医療福祉体制の整備

【概要】

火災予防の徹底に努めると共に、消火や被災者の救助活動・応急措置・救急運搬等のため、消火・救急・救助体制の整備充実を図る。

また、負傷者への医療救護活動や保健福祉活動のため、保健医療福祉体制及び後方医療体制等の整備・充実を図る。

【担当班】総務企画班、児童保健班

震災対策	風水害等対策	大規模事故災害等対策	原子力災害対策
------	--------	------------	---------

第 1 火災予防の徹底

1 地域住民に対する指導

市・消防本部及び消防団は、一般家庭に対し、各戸巡回や各種会合等における消火訓練等で消火器の取扱方法等の指導を行い、地震発生時における火災の防止と消火の徹底を図る。

また、女性防火クラブ・幼少年消防クラブ等の育成、指導を強化する。

2 住宅防火対策の推進

市は、地域住民、特に、高齢者、障がい者等の要配慮者を住宅火災から守るため、関係機関と連携して、住宅用火災警報器及び感震ブレーカー等の普及啓発活動を実施するなど住宅防火対策の一層の推進を図る。

3 防火及び防災管理者の育成

市は、消防本部が防火及び防災管理者に対して行わせる消防計画の策定、防火訓練の実施・消防用設備等の整備・点検・火気の使用等の指導に協力する。

第 2 消防力の強化

1 組織の充実強化

市は、「消防力の整備指針」に基づき、消防組織の整備を図ると共に、長期的展望に立った効率的な組織づくりを推進し、消防体制の強化に努める。

特に、団員の減少やサラリーマン化、高齢化の問題を抱える消防団について、機能別消防団員制度を活用して、団員の確保と資質の向上を図る。

2 消防施設等の整備充実

市は「消防力の整備指針」等により、車両、資機材等の消防施設等の整備充実について計画的な推進を図る。

なお、地震防災上緊急に整備すべき消防施設等については、地震防災緊急事業五箇年計画（本章第 6 節第 2 参照）により整備する施設等として位置づけ、積極的に整備促進を図る。

3 消防水利の確保・整備

市は、「消防水利の基準」等により、消防水利施設の整備充実について、計画的な推進を図る。

また、大規模地震災害では、消火栓の断水等により消火活動に困難をきたす可能性が高いことから、河川等の自然水利を活用した消防水利の整備や耐震性貯水槽・防火水槽等の設置等多様な水利を確保していく。

(1) 消防水利施設の整備

消防活動に必要な水利を確保するため、消火栓、耐震性貯水槽・防火水槽、その他自然水利等の整備に努める。

(2) 河川水の緊急利用

都市部を流下する小河川を中心に、流水利用についての調査・検討を行い、河川水の有効利用を図る。

(3) 耐震性貯水槽・防火水槽等の設置

庁舎、公立学校、その他公共上重要な施設について、必要に応じ耐震性貯水槽・防火水槽等の整備やプールの耐震化を図り、必要な水利の確保を図る。

4 化学消火剤の備蓄

市は、地域内の実情に応じ、危険物等に起因する火災等に備えて化学消火剤の確保を図る。

第3 救急・救助力の強化

1 救急・救助用車両・資機材等の整備

市及び消防本部は、救急・救助隊の設置を進めると共に、「消防力の整備指針」等により、救急・救助用車両、資機材等の整備を計画的に推進し、救急・救助体制の充実を図る。

2 医療機関との連携強化

消防本部は、同時多発する救急要請に対し、迅速かつ的確な医療機関への搬送を行うため、医療機関との連携を強化する。

3 応援受入・連携体制の整備

消防本部は、広域的な救急・救助応援受入れ体制を整備する。

また、県警察及び自衛隊との連携体制の整備を図る。

第4 保健医療福祉体制の整備

1 市の対策

市は、医療機関等と連携し、災害時に負傷者への迅速かつ適切な医療救護活動を実施できるよう、平常時から保健医療福祉体制の整備・充実を図る。

- ・消防本部及び関係医療機関と連携し、救護所にあてるべき建物・場所の調査を行い、その一覧を作成しておく。
- ・救護所に備えるべき器材をあらかじめ検討し、その確保方法を確立しておく。
- ・臨時・移動式救護所を開設するための資材（天幕、テント等）の整備を図る。
- ・救護班の編成及び出動体制を確立する。
- ・管内における被災者搬送先医療機関体制を整備する。
- ・広域災害・救急医療情報システム（E M I S）を活用した迅速な搬送体制の確立と救急医療の提供体制の整備を図る。

2 医療機関の対策

（1）救急医療体制の整備

医療機関は、自らの被災状況の早期把握や医療継続の可能性の判断ができる体制を整備すると共に、広域災害・救急医療情報システム（E M I S）に被災状況等を入力する体制を整備する。

また、被災地へ出動する救護班の編成や救護所の設置等救急医療の体制を整備する。

（2）災害に備えた研修・訓練の実施

医療機関は、業務継続計画（B C P）を整備し、当該計画に基づき、被災した状況を想定した研修・訓練を計画的に実施するよう努める。

（3）医療体制の確保

医療機関においては、災害時に備えて、施設・設備の防災性の向上を図ると共に、業務継続計画（B C P）の整備等災害時の診療機能維持のための措置を講じておく。

- ・非常事態に即応するため、平素から入院患者の実態把握に努め、患者の容体等により「担送」「護送」「その他」等に区分し、避難・誘導、搬送の体制を確立する。
- ・年間2回以上避難訓練を実施し、そのうち1回は夜間に実施するよう努める。
- ・避難器具の設置場所と使用方法を患者、職員に周知する。
- ・病院、診療所においては、重症患者、高齢者、乳幼児等自力では避難することが困難な患者は、避難誘導、搬送の容易な場所に収容するなど特別の配慮を図る。
- ・介護老人保健施設等については、自力避難が困難な入所者の療養室はできる限り一階部分とするなど、避難が容易になる対策を講じる。
- ・災害時の負傷者等の応急手当のできる体制を確立しておく。

第 1 4 節 緊急輸送体制の整備

【概要】

災害発生時に、円滑な緊急物資の輸送・供給を的確に実施するため、緊急輸送体制の整備を図る。

【担当班】総務企画班、土木建設班

震災対策	風水害等対策	大規模事故災害等対策	原子力災害対策
------	--------	------------	---------

第 1 緊急輸送道路の指定

1 県の緊急輸送道路の状況

市は、県、その他の道路管理者と協力し、緊急輸送道路について、計画的な道路整備、維持管理に努めると共に、関係者等に対して周知徹底を図る。

また、より円滑な輸送体制の確保を図るため、随時指定路線の見直しを行い、必要がある場合、関係者間での協議の上、指定路線の変更を行う。

■ 県の緊急輸送道路区分

区分	設定基準
第1次緊急輸送道路	・県庁所在地、地方中心都市を連絡する道路 ・県内と隣接県を連絡する幹線道路
第2次緊急輸送道路	・第1次緊急輸送道路と市役所・町役場、地方合同庁舎等の主要な防災拠点を連絡する幹線道路
第3次緊急輸送道路	・第1次、第2次緊急輸送道路の機能を補完する道路

▶ 資料編参照：さくら市緊急輸送道路 資料P37

第 2 陸上輸送体制の整備

1 道路管理者による輸送体制の整備

(1) 道路・橋梁の整備

市は、国土交通省関東地方整備局、県及びその他の道路管理者と共に、災害時における道路機能を確保するために、道路、橋梁の整備に当たっては、耐震性や復旧性を備え、災害時に確実に機能する道路ネットワーク整備を推進する。

また、落石、倒木等が発生しやすい場所の点検、パトロールを実施し、補強等の対策工事の必要な箇所について、緊急度の高い箇所から順次対策の実施を図る。

(2) 情報収集・連絡体制の整備

市は、災害時における交通の支障を防止し、併せて災害応急対策活動等を容易にするため、災害情報の収集・連絡体制を整備する。

第 3 離着陸場等の整備

市は、災害時に、道路が土砂崩れ、橋梁の損壊等により寸断され、陸上輸送に支障をきたす場合に備えて、臨時離着陸場等の候補地を陸上輸送との連携を考慮して選定し、計画に定めると共に、必要に応じて通信機器等の必要な機材について整備しておくよう努める。

また、離着陸場等候補地のうち、飛行場外離着陸場又は緊急離着陸場として適する場所について、「飛行場外離着陸場・緊急離着陸場に関する要領」に基づき、県に報告を行う。

なお、災害時における離着陸場等の施設の管理者は、構造物について、必要に応じ補修改良を図り、災害に強い施設の整備に努めると共に、施設等の定期的な点検、巡回を行う。

▶資料編参照：さくら市臨時離着陸場等候補地一覧 資料P38

第4 物資集積所の整備等

市は、災害発生時における救援物資の集積及び配布の円滑化を図るため、物資集積・輸送上重要な施設（トラックターミナル、卸売市場等）の把握に努め、物資集積場所（候補施設）として指定する。

なお、民間企業等と締結している協定に基づき、事前に協力内容や実施体制について確認しておく等平常時から連携体制の強化を図る

第5 関係機関との連携による輸送体制の強化

1 建設関係機関との連携体制

市は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等を速やかに実施するため、建設関係機関と締結している協定に基づき、事前に協力内容や実施体制について確認しておく等平常時から道路啓開体制の整備、強化を図ると共に、道路復旧作業等に必要となる人員や資機材等を速やかに確保できる体制の整備に努める。

2 物資輸送機関との連携体制

市は、民間物流事業者等の有する技術や人材、物流施設等を活用し、救援物資の供給が迅速かつ円滑に実施できるよう、民間物流事業者等と協定を締結するなど、体制の整備に努める。

また、定期的に協力内容や実施体制の確認のための訓練を行うなど、平常時から連携体制の強化を図る。

第 1 5 節 防災拠点の整備

【概要】

災害対策活動における中核的な役割を担う防災拠点の整備を図る。

【担当班】総務企画班、管財班

震災対策	風水害等対策	大規模事故災害等対策	原子力災害対策
------	--------	------------	---------

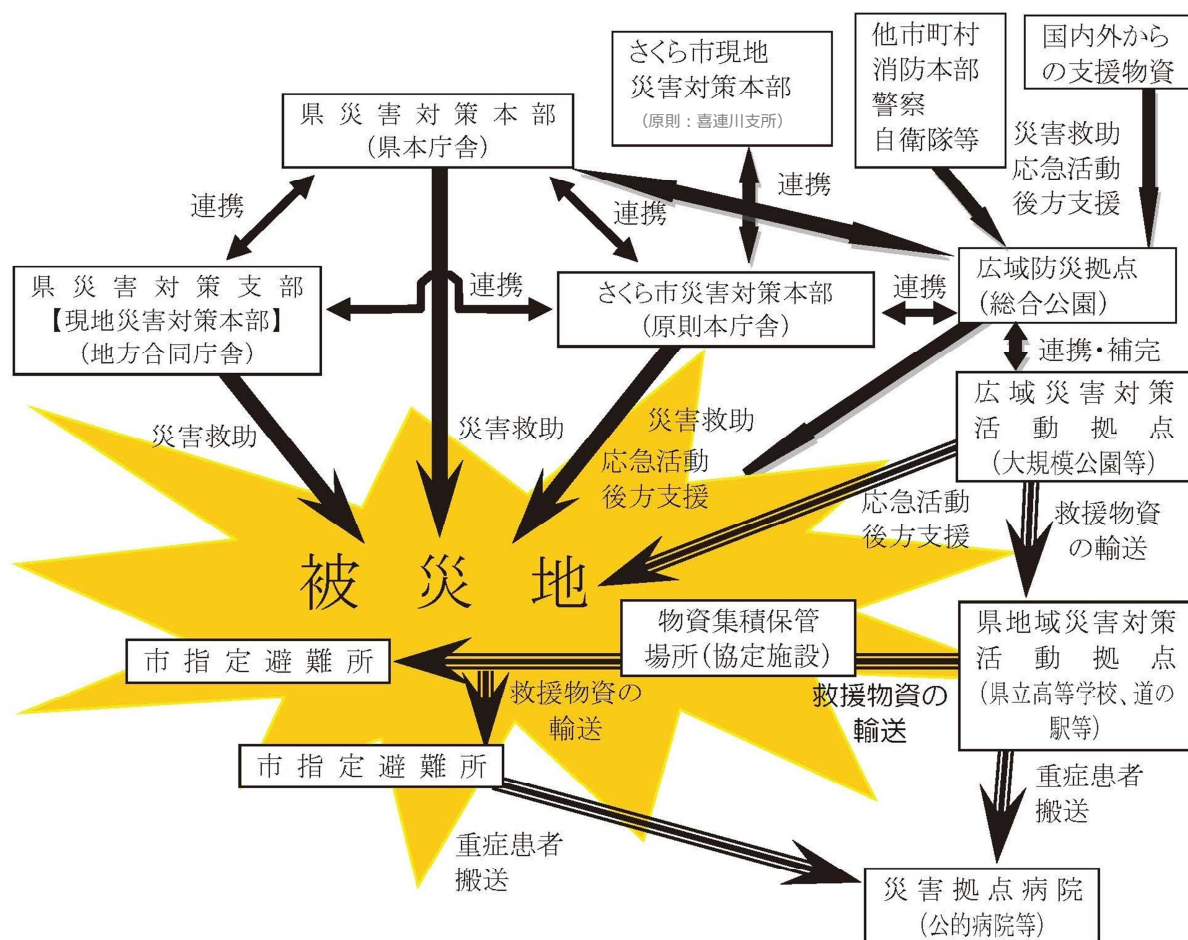
第 1 防災拠点の概要

1 防災拠点等

本市の防災拠点は、原則として、災害対策本部長の指示がない場合は次の通りとする。

- ・さくら市災害対策本部（さくら市役所本庁舎）
- ・さくら市現地災害対策本部（さくら市役所喜連川支所）
- ・さくら市広域防災拠点（さくら市総合公園）

2 防災拠点等の体系



第2 災害対策活動拠点の整備

災害対策活動における中核的な役割を担う活動拠点の整備について、関係機関と連携を図りながら推進していく。

1 拠点等の整備

市は、災害対策活動の第一線の拠点となる庁舎・支所及び広域防災拠点について、災害対策本部及び現地災害対策本部の機能や、広域的な支援（部隊のベースキャンプ地の確保等を含む。）や援助物資の受入（陸上・航空等の輸送手段を問わず。）等を十分果たすことができるよう、必要な整備を図る。

また、被災により庁舎の機能が失われた場合を想定し、事前に災害対策本部設置場所の代替施設を選定しておく。

更に、市有施設を中心に、避難所への支援物資の提供を行うための中継の役割等を担う地域物資拠点の必要な整備を図る。

▶資料編参照：市内防災拠点・広域防災拠点施設 資料P38

2 設備等の整備

災害対策活動拠点には、必要に応じて次のような整備を行い、それぞれの施設等が役割を分担しながら連携し、災害に対処していく。

特に、災害時において中枢の役割を担う市災害対策本部及び市現地災害対策本部、広域防災拠点となる施設については、計画的に整備を推進すると共に、役割分担を明確にし、災害時に有効に活用・機能するよう適切に維持管理を行う。

- ・建築物の耐震・不燃・浸水対策等堅牢化
- ・非常用電源
- ・県防災行政ネットワーク
- ・（飲料水兼）耐震性貯水槽、防火水槽
- ・備蓄倉庫

3 広域防災拠点

市は、広域防災拠点が次のような機能を災害時に充分に発揮するため適切に維持管理を行う。

なお、塩谷広域圏（本市、矢板市、塩谷町、高根沢町）を基本的な応援範囲とするが、県等から応援要請があった場合は、塩谷広域圏に限らず広域防災拠点としての活用を促進する。

- ・災害対策本部・現地災害対策本部の補完
- ・広域部隊等の後方活動及び野営の拠点
- ・医療救護活動の支援
- ・備蓄物資の効果的供給
- ・救援物資（国内外）の集積拠点

第 1 6 節 建築物災害予防対策

【概要】

地震発生時における建築物の安全性の確保を促進するため、建築物の耐震性の強化等、必要な防災対策を積極的に講じる。

また、風に対する建築物の堅牢化、雨による地下空間等の浸水防止対策等を図る。

【担当班】総務企画班、市民厚生班、児童保健班、土木建設班、都市整備班、学校教育班

震災対策	風水害等対策	大規模事故災害等対策	原子力災害対策
------	--------	------------	---------

第 1 民間建築物の耐震性の強化促進

市は、県と連携して、市民が安心して相談できる環境を整えると共に、(一社) 栃木県建築士会、(一社) 栃木県建築士事務所協会等と協力し、所有者等が知りたい情報の整備に努める。

また、建築物の耐震性強化に関する知識を普及させるため、耐震化の啓発パンフレットの配布、所有者に対する直接的な働きかけ、SNS等を活用した情報発信や、工事現場を活用した広報に取り組む。

更に、県や国の機関及び関係機関と連携して、住宅所有者の費用負担を軽減するための助成制度の周知・活用促進を図る。

第 2 公共建築物の災害予防対策

1 防災上重要な公共建築物

本計画では、次の施設を防災上重要な公共建築物とする。

- ・防災拠点（災害対策活動拠点、災害拠点病院）
- ・医療救護活動の施設（病院、氏家保健センター、喜連川保健センター等）
- ・応急対策活動の拠点（警察署、消防本部等）
- ・避難収容施設（学校・体育館・文化施設等）
- ・社会福祉施設等（養護老人ホーム・障がい者支援施設等）

2 公共建築物の耐震性の強化

公共建築物は、災害時における応急対策活動の拠点又は避難所等となるため、耐震改修整備を計画的・効果的に推進する。

(1) 庁舎等の整備

市は、災害対策の中核施設となる庁舎等について、計画的に耐震診断を行い、耐震診断結果に基づき、耐震補強工事、非構造部材の耐震対策を行うなど、重点的に耐震性の確保を図る。

(2) 学校の設備・備品等の安全管理

市教育委員会は、コンピュータ・テレビ・ロッカー・書棚・書架・下駄箱・薬品棚・実験実習機器等の転倒落下等の防止を行い、その安全性を強化すると共に、児童・生徒等、教職員の安全と避難通路が確保できるよう設置方法、場所等について十分配慮する。

(3) その他防災上重要な公共建築物の耐震化

避難収容施設・医療救護施設・社会福祉施設・応急対策活動の拠点となる施設等防災上重要な公共建築物について、施設管理者は、耐震診断を実施し、必要に応じ順次改修等の実施に努める。

(4) 市営住宅

市は、居住者の安全確保・建築物の被害の軽減を図るため、新耐震基準導入前に建設された市営住宅の耐震性を調査・診断し、必要に応じて補修・補強を行う。

3 その他必要な予防対策の実施

(1) 防災設備等の整備

市及びその他の施設管理者は、次のような防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

- ・飲料水の確保
- ・非常用電源の確保
- ・敷地内の排水施設、擁壁等の整備
- ・配管設備類の固定・強化
- ・施設や敷地内の段差解消等、避難行動要支援者に配慮した施設設備の整備
- ・その他防災設備の充実

(2) 施設の維持管理

市及びその他の施設管理者は、次の台帳・図面等を整備し、日常点検や法令に基づく点検等により施設の維持管理に努める。

- ・点検結果表
- ・現在の図面及び防災関連図面
- ・施設の維持管理の手引

第3 震災建築物応急危険度判定制度の整備

市は、地震により被災した建築物の余震等の二次災害に対する安全性を判定するため、栃木県震災建築物応急危険度判定協議会において、県及び県内市町等との連絡調整を行うと共に、震災建築物応急危険度判定の実施体制について整備する。

第4 ブロック塀等の倒壊防止

市は、県と連携して、ブロック塀等の安全対策について、市民に対して十分な啓発活動を実施すると共に、通学路や多くの住宅から避難所等に通じる道路において、危険なブロック塀の除去に対する支援を行う。

また、一層の啓発活動のため、行政区・学校等と連携し、通学路における危険なブロック塀の実態把握について努める。

更に、「さくら市ブロック塀等撤去等事業補助制度」を活用して、安全対策を推進する。

第5 家具等転倒防止

市は、一般家庭でのタンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒や棚上の物の落下による事故を防止するため、パンフレットやチラシ等の配布を通じて、市民に対し家具等の安全対策等の普及啓発を図る。

第 6 石綿含有建材使用建築物への予防対策

市は、平常時から県と調整して、災害時の石綿露出状況等の方法を整理すると共に、情報の受入れ・伝達体制を構築するよう努める。

また、建築物等の所有者、解体工事受注者等に対する指導方針をあらかじめ定めると共に、被災建築物等の解体等に係る相談窓口や指導体制を整理するよう努める。

第 7 地下空間浸水対策

市は、「地下空間における浸水対策ガイドライン」に基づき、防水扉及び防水板の整備等、建物や地下空間等を浸水被害から守るための対策について、必要に応じて設計者や施行管理者に対して指導、助言を行う。

第 1 7 節 公共施設等災害予防対策

【概要】

上下水道、廃棄物処理施設等公共施設について安全性を考慮した施設整備に努める。

【担当班】上水道班、下水道班、土木建設班、環境衛生班

震災対策	風水害等対策	大規模事故災害等対策	原子力災害対策
------	--------	------------	---------

第 1 ライフライン関係機関の対策

1 水道施設

水道事業者等は、水道水の安定給水と二次災害防止のため、次により水道施設の整備を図る。

(1) 書類の整備

施設の完成図面、図面台帳、設備仕様書等を整備しておく。

(2) 防災体制の編成

防災体制の編成、危機管理マニュアル、緊急連絡系統図等を作成する。

(3) 貯留水の確保

配水池等の貯水施設の耐震化を図るほか、流入管・流出管には、緊急しや断弁等を設置し、貯水施設内の水を安全に確保できるようにする。

(4) 二次災害防止

ポンプ場、浄水場内での薬液注入設備等の燃料用設備の設置に当たっては、地震や台風、豪雨等による漏洩、その他の二次災害の発生を防止するための措置を講じる。

(5) 施設の維持管理

施設のリスクを表示し職員に周知徹底させると共に、消火機器、塩素ガス漏洩検知装置、中和装置、救護用具、医薬品等を常に使用可能な状態にしておく。

(6) 配水路管等の改良

老朽管や耐震性の低い管路の布設替えを行い、管路の強化に努めると共に、地盤の特性を考慮した材料の選定を行う。

(7) 応援体制の整備

給水系統相互間における水の融通体制を強化すると共に、隣接水道事業者間の相互連携に努める。

(8) 応急復旧用資機材の備蓄

応急復旧が速やかに実施できるよう、主要施設の資機材の備蓄に努める。

(9) 重要給水施設の把握

避難所、医療機関等、災害時に重要となる施設を把握し、給水体制の確保に努める。

▶ 資料編参照：市内水道事業浄水施設 資料P39

2 下水道施設

(1) 施設の整備

下水道施設の管理者は、施設の新設・増設に当たっては、耐震性を考慮した設計とすると共に、新たに耐震性向上のため開発される資機材・工法等も積極的に取り入れ、耐震性のある施設とする。

また、風雨や降雪に対応できる構造にすると共に、河川敷内に伏越し水管橋、放流ゲートを設置する場合は、設置位置、構造、在来護岸補強方法等を、河川管理者と事前に十分打ち合わせた上で設計を行う。

更に、既に供用している施設については、実情に応じ補修・補強等を実施する。

(2) 危険箇所の改善

下水道施設の管理者は、施設の点検等により危険箇所の早期発見と改善に努める。

▶資料編参照：市内下水道施設 資料P40

3 電力施設

災害発生時の電力供給の確保を図るため、発電事業、送配電事業及び小売電気事業の各電気事業者は、次の予防措置を講じる。

(1) 巡視、点検等の実施

台風、豪雨等に伴う災害の発生に備え、必要に応じ巡視、点検を行い、特に家屋密集地帯等の漏電等による火災の防止に努める。

(2) 施設対策

洪水、土砂災害、暴風、雷等に対するリスクを考慮し、施設整備の見直し、既存施設の点検・補強等を実施する。

(3) 要員、資機材の確保対策

災害対策本部の要員、参集体制、関連会社を含む連絡体制を確保する。また、復旧作業等に必要資機材、車両、舟艇等のほか、非常用食料等の備蓄、調達体制の確保に努める。

(4) 防災訓練の実施

災害発生時に円滑な対応を図るため、情報連絡、本部・支部運営、復旧作業、災害対策用資機材の整備点検を主たる内容とする非常災害対策訓練を実施する。

(5) 設備の安全化対策

電力施設については、所定の耐震設計基準に基づき施工し、軟弱地盤等特に問題のある箇所についてはきめ細かい設計を施す。

電力系統は、発・変電所、送電線が一体となり運用しているが、供給力逼迫時は、他電力からの応援を受ける体制を整える。

また、震災時においても、停電の回避、停電しても停電範囲の極限化、停電時間短縮化が図られるよう操作を行うと共に、常日頃の訓練や体制を整える。

4 道路交通

(1) 防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等防災知識の普及を図る。

(2) 道路施設の安全対策

道路管理者は、道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。

また、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

5 鉄道交通

(1) 運行管理体制の充実

鉄道事業者は、事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、また、自然災害又は列車の脱線その他の鉄軌道事故による線路又は建築限界の支障によって被害が更に拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防護無線その他の列車防護用具の整備に努めると共に、建築限界の確保や保安設備の点検等運行管理体制の充実に努める。

(2) 鉄軌道の保全

鉄道事業者は、土砂災害等からの鉄軌道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努めると共に、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときは、当該線路の監視に努める。

(3) 鉄道施設の安全対策

鉄道事業者は、列車集中制御装置（ＣＴＣ）の整備、自動列車停止装置（ＡＴＳ）の高機能化等の運転保安設備の整備・充実に努める。

また、道路管理者及び鉄道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

第2 その他の公共施設の対策

1 廃棄物処理施設

市及び塩谷広域行政組合は、災害時においても、災害廃棄物及びその他の通常の廃棄物を適正かつ迅速に処理することができるよう、施設の強靱化や体制整備等の対策を講じておく。

2 河川管理施設等

河川管理者は、地震の発生による河川管理施設等の被災や二次災害としての水害の発生に備え、それぞれの施設の点検・警戒活動・広報活動・応急復旧活動を迅速かつ的確に実施する体制の整備に努める。

第 18 節 危険物施設等災害予防対策

【概要】

災害に起因する火薬、ガス、毒物・劇物等による事故を防止するため、県や事業者等関係機関と連携して、各種予防対策を実施する。

【担当班】総務企画班、環境衛生班、商工・観光班

震災対策	風水害等対策	大規模事故災害等対策	原子力災害対策
------	--------	------------	---------

第 1 消防法上の危険物

消防本部及び「消防法（昭和 23 年法律第 186 号）」上の危険物を取扱う施設（以下、本節において「危険物施設」という。）の所有者等は、災害に起因する危険物の漏洩、爆発等に備え、平常時から次により危険物施設の安全確保に努める。

1 危険物施設の所有者等が実施する対策

- ・大規模な災害による影響を十分に考慮し、施設の堅牢性の向上に努める。
- ・自衛消防組織等、災害時に備えた自主保安体制の整備を図る。
- ・従業員に対する保安教育の徹底を図ると共に、防災訓練を実施する。
- ・防災資機材、化学消火剤等の危険物災害の拡大防止に役立つ資機材の整備を行う。
- ・近隣、関連事業所等と相互に連絡協調して、防災人員、防災資機材等について相互応援体制の整備に努める。

2 消防本部が実施する対策

- ・危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、災害による影響を十分に考慮した位置、構造、設備とするよう、設置者（申請者）に対し指導する。
- ・震災時等に危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請が想定される者（電気関係業者、建設業者、製造業者、石油関係業者、官公庁等）に対して、臨時的な危険物の貯蔵・取扱い形態等について検討させると共に、安全対策について事前に計画しておくよう指導する。
- ・既設の危険物施設については、災害に起因する危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、施設の所有者等に対し、地震発生及び台風や豪雨時の安全確保についての必要な安全対策を周知すると共に、再点検を求める。
- ・危険物施設の所有者等に対し、耐震性の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。

第 2 火薬類事故予防対策

県並びに火薬類製造・販売事業者及び火薬類消費者等は、平常時から、災害に起因する火薬類事故の抑止に努める。

火薬類製造・販売事業者及び火薬類消費者等は、火薬類の取扱いにかかる技術基準を遵守すると共に、関連設備の管理・点検、事故時の通報、応急措置等の保安体制を充実強化するなどにより、事故の未然防止を図る。

また、消防本部、警察等防災関係機関、関係団体である（一社）栃木県火薬類保安協会との連携を図りながら、事故等緊急時の迅速かつ的確な対応に向けた連携体制を充実強化する。

第3 ガス事故予防対策

1 LPガス

LPガスの販売事業者、保安機関、充てん事業者等は、次により、災害に起因するLPガス事故の抑止に努める。

(1) 一般消費者等に対する災害予防措置の実施

- ・LPガスの災害事故を防止するため、容器の転倒・転落防止措置を確実に行うと共に、ガス漏れ警報器、耐震自動ガス遮断器付マイコンメータ、ガス放出防止器、ヒューズコック、一酸化炭素警報器等の安全機器の整備を促進する。
- ・事故防止、災害時における措置について、パンフレット等により具体的に指導する。

(2) 災害予防体制の強化

- ・従業員への保安教育を適切に実施すると共に、防災訓練等への積極的な参加等により、体制の充実強化を図る。
- ・ガス漏洩事故等緊急時に的確な対応ができるよう緊急点検に必要な資機材、緊急出動態勢を整備すると共に、従業員等の関係者や消費者への周知を徹底する。
- ・容器の転倒・転落防止の措置をするなど、容器置き場の適正な管理を徹底する。
- ・被害情報の把握等に有効な集中監視システムの積極的な導入を図る。

2 高圧ガス

高圧ガスの製造者、販売業者及び高圧ガスを貯蔵又は消費する者等は、高圧ガスの製造、貯蔵、消費等について、関係法令を遵守すると共に、保安体制を充実強化するなどにより、事故の未然防止を図る。

また、自衛消防組織の充実強化を図り、災害時における従業員の任務及び招集体制を明確に定めると共に、必要に応じて防災訓練を実施する。

更に、関係団体である（一社）栃木県一般高圧ガス安全協会、（一社）栃木県LPガス協会からの応援体制や消防本部、警察等防災関係機関への連絡体制等の充実強化を図る。

▶資料編参照：さくら市における栃木県地域防災協議会指定防災事業所 資料P41

第4 毒物・劇物事故予防対策

毒物又は劇物を取扱う者は、毒物又は劇物による危害を防止するため、危害防止規定を整備し、関連設備の管理・点検、事故時の通報、応急措置等の保安体制の充実に努める。

市は、県、消防本部、医療機関等と協力して、有毒物質による事故対策を迅速・的確に実施するため、災害発生時の連絡体制の整備を図る。

第5 放射性物質事故予防対策

1 放射性同位元素等取扱施設事故予防対策

放射性同位元素等取扱施設等の管理者は、災害に起因する放射性同位元素等の漏洩等のおそれが生じた場合、円滑な対応がとれるよう、あらかじめ消防本部、警察、市、国に対する通報連絡体制を整備する。

市及び消防本部は、県が作成した「放射性物質事故・災害対応マニュアル」に基づき、放射線検出体制や汚染検査及び除染体制の整備等事前対策を行うと共に、応急対策の流れについて熟知し、災害に起因する放射性物質事故が発生した場合に備える。

また、放射性物質取扱施設の箇所、所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めると共に、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化する。

更に、消防本部は、放射性物質事故等に備えて、救急・救助活動等に必要な放射線防護資機材の整備に努める。

2 放射性物質運搬事故予防対策

原子力事業者及び運搬を委託された者（以下「原子力事業者等」という。）は、核燃料物質等の運搬中に事故が発生した場合に危険時の措置等を迅速かつ的確に行うため、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成すると共に、運搬を行う際にはこれらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。

また、危険時の措置等を迅速かつ的確に実施するために必要な要員を適切に配置すると共に、必要なマニュアルの整備を図る。

なお、原子力事業者等は、運搬中の事故により原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）（以下、「原災法」という。）第 10 条第 1 項に規定された通報すべき事象（以下「特定事象」という。）が発生した場合、原子力防災管理者を通じ、国、県、事故発生場所を所轄する市町、警察署、消防本部等関係機関に同時に文書で送信できるよう必要な通報・連絡体制を整備する。

また、消防本部は、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と相互に協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。

第 6 石油类等危険物事故予防対策

1 事業者の対策

- ・大規模な災害による影響を十分に考慮し、施設の堅牢性の向上に努める。
- ・自衛消防組織等、災害時に備えた自主保安体制の整備を図る。
- ・防災訓練を実施する。
- ・防災資機材、化学消火剤等の危険物災害の拡大防止に役立つ資機材の整備を行う。
- ・近隣、関連事業所等と相互に連絡協調して、防災人員、防災資機材等について相互応援体制の整備に努める。

2 消防本部等の対策

- ・危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、災害による影響を十分考慮した位置、構造、設備とするよう、設置者（申請者）に対し指導する。
- ・既設の危険物施設については、災害に起因する危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、施設の所有者等に対し、災害時の安全確保についての必要な安全対策を周知すると共に、再点検を求める。
- ・危険物施設の所有者等に対し、堅牢性の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。

第 19 節 文教施設等災害予防対策

【概要】

学校における学校安全計画等の策定や児童・生徒等及び教職員に対する防災教育等を推進する。

【担当班】学校教育班、社会教育・文化班

震災対策	風水害等対策	大規模事故災害等対策	原子力災害対策
------	--------	------------	---------

第 1 公立学校の対策

1 学校安全計画等の策定

公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園（以下「学校等」という。）の長（以下「校長等」という。）は、「学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）」に基づき策定する「学校安全計画」の中で災害安全の事項を盛り込むと共に、地域・学校の実態、地域の特性等に応じ、大規模災害時における児童・生徒等の安全確保、保護者等との連絡体制、施設設備の被害状況の把握、時間外における教職員の参集方法等について別途定めておき、防災面における安全教育と安全管理の充実を図る。

2 学校等の防災体制の確立

校長等は、災害発生（地震、台風、雷、降雪）時の児童・生徒等の安全確保のために、適切な指示や支援をするため、必要な知識や技能を身に付けると共に、役割分担等を明確にした上で、学校等の防災管理・組織活動を具体的に示した学校等防災マニュアルの充実を図る。

また、災害発生時における児童・生徒等の退避・保護の方法を始めとした防災応急対策について検討すると共に、教職員、児童・生徒等に教育・訓練を実施し、保護者にも周知徹底を図る。

更に、校舎内や避難通路の安全の確保を図るため、学校設備・物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底等の安全対策を講じる。

3 防災教育の充実

学校等では、学校安全計画に基づき、児童・生徒等の発達段階に応じた防災教育の充実を図る。

（1）自らの危険を予測し、回避する能力を高める防災教育の推進

防災教育の実施に当たっては、地域の自然環境や過去の災害の事例等を理解させ、災害時の対応力を育むことに留意する。

その際に、県が作成した防災関係指導資料や、国が作成した防災教育用読本等の啓発資料を始め、県防災館等の施設の活用等に配慮する。

（2）支援者としての視点から、社会に参画する意識を高める防災教育の推進

災害発生時に、児童・生徒等が自らの安全を守るとはもとより、その発達段階に応じて進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるよう、ボランティア活動等を通じて安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める教育を推進する。

4 避難訓練の実施

学校等における避難訓練の実施に当たっては、実践的な想定を行うなど災害時に安全に避難できる態度や、能力を体得させるようにする。また、家庭や地域の関係機関と連携した訓練や専門家に避難行動を評価してもらうなど訓練方法の工夫を行う。

第2 社会教育施設の対策

1 社会教育施設危機管理計画の策定

公民館や図書館、ミュージアム等の社会教育施設の長（以下「施設長」という。）は、利用者の安全確保のため、施設整備の被害状況の把握、時間外における職員の参集方法等について別途定めておき、防災における安全管理の充実を図る。

2 社会教育施設の防災体制の確立

施設長は、災害発生時の利用者の安全確保のため、事業の運営・継続・中止について、事業運営担当者と連携を図り、事前対策を確立しておく。

また、災害時における利用者の退避・保護の方法を始め、交通機関・情報手段、水道・電気等ライフライン途絶時の安全確保等の防災応急対策について検討すると共に、職員等に研修・訓練を実施し、周知徹底を図る。

更に、施設・敷地や避難経路の安全の確保、重要収蔵物の安全を図るため、施設、物品の転倒防止、危機管理の徹底、防災機器の点検・使用法の習熟等の安全対策を講じる。

3 利用者、地域住民及び職員に対する防災教育

市は、社会教育を通じて住民に対する防災教育の充実に努め、地域における防災の知識や避難方法等の習得機会を充実させる。

（1）防災教育の充実

社会教育施設では、それぞれの施設の機能を活用した住民への防災教育の充実に努める。

なお、防災教育の実施に当たっては、住民が地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組み等を理解し、主体的な避難行動や防災・減災の活動に資するよう配慮する。

また、災害発生時に、住民等が自らの安全を守ることができよう、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるよう、共助を育む仕組みづくりや学習機会を充実する。

（2）避難訓練の実施

社会教育施設における避難訓練の実施に当たっては、実践的な想定を行うなど、災害時に利用者等が安全に避難できるように行う。また、近隣地域住民や関係機関と連携した訓練や専門家に避難行動を評価してもらうなど、訓練方法の工夫を行う。

（3）職員の防災意識の高揚と指導力の向上

市は、社会教育施設職員の防災意識の高揚と、指導力の向上を図るため、安全教育を推進すると共に、災害に関する各種研修を充実させる。

第3 文化財災害予防対策

市は、市民の貴重な財産である文化財等を災害から守り、将来に引き継いでいくため、次の安全対策の促進を図る。

- ・文化財等の所有者又は管理者、管理団体若しくは文化財施設の所有者に対し、防災に関する指導・助言を行う。
- ・文化財の特性に応じた防火管理や収蔵庫、火災報知器、消火栓、避雷針等の防火施設・設備の整備充実を促進する。また、非常時に備えて収蔵品等個々の文化財の所在は所有者等に明確に把握させておくと共に、防火標識等の設置を促進し、所有者や見学者等の防火意識の高揚を図る。
- ・「文化財防火デー」（１月２６日）を中心として防火訓練を実施すると共に、文化財についての防火思想の普及啓発を図る。

第20節 応援・受援体制の整備

【概要】

災害時又は災害のおそれがある場合の人員派遣を基本とした相互応援体制を整備すると共に、市単独で対応することが出来ない場合に備え、他の自治体や関係機関との応援・受援体制を整備する。

【担当班】総務企画班

震災対策	風水害等対策	大規模事故災害等対策	原子力災害対策
------	--------	------------	---------

第1 応急対策職員派遣制度

市は、県内自治体で災害対応業務が完結しない規模の災害が発生したときに備え、県と連携して、訓練等を通じて、総務省が運用する応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れ方法の習熟に努める。

第2 市町相互応援体制の整備

市は、県の必要な支援及び協力のもと、県内全市町間で締結した「災害時における市町相互応援協定」を実施する体制の整備に努める。

また、できるだけ多くの県内外の市町村や関係機関との災害時応援協定締結に努め、締結後は、事前に協力内容、輸送方法、応援・受援体制等について確認し、マニュアル化しておくなど、平常時から連携体制の強化を図る。

▶資料編参照：災害応援協定一覧 資料P41～46

第3 県内市町における大規模災害に備えた受援計画

市は、他都道府県・関係機関及び県内他市町からの広域的な支援を円滑に受入れ、迅速かつ効果的な対策を推進するため、「さくら市災害時受援・応援計画」（令和2年3月）にしたがい、支援を受入れる体制（受援体制）の整備を図る。

また、県と連携して、応援・受援に関する連絡・要請方法の確認を含めた訓練を実施するよう努める。

第 2 1 節 災害廃棄物等の処理体制の整備

【概要】

災害廃棄物等の円滑かつ迅速な処理体制の整備を図る。

【担当班】環境衛生班

震災対策	風水害等対策	大規模事故災害等対策	原子力災害対策
------	--------	------------	---------

第 1 災害廃棄物の処理体制の整備

1 災害廃棄物処理計画に基づく処理体制等の整備

市は、県が「栃木県廃棄物処理計画」に基づいて実施する必要な支援等を受けて、災害時における災害廃棄物等の処理体制の整備、処理施設における災害対策の強化等を図る。

また、平常時より、「さくら市災害廃棄物処理計画」（平成 29 年 3 月）にしたがい、仮置場の場所や運用方法、災害廃棄物の処理体制等を整備し、必要に応じて、適宜見直しを行う。

2 処理業者の対策

処理業者は、災害時において事業を継続し、災害廃棄物等の処理を行うことができるよう、事業継続計画（BCP）の策定、処理施設における災害対策の強化等に努める。

第 2 2 節 水防体制の整備

【概要】

河川水位・雨量情報等の監視体制を整備すると共に、災害に備えた水防活動体制並びに洪水予報・水防警報等の警戒情報伝達体制等の整備を推進する。

【担当班】総務企画班、土木建設班

震災対策	風水害等対策	大規模事故災害等対策	原子力災害対策
------	--------	------------	---------

第 1 水防活動体制の整備

1 資機材等の整備

市は、河川の状況、堤防護岸の状況、過去の災害の状況等を勘案して、水防倉庫等を設置し、栃木県水防計画に示される水防管理団体水防倉庫備蓄基準にしたがい、地域の実情に即応した水防器具、資材の整備に努める。

▶資料編参照：市における備蓄資材 資料P47

2 水防施設の整備

市は、関係各機関との連携のもと、水防活動拠点となる内川河川防災ステーションの適正な維持管理に努める。

3 観測・伝達体制の強化

市は、関係各機関との相互協力のもと、異常気象時における河川水位・雨量情報等の収集・伝達体制の高度化を図ると共に平常時から広く情報を提供する。

また、県より伝達される情報（とちぎリアルタイム雨量・河川水位観測情報、川の水位情報）を市民に対して広報するよう努める。

4 訓練、研修等による消防団の育成・強化

市は、平常時から水防に関する消防団に対する研修会等を実施し、育成・強化に努める。

また、毎年 1 回以上の水防訓練の実施に努めると共に、河川毎に、重要水防箇所等の具体的な水防工法をあらかじめ検討する。

第 2 洪水予報等の伝達体制の整備

市は、市域に係る洪水予報河川及び水位周知河川に指定されている河川の予報及び水位情報の通知を受領したときに、関係機関に迅速かつ確実に伝達するため、伝達体制の整備・見直しを常に行い、必要がある場合は、改善に努める。

また、洪水予報河川等に指定されていない中小河川については、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として市民、滞在者その他の者へ周知する。

▶資料編参照：洪水予報河川の洪水予報伝達系統 資料P47

▶資料編参照：水位周知河川の水位情報伝達系統 資料P47

第3 洪水浸水想定区域等における対策

市は、国や県より、洪水浸水想定区域の指定及びダム下流河川の浸水想定範囲の情報提供があった場合は、当該浸水想定区域毎に、次の事項を本計画資料編に定めると共に、これらの事項を記載したハザードマップ等の印刷物の配布その他必要な措置により市民及び要配慮者利用施設等に周知を図る。

なお、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めるときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

- 洪水予報等の伝達方法
- 避難場所及び避難所
- その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項
- 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、その施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合は、その名称及び所在地
- 市の条例で定める用途及び規模に該当する大規模な工場その他の施設で、その洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもので、かつ、当該施設の所有者又は管理者からの申し出があった場合は、その名称及び所在地

▶資料編参照：洪水浸水想定区域等 資料P19

▶資料編参照：洪水浸水想定区域毎の情報伝達方法等 資料P48

第4 水防警報伝達体制の整備

国土交通省関東地方整備局及び県は、水防警報を円滑かつ確実に伝達できるよう、県水防計画に基づく伝達体制を河川毎に確保している。

市は、栃木県水防計画に基づき発表される水防警報に基づき、警戒避難体制の整備を行い、市民に対する情報伝達体制を整備する。

▶資料編参照：水防警報の内容及び発表基準 資料P48

第5 施設等の水害予防対策

河川管理者、水防管理者は、河川の氾濫防止、治水安全度の向上を図るため、必要に応じて巡視点検を実施すると共に、洪水時における円滑な水防活動を期すため、水防用資材の備蓄、維持管理に努める。

また、緊急時における水門等の操作を的確に実施するため、操作基準、連絡方法について、平常時から関係機関間での協議調整を図る。

河川の氾濫防止及び治水安全度の向上を図るため、積極的に、河川改修や遊水池、防災調節池等の河川整備を実施する。

水防活動の的確な実施を図るため、河川情報システムの整備を図る。

▶資料編参照：重要水防箇所 資料P49

▶資料編参照：さくら市における主要水門樋門 資料P50～51

第6 洪水氾濫による被害の軽減に資する取組み

国土交通大臣及び県知事が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「鬼怒川・小貝川上流域減災対策協議会」、「栃木県減災対策協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。

第 2 3 節 竜巻等災害予防対策

【概要】

竜巻や突風等について、市民への注意喚起を行うと共に、市民生活への影響を最小限にするための対応を図る。

【担当班】総務企画班

震災対策	風水害等対策	大規模事故災害等対策	原子力災害対策
------	--------	------------	---------

第 1 情報の収集・伝達体制の整備

市は、竜巻や突風等による災害が発生した場合に、速やかに県や消防、警察と災害情報を共有できるよう、平常時から連携体制を整備する。

また、休日や閉庁時間帯においても初動の遅れが無いよう留意する。

なお、竜巻注意情報が発表された場合は、気象情報（気象庁ホームページ、テレビ、ラジオ）の確認や屋外の空の変化に注意するなど情報の収集に努める。

▶資料編参照：気象庁が発表する竜巻等に関する情報 資料P51

第 2 市民への普及啓発

市は、竜巻や突風等による被害を軽減・防止するため、市民に対して、平常時から次に掲げる行動を心がけるよう普及・啓発を行う。

- ・竜巻等に関する気象情報に留意する。
- ・竜巻注意情報が発表されたら、周囲の空の様子を見て積乱雲が近づいている兆候がないか確認する。
- ・積乱雲が近づいている兆候が見られたときは、「生命・身体を守るための行動」の準備をする。
- ・竜巻等が間近に迫ったときは、直ちに「生命・身体を守るための行動」を実践する。特に、人が大勢集まる屋外行事や、高所作業のように避難に時間がかかること予想される場合には、早めの避難を心がける。

▶資料編参照：竜巻等から生命・身体を守るための行動 資料P52

第 3 迅速かつ円滑な応急対策への備え

市は、竜巻や突風等により、公共施設や備品等が倒壊・飛散しないよう平常時から対策を講じると共に、被災した家屋等に使用するビニールシートや土のう等を備蓄する。

また、竜巻や突風等による人的被害や建物、立木及び標識等の物的被害に備え、速やかに救出救助やガレキ撤去等の応急対策を実施する体制の整備に努める。

第 2 4 節 原子力災害予防対策

【概要】

原子力災害発生時における災害応急対策を円滑に実施するため、原子力事業所で原子力発電所事故が発生し、その影響が本市に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合に対する備えとして、機能的な活動体制の整備を図る。

【担当班】総務企画班、市民厚生班、環境衛生班、児童保健班、農政班、農務班、農地班、商工・観光班、学校教育班

震災対策	風水害等対策	大規模事故災害等対策	原子力災害対策
------	--------	------------	---------

第 1 初動体制の整備

原子力災害発生時においては、災害情報の迅速かつ的確な収集・連絡が非常に重要である。

市は、県、国、茨城県や福島県等の原子力発電所が立地する近隣県（以下「近隣県」という。）、原子力事業者等との間において、情報収集・連絡体制の整備・充実に努める。

1 情報の収集・連絡体制の整備

市は、県の設置する連絡調整窓口を通じ、平常時から原子力防災に関する情報収集に努める。

2 情報の分析・整理

市は、県と共に、平常時から原子力防災関連情報、放射性物質及び放射線の影響予測に必要な資料、防護資機材等に関する資料等の収集・蓄積に努めることとし、必要に応じて更新する。

また、平常時から収集した情報を的確に分析・整理するため、防災業務関係職員等人材の育成・確保に努める。また、収集した情報の分析・整理に当たり、必要に応じ、国等からの支援や、専門家からの助言を受けるための体制を整備する。

3 通信手段の確保等

市は、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力事業者からの状況報告や、国、近隣県、市町等防災関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時における通信連絡網等の整備に努める。

また、現在ある防災行政情報配信システム、緊急連絡網等の整備・拡充を図ると共に、複合災害の場合も想定して、システムの機能が損なわれないよう、複数の連絡手段を確保するなどの対策を講じる。

▶資料編参照：緊急時における流れ 資料P52

第 2 市民への情報伝達体制の整備

市は、電信電話機関、報道機関等の協力を得て、防災行政情報配信システム、市ホームページ、防災メール、テレビのデータ放送、ラジオ、SNS等様々な媒体を活用し、迅速かつ確実に情報が伝達できるよう広報体制の整備を図る。

また、県より必要な支援を受け、消防本部や自主防災組織等と連携し、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の情報伝達において困難が予想

される要配慮者及び一時滞在者への情報伝達について支援するなど、市民の協力を得ながら円滑かつ確実に行われる体制を整備するよう努める。

第3 避難活動体制等の整備

1 避難指示等の判断

市は、国から屋内退避等の指示があることに備え、屋内退避を実行するための伝達方法等について整備する。

▶資料編参照：運用上の介入レベル（O I L） 資料P17

2 警戒区域設定の判断基準

原子力発電所等における事故に対し、人命若しくは身体に危険が生じる又は生じるおそれがある場合、市長は、原災法及び災害対策基本法に基づき警戒区域を設定（事態の規模、風向き等を考慮し、放出源からの一定距離の範囲で設定）し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して立入制限等を行うこととなる。

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、従来のE P Zの範囲を超えて、半径20km圏内に設定されたことから、今後、原子力緊急事態が発生し、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から指示があった場合、市は、迅速な警戒区域を設定する体制を整備すると共に、警戒区域を設定した際の警察署、消防本部等との連携・協力体制についても検討しておく。

3 避難行動要支援者等への対応

市は、県の助言を受け、避難行動要支援者及び一時滞在者を適切に避難誘導するため、平常時から消防団や民生委員・児童委員、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、これらの者に係る避難支援計画等を整備すると共に、整備後も登録者及び計画の内容を適宜更新することにより、実情に応じた実態把握に努める。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について、十分配慮する。

第4 モニタリング体制の整備

1 モニタリングによる監視の実施等

市は、人や環境への放射線の影響を把握するため、水道水、井戸水、下水汚泥等についてヨウ素131及びセシウム134、セシウム137の放射性物質濃度測定を行い、その結果を市ホームページ上に公表する。

2 市内空間放射線量の測定結果の公表

市独自に保有する簡易測定器「環境放射線モニター」、「エネルギー補償型NaIシンチレーションサーベイメーター」により測定した結果についても、定期的にその結果を市ホームページ上に公表する。

また、「たいよう保育園」敷地内に設置した、空間放射線量をリアルタイムで測定できるモニタリングポストの測定結果については、市ホームページにおいてリンクを表示する。

3 食品の放射性物質の簡易検査の実施

市は、市民の食に対する不安や風評被害の防止のため、食品の放射性物質測定器を設置し、希望者に対し放射性物質の簡易検査を実施する。

また、子どもたちの安全確保のため、学校給食等の摂取後検査についても実施する。

4 要員の確保・育成等

市は、緊急時の環境放射線モニタリングを迅速かつ円滑に実施するため、要員及びその役割等をあらかじめ定めておくと共に、必要な要員を育成する。

また、モニタリングの結果について判断することが困難な場合の県への連絡体制を整備する。

第5 健康対策

1 資機材の整備等

市は、県や防災関係機関と協力し、国や原子力事業者等から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、スクリーニング、人体への除染等を実施するため、必要な資機材の整備に努めると共に、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備・維持管理する。

また、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時から国、県、原子力事業者等と相互に密接な情報交換を行う。

2 医療救護活動体制の整備

市は、県及び防災関係機関の協力を得て、避難所に設置する救護所等において、市民や防災業務関係者等を対象とした放射性物質による表面汚染の検査（放射線サーベイ検査）、汚染の程度に応じた拭き取り等の簡易な除染、医療救護及び健康管理等を実施する体制を整備する。

第6 普及・啓発等を通じたリスクコミュニケーションの充実

市は、県や国等と協力し、市民等に対し原子力防災に関する知識の普及のため、次の事項のほか、必要な事項について普及啓発活動を実施する。

- ・放射性物質及び放射線の特性
- ・原子力発電所等の概要
- ・避難等施設の位置
- ・原子力災害とその特性
- ・放射線による健康への影響及び放射線防護
- ・市の平常時における環境放射線の状況
- ・緊急時に市や県、国等が講じる対策の内容
- ・屋内退避・避難
- ・安定ヨウ素剤に関する知識
- ・放射性物質による汚染の除去

第3章 災害応急対策計画

第 1 節 活動体制の確立

【概要】

市内で大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は災害対策本部を設置し、国、県、防災関係機関と相互に連携し、被災者の救助・救護等の応急対策活動を迅速、的確に実施する。

なお、災害対策本部の設置に至る過程は、地震災害、風水害、大規模事故災害、原子力災害等の災害種により異なるため、想定災害に応じて、職員の動員や組織体制を計画する。

【担当班】 全班

震災対策	風水害等対策	大規模事故災害等対策	原子力災害対策
------	--------	------------	---------

第 1 地震災害時の活動体制

1 活動体制の確立

大規模な地震が発生した場合、市は、市内の震度に応じた市の配備区分、配備基準にしたがい、職員を動員して、必要に応じて、災害警戒本部又は災害対策本部等を設置し、緊密な連絡、協力のもとに災害応急活動体制を確立する。

なお、職員は、災害発生時における初動期においては、「災害時職員初動マニュアル」に基づき、応急活動を実施する。

▶資料編参照：地震時の配備区分、配備基準 資料P53

2 注意体制

市は、市内において震度 4 以下の地震が発生（観測された）し、市内で小規模な災害が発生した場合、注意体制をとる。

総務課危機管理係員は災害発生を覚知次第直ちに登庁し、次の措置を講じる。

なお、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、情報収集に努め、県、関係機関と情報共有を行うと共に、必要に応じて、市民に対し、防災メールや市ホームページを活用し、日頃の備えの再確認等の呼びかけを行う。

- ・地震に関する情報の収集（さくら警察署、氏家消防署、喜連川消防署、矢板土木事務所）
- ・被害情報の把握（被害が発生した日時、場所、被害の概要、被害に対してとられた措置、そのほか必要な事項）
- ・被害情報の県（危機管理防災局・矢板土木事務所）への報告
- ・必要に応じて関係部局等への通報
- ・必要に応じて市長・副市長への報告
- ・災害応急対策（小規模）

3 災害警戒本部の設置

市内に最大震度 5 弱又は 5 強の地震が発生（観測）した場合等において、市は、災害対策本部を設置するに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を、総合的かつ迅速・的確に行うため、さくら市災害警戒本部設置要綱第 2 条の規定により、副市長を本部長とする災害警戒本部を設置し警戒に当たるほか、状況に応じ非常体制に移行し、災害応急対策を実施する。

また、喜連川地区の情報収集先として、状況に応じ喜連川支所内に現地災害警戒本部を設置し、災害警戒本部との連携による警戒及び災害応急対策を実施する。

(1) 災害警戒本部の設置、解散の時期

災害警戒本部設置の基準は、市内に最大震度 5 弱又は 5 強の地震が発生（観測）した場合（自動的に設置する。）、若しくは、市内に中規模な地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、副市長が必要と認めるときとする。

災害警戒本部は、さくら市役所内（以下「市役所」という。）に設置する。

なお、市役所に災害警戒本部を設置することができない場合は、市長の指定する場所に設置する。

また、次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- ・災害の発生するおそれなくなったと災害警戒本部長が認めたとき
- ・災害応急対策が概ね終了したと災害警戒本部長が認めたとき
- ・災害対策本部が設置されたとき

(2) 災害警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営は、さくら市災害警戒本部設置要綱の定めるところによる。

■災害警戒本部の概要

①災害警戒本部

- ・災害警戒本部長は副市長とする。
- ・災害警戒副本部長は教育長とする。
- ・災害警戒本部員は、理事・総合政策部長・市民生活部長・健康福祉部長・産業経済部長・建設部長・上下水道事務所長・議会事務局長・教育次長・会計管理者とする。
- ・本部構成は各課の日常業務を考慮した編成とする。

②部・班

- ・対策各部の災害警戒本部員は本部長の命を受けて、部内の事務又は業務を掌握し、所属の職員を指揮監督する。
- ・班長は本部員の命を受け、班の事務又は業務を掌握する。
- ・なお、班長は原則課長とし、班長に事故あるときは補佐・係長相当職の順の者がその業務を代行する。

③本部事務局

- ・災害警戒本部には、本部事務局を設ける。
- ・本部事務局は、各部局各種情報の収集・整理・本部への報告・そのほか事務担当等実務上、多様かつ重要な活動を担う。
- ・本部事務局は、総務企画班が担当する。

④本部連絡員等

- ・本部事務局と各部局の連絡役として、あらかじめ各部局において本部連絡員を指名しておく。
- ・本部連絡員は、事務局に詰めて各部局への伝達と各部の活動状況等を災害警戒本部事務局への報告を行う。

▶資料編参照：さくら市警戒本部設置要綱 資料P53

(3) 災害警戒本部の業務

災害警戒本部は、次の災害対策業務を行う。

- ・災害対策本部を設置していない場合において、災害発生のおそれがある場合における準備的対応及び地震災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関すること
- ・災害対策本部の設置に関すること
- ・災害応急対策の実施に関すること

(4) 代決者

災害警戒本部長（副市長）不在時等の意思決定は、副本部長（教育長）が行い、本部長、副本部長とも不在時等には、理事又は総合政策部長が行う。

4 災害対策本部の設置

市は、地震災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害対策基本法第 23 条の 2 の規定により、市長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(1) 災害対策本部の設置、解散の時期

災害対策本部設置の基準は、市内に最大震度 6 弱以上の地震が発生（観測）したとき。（自動的に設置）、市内に大規模な地震災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき、災害救助法による救助を適用する災害又はこれに準じる災害が発生した場合で、市長が必要と認めるときとする。

災害対策本部は市役所に設置する。なお、市役所に災害対策本部を設置することができない場合には、市長の指定する場所に設置する。

また、災害対策本部は、地震災害のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと本部長が認めたとき解散する。

(2) 防災関係機関等への通報

市は、災害対策本部を設置したときは、速やかに次のうち必要と認める機関に通報する。

■防災関係機関等の通知・公表先等

通知・公表先	通知・公表の手段	責任者
報道機関	口頭、文書	広報班
県本部等 ・ 県知事 ・ さくら警察署長 ・ 近隣市町長 ・ 防災関係機関の長	県防災行政ネットワーク、衛生電話、FAX、携帯電話等	総務企画班

(3) 災害対策本部の組織・運営等

災害対策本部の組織及び運営は、さくら市災害対策本部条例（平成 17 年 3 月 28 日条例第 15 号）に定めるところによる。

本部事務局及び各部の運営体制については、災害の規模や内容、時期に応じてその都度配置を見直す等、柔軟に対応すると共に、災害対応が長期にわたる場合には、継続した運営が可能となるよう、全庁からの応援を受けた従事職員のローテーションを検討する。

また、災害時における迅速かつ的確な災害対策活動を行うため、事務局及び各班の業務について定める「災害時職員初動マニュアル」について、必要に応じた見直しを定期的に行う。

なお、初動期において全庁体制による業務継続が可能となるよう、あらかじめ災害時に必要となる人員、物資等を想定した上で、災害応急対策業務及び継続の必要性の高い通常業務等の優先すべき業務を特定し、当該業務に適切な人員配置を行うことができるように準備しておく。

■災害対策本部の概要

①災害対策本部

- ・ 災害対策本部長は市長とする。
- ・ 災害対策副本部長は副市長・教育長とする。
- ・ 災害対策本部員は、理事、総合政策部長、市民生活部長、健康福祉部長、産業経済部長、建設部長、上下水道事務所長、議会事務局長、教育次長、会計管理者、さくら市消防団長とする。
- ・ 本部構成は各課の日常業務を考慮した編成とする。

②部・班

- ・ 対策各部の災害対策本部員は本部長の命を受けて、部内の事務又は業務を掌握し、所属の職員を指揮監督する。班長は本部員の命を受け、班の事務又は業務を掌握する。
- ・ 班長は原則課長とし、班長に事故あるときは補佐・係長相当職の順の者がその業務を代行する。

③本部事務局

- ・ 災害対策本部には、本部事務局を設ける。本部事務局は、総務企画班が担当する。

・本部事務局は、各部局各種情報の収集・整理・本部への報告・災害応急活動全般の調整、本部員会議の運営事務担当等、多様かつ重要な活動を担う。 ④本部連絡員等 ・本部事務局と各部局の連絡役として、あらかじめ各部局において本部連絡員を指名しておく。 ・本部連絡員は、事務局に詰めて本部員会議等での決定事項を現地対策本部や各部局への伝達と、各部の活動状況等を災害対策本部事務局及び本部員会議に出席中の部長への報告を行う。 ・応急対策活動を効果的に進める上で、本部事務局と本部連絡員との協議は重要であるため、必要に応じて本部連絡員会議を開催する。
--

▶資料編参照：さくら市災害対策本部条例 資料P10

(4) 災害対策本部の業務

災害対策本部は、次の災害対策業務を実施する。

- ・災害救助法の実施に関すること
- ・災害予防及び災害応急対策の的確かつ迅速な実施のための方針の作成に関すること
- ・作成した方針に沿った災害予防及び災害応急対策の実施に関すること
- ・災害に関する情報の収集に関すること
- ・本部の活動体制に関すること
- ・関係機関相互の連絡調整に関すること
- ・県、他市町村への応急要請に関すること
- ・自衛隊の災害派遣要請に係る調整に関すること
- ・応援に関すること
- ・災害広報に関すること
- ・災害対策本部の解散に関すること
- ・その他重要な事項に関すること

(5) 代決者

本部長（市長）不在時等の意思決定は副本部長（副市長・教育長）が行い、本部長、副本部長とも不在時等には、理事又は総合政策部長が行う。

(6) 本部会議及び本部会議処理事項

市は、災害対策本部を設置したときは、必要に応じて、災害対策本部会議を開催する。

■本部会議及び本部会議処理事項の概要

①本部会議 ・本部長（市長）・副本部長（副市長・教育長）・及び理事・各部の部長・上下水道事務所長・議会事務局長・教育次長・会計管理者・さくら市消防団長により構成。 ・災害応急対策の基本方針をその場で即決し、その決定事項に基づく防災活動の実施に際して、関係部局間の調整を充分に図る。 ・被害状況及び各部局の措置事項を報告するものとし、各部局間の認識を一致させ適切な活動方針の決定を行う。 ②本部会議で処理すべき事項 ア 報告事項（情報交換） ・災害情報（本部に集中する情報） ・各部局の措置事項 イ 協議事項 ・災害応急対策の基本方針に関すること ・動員配備体制に関すること ・各部局間調整事項の指示に関すること ・自衛隊の災害派遣要請に関すること ・現地災害対策本部に関すること ・国・県及び関係機関団体との連絡調整に関すること ・災害救助法適用の要請に関すること ・他市町村への応急要請に関すること ・そのほか重要な事項に関すること ③災害対策本部各部・班の事務分掌 各部・班ごとの任務分担は、災害対策本部各部及び班の事務分掌による。
--

④そのほか災害対策本部運営上必要な事項

ア 政府非常（緊急）災害対策本部等との連携

非常災害が発生し、政府の非常（緊急）現地災害対策本部及び県の現地災害対策本部が設置された場合には、緊密な連携を図り効果的な応急対策を実施する。

イ 権限の委任

市長の事前措置及び応急措置の権限を、消防長及び消防吏員に代行又は委任する権限等を定めておく。

▶資料編参照：災害対策本部各部及び班の事務分掌 資料P54～60

（７）現地災害対策本部等

市は、局地的に相当規模の被害が生じた場合、又は発生するおそれがあると予想される場合を考慮して、必要に応じて喜連川支所に現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部には、現地災害対策本部長を置き、応急対策活動の指揮及び現地での活動にかかわる関係機関との連絡調整を行うと共に、市災害対策本部に応急対策活動状況を報告する。

なお、喜連川支所の一部が土砂災害警戒区域内にあるため、「土砂災害警戒情報」発表時には、斜面の崩落に最大限注意しながら２階会議室を使用する若しくは開設しない。

■現地災害対策本部の概要

○組織と運営

①現地本部に現地災害対策本部長・副本部長及び現地本部員を置く。

・現地災害対策本部長及び副本部長は、本部会議の構成員（副市長・教育長・各部の部長・上下水道事務所長・議会事務局長・教育次長・会計管理者）の内から本部長（市長）が指名する。

・現地本部員は、各部長が所属部員（係長相当職以上の職員）の内から指名する者をもって充てる。（各部１名）

②現地災害対策本部長は、本部長（市長）の命を受けて現地本部の事務を処理する。

③現地災害対策副本部長は、現地災害対策本部長を補佐して、現地災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代行する。

④現地本部員は、現地災害対策本部長の命を受けて現地本部の事務を処理する。

○所掌事務

①緊急を要する応急対策について、被災現地における災害対策関係機関と連絡調整を行うこと。

②現地視察等による被害状況の把握及び報告

③応急措置の状況報告

④市民の生命、財産の安否に関する状況報告

⑤救援物資及び食糧の補給等に関する事項

⑥防疫、救護、医療資材等に関する事項

⑦そのほか重要な事項

（８）防災会議の招集

市内に災害が発生し、その災害に係る応急対策に関し、関係機関相互の円滑な連絡調整を図るため、必要に応じて防災会議を招集する。

なお、防災会議においては、情報交換・調整・活動方針の決定を行う。

（９）職員配備体制

勤務時間外に市内に最大震度６弱以上の地震が発生（観測）したことを覚知した場合、市の全職員は、命令を待つことなく概括的な被害状況を把握しながら、次の区分により直ちに自主登庁し、災害応急対策業務に従事する。

なお、その他職員配備に係る詳細は、「災害時職員初動マニュアル」による。

・災害対策本部関係職員・・・市役所若しくは市長の指示する場所

・その他の全職員・・・・・・平常時勤務する場所

５ 災害対策本部の所掌事務

市は、災害対策本部各部及び班の事務分掌を基本としながらも、災害対策本部の指示により優先すべき業務に集中的に人的資源を投下するなど、弾力的で速やかな対応を図り、被害の発生や拡大を防止し、市民の安全確保を図る。

なお、災害発生初期は、下記の業務分類を基本として、状況に応じて配置可能な人員の配置に努め、被害の発生や拡大の防止と市民の安全確保に全力を傾注する。

■災害発生初期の業務分類

総合政策部	情報の収集・整理、対応指示、広報 他部との調整、関係機関との連絡調整
市民生活部 健康福祉部 教 育 部	市民の避難支援 被災者支援
建 設 部 上下水道事務所 産業経済部	被災の拡大防止 道路や上下水道等の応急復旧

※総合政策部には、議会事務局・監査委員事務局・会計課を含む。

※産業経済部には、農業委員会事務局を含む。

※市民生活部は、別途必要に応じて喜連川市民生活室職員を喜連川地区対応のために配置する。

▶資料編参照：災害対策本部各部及び班の事務分掌 資料P54～60

6 県の緊急対策要員の受入れ

市は、県から派遣される情報収集要員を受入れ、被害情報の収集や応急対策業務等を円滑に実施する。

また、必要に応じて、県に災害マネジメント総括支援員の派遣を要請するほか、知事ホットライン等を活用する。

(1) 情報収集要員

情報収集要員は、市庁舎の近隣に居住する県職員の中から県知事にあらかじめ指定され、勤務時間内外問わず、最大震度6弱以上の地震発生時には、安全を確保の上あらかじめ定められた市庁舎に登庁し、初動期における市での情報収集業務等に従事する。

なお、情報収集要員は、栃木県災害マネジメント総括支援員が派遣された場合には、災害マネジメント業務の補佐を行う。

(2) 栃木県災害マネジメント総括支援員

栃木県災害マネジメント総括支援員は、過去に県危機管理課又は県消防防災課に在籍経験等がある課長級職員（所属長を除く。）又は総括補佐の職位にある職員の中から県知事にあらかじめ指定され、県災害対策本部から市への派遣を命じられた場合は、直ちに市庁舎に登庁し、国・他都道府県及び関係機関との調整をはじめ、情報収集要員と連携して幹部職員との調整、被災地における応援職員のニーズの把握を行うなど、被災地の災害マネジメントの総括的な支援業務に従事する。

(3) 県幹部職員からの情報提供と知事ホットライン

市と県の間には、従来の担当レベルによる情報提供に加え、県幹部職員から市幹部職員に対して情報提供を行う仕組みのほか、大規模な災害が発生するおそれがある場合等には、県知事から市長に対し直接助言を行う仕組み（知事ホットライン）がある。

知事ホットラインの実施に当たっては、県知事と市長との情報伝達の双方向化に留意するが、市からの質問や再確認については県危機管理課が窓口となる。

更に、県知事から市長への連絡に合わせて県関係課から市担当部課に連絡を行うことで複線化する。

7 業務の継続

市は、ヒト・モノ・情報・ライフライン等の利用する資源に制約を受ける状況が考えられる中で、発災初動期において、応急業務等を実施すると共に、中断することのできない優先度の高い通常業務を継続するため、業務継続計画に準じて、全庁体制で業務を実施・継続する。

第2 水害時の活動体制

1 活動体制

水害が発生又は発生するおそれがある場合、市は、気象状況による市の配備区分、配備基準にしたがい、職員を動員して、必要に応じて、災害警戒本部又は災害対策本部等を設置し、緊密な連絡、協力のもとに災害応急活動体制を確立する。

なお、職員は、災害発生時における初動期においては、「災害時職員初動マニュアル」に基づき、応急活動を実施する。

▶資料編参照：水害時の配備区分、配備基準 資料P61

2 注意体制

市は、市内に災害警戒本部を設置するに至らない小規模な災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合、注意体制をとる。

総務課危機管理係員は災害発生を覚知次第直ちに登庁し、次の措置を講じる。

ただし、令和元年台風19号（東日本台風）の教訓を活かすため、大型台風や集中豪雨等により被害の発生が見込まれる場合においては「第一次防災体制」を敷き、職員の3分の1を参集、①情報収集・発信、②避難所開設・運営、③現場対応に分かれて災害対策業務に従事するよう依頼する。

- ・災害に関する情報の収集（さくら警察署、氏家消防署、喜連川消防署、矢板土木事務所）
- ・被害情報の把握（被害が発生した日時、場所、被害の概要、被害に対してとられた措置、そのほか必要な事項）
- ・被害情報の県（危機管理防災局・矢板土木事務所）への報告
- ・必要に応じて関係部局等への通報
- ・必要に応じて市長・副市長への報告
- ・災害応急対策（小規模）

3 災害警戒本部の設置

市は、災害対策本部を設置するに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を、総合的かつ迅速・的確に行うため、さくら市災害警戒本部設置要綱第2条の規定により、副市長を本部長とする災害警戒本部を設置し警戒に当たるほか、状況に応じ非常体制に移行し、災害応急対策を実施する。

この際、大型台風や集中豪雨等により被害の発生が見込まれる場合においては「第二次防災体制」を敷き、職員の3分の2を参集、①情報収集・発信、②避難所開設・運営、③現場対応に分かれて災害対策業務に従事するよう依頼する。

ただし、災害の状況に応じて、交替制を敷く。

また、状況に応じて、喜連川支所内に現地災害警戒本部を設置し、災害警戒本部との連携による警戒及び災害応急対策を実施する（喜連川支所の西側は土砂災害警戒区域内となるため、土砂災害警戒情報発表時には2階会議室に設置する若しくは設置しない）。

（1）災害警戒本部の設置、解散の時期

災害警戒本部設置の基準は、市内に気象注意報、気象警報その他災害に関する情報が発せられるなど中規模な災害発生のおそれがあるとき、若しくは、市内に中規模の災害が発生したとき、副市長が必要と認めるときとする。

災害警戒本部は、さくら市役所内（以下「市役所」という。）に設置する。

なお、市役所に災害警戒本部を設置することができない場合は、市長の指定する場所に設置する。

また、次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- ・災害の発生するおそれなくなったと災害警戒本部長が認めたとき
- ・災害応急対策が概ね終了したと災害警戒本部長が認めたとき
- ・災害対策本部が設置されたとき

（2）災害警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営は、第3章第1節第1の3（2）を準用する。

（3）災害警戒本部の業務

災害警戒本部の業務は、第3章第1節第1の3（3）を準用する。

（4）代決者

災害警戒本部の代決者は、第3章第1節第1の3（4）を準用する。

4 災害対策本部の設置

市は、災害対策の責務を遂行するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2の規定により、市長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

この際、大型台風や集中豪雨等により被害の発生が見込まれる場合においては「第三次防災体制」を敷き、全職員を参集、①情報収集・発信、②避難所開設・運営、③現場対応に分かれて災害対策業務に従事するよう依頼する。

ただし、災害の状況に応じて、交替制を敷く。

（1）災害対策本部の設置、解散の時期

災害対策本部設置の基準は、市内に気象注意報、気象警報その他災害に関する情報が発表され、大規模な災害発生のおそれがある場合、市内に災害救助法による救助を適用する災害又はこれに準じる大規模な災害が発生した場合、市内に大規模な災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるときとする。

災害対策本部は市役所に設置する。なお、市役所に災害対策本部を設置することができない場合には、市長の指定する場所に設置する。

また、災害対策本部は、災害のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと本部長が認めたとき解散する。

（2）防災関係機関等への通報

災害対策本部の防災関係機関等への通報は、第3章第1節第1の4（2）を準用する。

（3）災害対策本部の組織・運営等

災害対策本部の組織・運営等は、第3章第1節第1の4（3）を準用する。

（4）災害対策本部の業務

災害対策本部の業務は、第3章第1節第1の4（4）を準用する。

（5）代決者

災害対策本部の代決者は、第3章第1節第1の4（5）を準用する。

（6）本部会議及び本部会議処理事項

災害対策本部会議及び本部会議処理事項は、第3章第1節第1の4（6）を準用する。

（7）現地災害対策本部等

災害対策本部の現地対策本部等は、第3章第1節第1の4（7）を準用する。

（8）防災会議の招集

防災会議の招集は、第3章第1節第1の4（8）を準用する。

（9）職員配備体制

勤務時間外に市内に特別警報が発表されたことを覚知した場合、市の全職員は、命令を待つことなく概括的な被害状況を把握しながら、次の区分により直ちに自主登庁し、災害応急対策業務に従事する。

なお、その他職員配備に係る詳細は、「災害時職員初動マニュアル」による。

- ・災害対策本部関係職員・・・本庁舎若しくは市長の指示する場所
- ・その他の全職員・・・・・・平常時勤務する場所

5 災害対策本部の所掌事務

災害対策本部の所掌事務は、第3章第1節第1の5を準用する。

▶資料編参照：災害対策本部各部及び班の事務分掌 資料P54～60

6 県の緊急対策要員の受入れ

市は、県から派遣される情報収集要員を受入れ、被害情報の収集や応急対策業務等を円滑に実施する。

また、必要に応じて、県に災害マネジメント総括支援員の派遣を要請するほか、知事ホットライン等を活用する。

（1）情報収集要員

情報収集要員は、市庁舎の近隣に居住する県職員の中から県知事にあらかじめ指定され、県内に特別警報が発表されたときは、安全を確保の上あらかじめ定められた市庁舎に登庁し、初動期における市での情報収集業務等に従事する。

なお、情報収集要員は、栃木県災害マネジメント総括支援員が派遣された場合には、災害マネジメント業務の補佐を行う。

（2）栃木県災害マネジメント総括支援員

栃木県災害マネジメント総括支援員は、第3章第1節第1の6（2）を準用する。

（3）県幹部職員からの情報提供と知事ホットライン

県幹部職員からの情報提供と知事ホットラインは、第3章第1節第1の6（3）を準用する。

第3 大規模事故災害時の活動体制

1 初動体制の整備

地震災害、風水害、原子力災害以外の突発的な大規模事故災害（大規模火災、交通関係事故、危険物等事故）が発生した場合は、人的被害の状況による配備区分、配備基準にしたがい、職員

を動員して、必要に応じて、災害警戒本部又は災害対策本部等を設置し、緊密な連絡、協力のもとに災害応急活動体制を確立する。

▶資料編参照：大規模事故災害時の配備区分、配備基準 資料P62

2 災害警戒本部の設置

大規模事故災害（大規模火災、交通関係事故、危険物等事故）により多数の死傷者発生のおそれのあるとき、市は、災害対策本部を設置するに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を、総合的かつ迅速・的確に行うため、さくら市災害警戒本部設置要綱第2条の規定による災害警戒本部を設置し、警戒に当たるほか、状況に応じて、非常体制に移行することとし、災害応急対策を実施する。

また、副市長を災害警戒本部長とし、状況に応じ喜連川支所内に現地災害警戒本部を設置し災害警戒本部との連携による警戒及び災害応急対策を実施する。

（1）災害警戒本部の設置、解散の時期

災害警戒本部設置の基準は、大規模事故災害（大規模火災、交通関係事故、危険物等事故）により多数の死傷者発生のおそれのあるとき、若しくは、漏洩物により相当の被害発生のおそれのあるとき、その他副市長が必要と認めるときとする。

災害警戒本部は、さくら市役所内（以下「市役所」という。）に設置する。

なお、市役所に災害警戒本部を設置することができない場合は、市長の指定する場所に設置する。

また、次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- ・大規模事故（大規模火災、交通関係事故、危険物等事故）による災害発生のおそれなくなったと災害警戒本部長が認めたとき
- ・漏洩物により相当の被害発生のおそれなくなったと災害警戒本部長が認めたとき
- ・災害応急対策が概ね終了したと災害警戒本部長が認めたとき
- ・災害対策本部が設置されたとき

（2）災害警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営は、第3章第1節第1の3（2）を準用する。

（3）災害警戒本部の業務

災害警戒本部は、次の災害対策業務を行う。

- ・災害対策本部を設置していない場合において、大規模事故災害（大規模火災、交通関係事故、危険物等事故）発生のおそれがある場合における準備的対応及び多数の死傷者が発生することを想定した初期災害応急活動の実施に関すること
- ・災害対策本部の設置に関すること
- ・災害応急対策の実施に関すること

（4）代決者

災害警戒本部の代決者は、第3章第1節第1の3（4）を準用する。

3 災害対策本部の設置

市は、災害対策の責務を遂行するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2の規定により、市長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(1) 災害対策本部の設置、解散の時期

災害対策本部設置の基準は、大規模事故災害（大規模火災、交通関係事故、危険物等事故）により多数の死傷者等が発生したとき、漏洩物により相当の被害が発生したとき、その他市長が必要と認めるときとする。

災害対策本部は市役所に設置する。なお、市役所に災害対策本部を設置することができない場合には、市長の指定する場所に設置する。

また、災害対策本部は、災害のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと本部長が認めたとき解散する。

(2) 防災関係機関等への通報

災害対策本部の防災関係機関等への通報は、第3章第1節第1の4（2）を準用する。

(3) 災害対策本部の組織・運営等

災害対策本部の組織・運営等は、第3章第1節第1の4（3）を準用する。

(4) 災害対策本部の業務

災害対策本部の業務は、第3章第1節第1の4（4）を準用する。

(5) 代決者

災害対策本部の代決者は、第3章第1節第1の4（5）を準用する。

(6) 本部会議及び本部会議処理事項

災害対策本部会議及び本部会議処理事項は、第3章第1節第1の4（6）を準用する。

(7) 現地災害対策本部等

災害対策本部の現地対策本部等は、第3章第1節第1の4（7）を準用する。

(8) 防災会議の招集

防災会議の招集は、第3章第1節第1の4（8）を準用する。

(9) 職員配備体制

災害対策本部の職員配備体制は、第3章第1節第1の4（9）を準用する。

4 県への支援要請

市は、緊急な支援が必要と判断した場合、県に対し支援を要請する。

なお、県による支援がスムーズに行えるよう市内における被害情報の収集を行うと共に、情報の提供を行う。

5 災害対策本部の所掌事務

災害対策本部の所掌事務は、第3章第1節第1の5を準用する。

▶資料編参照：災害対策本部各部及び班の事務分掌 資料P54～60

第4 原子力災害時の活動体制

1 緊急時の活動体制

原子力災害が発生し又は発生するおそれがある場合、市は、緊急事態のフェーズに応じた市の配備区分、配備基準にしたがい、職員を動員して、必要に応じて、災害警戒本部又は災害対策本部等を設置し、緊密な連絡、協力のもとに災害応急活動体制を確立する。

なお、原子力災害時において、迅速かつ的確な応急対策活動を実施するためには、国、県、その他防災関係機関からの情報収集が不可欠であることから、原子力災害の事象に応じた情報収集連絡体制を確立する。

ただし、原子力災害時には、原子力事業者から直接連絡を受ける立場にないため、県からの情報提供を受けて対応することが基本となる。そのため、情報収集においては、県との連絡調整を密にする。

▶資料編参照：原子力災害時の配備区分、配備基準 資料P63

2 注意体制

市は、近隣県における原子力発電所等において事故等（EAL1）が発生し、災害警戒本部を設置するに至らない被害が生じた場合、注意体制をとる。

総務課危機管理係員は災害発生を覚知次第直ちに登庁し、次の措置を講じる。

- ・原子力災害に関する情報の収集
- ・被害情報の把握（被害が発生した日時、場所、被害の概要、被害に対してとられた措置、そのほか必要な事項）
- ・必要に応じて関係部局等への通報
- ・必要に応じて市長・副市長への報告
- ・災害応急対策（市民への周知等）

3 災害警戒本部の設置

市は、特定事象発生の通報を受けた場合（EAL2）、又は特定事象のおそれがあると副市長が認めた場合は、災害対策本部を設置するまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置について、災害警戒本部を設置して実施する。

（1）災害警戒本部の設置、解散の時期

災害警戒本部設置の基準は、県を通じて、原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報があったとき、若しくは、原子力防災管理者から緊急時の通報を受け、副市長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき、その他副市長が災害警戒本部の設置を必要と認めたときとする。

災害警戒本部は、さくら市役所内（以下「市役所」という。）に設置する。

なお、本庁舎に災害警戒本部を設置することができない場合は、市長の指定する場所に設置する。

また、次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- ・災害の発生するおそれがなくなると災害警戒本部長が認めたとき
- ・災害応急対策が概ね終了したと災害警戒本部長が認めたとき
- ・災害対策本部が設置されたとき

（2）災害警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営は、第3章第1節第1の3（2）を準用する。

(3) 災害警戒本部の業務

災害警戒本部の業務は、第3章第1節第1の3(3)を準用する。

(4) 代決者

災害警戒本部の代決者は、第3章第1節第1の3(4)を準用する。

4 災害対策本部の設置

市は、原子力緊急事態発生（EAL3）の通報を受けたとき、又は発生するおそれがあるときは、災害対策基本法第23条の規定により、市長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(1) 災害対策本部の設置、解散の時期

災害対策本部設置の基準は、県を通じて、原子力防災管理者から原災法第15条第1項に定める通報があったとき、原子力防災管理者から緊急時の通報を受け、市長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき、原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、県内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるとき、その他市長が必要と認めたときとする。

災害対策本部は市役所に設置する。なお、市役所に災害対策本部を設置することができない場合には、市長の指定する場所に設置する。

また、災害対策本部は、原子力緊急事態解除宣言がなされたときや原子力災害のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと本部長が認めたときに解散する。

(2) 防災関係機関等への通報

災害対策本部の防災関係機関等への通報は、第3章第1節第1の4(2)を準用する。

(3) 災害対策本部の組織・運営等

災害対策本部の組織・運営等は、第3章第1節第1の4(3)を準用する。

(4) 災害対策本部の業務

災害対策本部の業務は、第3章第1節第1の4(4)を準用する。

(5) 代決者

災害対策本部の代決者は、第3章第1節第1の4(5)を準用する。

(6) 本部会議及び本部会議処理事項

災害対策本部会議及び本部会議処理事項は、第3章第1節第1の4(6)を準用する。

(7) 防災会議の招集

防災会議の招集は、第3章第1節第1の4(8)を準用する。

5 災害対策本部の所掌事務

市は、災害対策本部（原子力災害時）各部及び班の事務分掌を基本としながらも、災害対策本部の指示により優先すべき業務に集中的に人的資源を投下するなど、弾力的で速やかな対応を図り、被害の発生や拡大を防止し、市民の安全確保を図る。

▶資料編参照：災害対策本部（原子力災害時）各部及び班の事務分掌 資料P65～67

6 職員の安全確保

(1) 防護対策

市は、必要に応じて、その管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防災資機材の整備等必要な措置をとる。

(2) 防災業務関係者の被ばく線量管理

市は、県及び対策拠点施設と緊密な連携のもと、被ばく管理を行う。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得る。

なお、防災業務関係者の被ばく線量管理については、次の指標を基準とする。

- ・ 防災関係者の被ばく線量は、実効線量で 5 年間につき 100mS v かつ 1 年間につき 50mS v を上限とする。
- ・ 救命救助等の場合は、実効線量で 100mS v を上限とする。なお、女性に関しては胎児保護の観点から適切な配慮を行う。

第 2 節 災害対応の調整

【概要】

災害対策本部体制時は、災害対応の全時期を通じて、情報や資源の管理を行う必要があるため、情報の収集・伝達、緊急輸送等の災害対策本部業務を実施する。

また、災害規模が大きいときは、早期に災害救助法の適用申請や応援要請等を実施し、外部機関との連携・協力体制を確保する。

【担当班】 全班

震災対策	風水害等対策	大規模事故災害等対策	原子力災害対策
------	--------	------------	---------

第 1 情報の収集・伝達及び通信確保対策

1 情報収集伝達体制の整備

市は、県の体制に準じ災害発生時の情報の収集・伝達について、24 時間 365 日体制で迅速、適切に実施できるよう努める。

また、必要に応じて国（国土交通省外）の情報連絡員の受け入れ等により、国との連絡強化を図る。

（1）災害対策幹部職員

災害対策を実施するに当たり、災害対策幹部職員は災害発生後直ちに登庁し、災害対策主管課の情報を基に、各所管における被害状況の収集等初期災害応急対策を指揮する。

（2）災害対策主管課の体制

災害対策を実施するに当たり、災害対策の主管課である総務課危機管理係員は、災害発生後直ちに登庁し、被害状況の収集や防災関係機関との連絡調整に当たり、テレビ・ラジオ・インターネット・市民等からの災害情報、気象予警報等を 24 時間体制で受信し、速やかに市民に広報すると共に、職員及び関係機関に伝達する。

また、災害等の状況に応じ、国（総務省消防庁）、防災関係機関に対し、火災・災害等即報要領等に基づき災害の状況を報告する。

（3）携帯電話等の配備

災害対策関係職員に対し携帯電話を配備し、防災メール・ビジネスチャット等により、災害時における緊急通信の確保を図ると共に、ICT 技術等を活用した情報伝達について検討を行う。

2 地震情報等の把握

市は、市域に揺れを覚知したときは、緊急地震速報、全国瞬時警報システム（Jアラート）、県防災行政ネットワーク、テレビ、ラジオ等から市域の震度情報を把握する。

また、気象庁が「南海トラフ地震に関連する情報」を発表したときは、その内容を把握する。

▶ 資料編参照：気象庁の発表する地震情報・緊急地震速報の種類 資料P29

▶ 資料編参照：気象庁震度階級関連解説表 資料P29

▶ 資料編参照：南海トラフ地震に関連する情報の種類等 資料P29

3 警戒情報等の伝達

(1) 気象等に関する情報の収集

市は、台風接近時や集中豪雨等が予想されるときなどは、市域に係る次の情報の発表状況を把握すると共に、雨量や河川水位の観測情報を常時監視する。

- ・気象予警報
- ・土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報
- ・洪水予報河川（利根川水系鬼怒川、那珂川水系荒川）洪水予報
- ・水位周知河川（利根川水系五行川、那珂川水系内川）水位到達情報
- ・水防警報
- ・ダム放流通知（利根川水系五十里ダム・川治ダム、那珂川水系西荒川ダム・東荒川ダム）
- ・一般市民からの通報

(2) 気象等に関する情報の伝達

市は、気象に関する警報又は特別警報、土砂災害警戒情報、洪水予報河川の洪水予報、水位周知河川の水位到達情報、水防警報等の通知を受けたときは、速やかに関係各班、関係機関、一般市民に対して、その内容を伝達する。

- ▶ 資料編参照：気象予警報の伝達系統 資料P66
- ▶ 資料編参照：洪水予報河川の洪水予報の伝達系統 資料P47
- ▶ 資料編参照：水位周知河川の水位情報の伝達系統 資料P47
- ▶ 資料編参照：水防警報の内容及び発表基準 資料P48

4 被害状況等の情報収集

(1) 収集すべき情報

市は、次の項目に留意し、災害の種類に応じて必要な情報収集、伝達に努める。

■収集すべき情報

- 1) 災害の発生日時、場所、区域、災害の発生原因、進行過程、特質
- 2) 降雨、降雪、河川水位、ダム・湖沼の水位状況
- 3) 市民の生命財産の安否の状況、市民の避難の状況
- 4) 道路、建物、農地、山林、河川、鉄道、家畜等の被害状況
- 5) 上下水道、ガス、電気、通信等の被害状況
- 6) 要配慮者利用施設*の被害状況
- 7) 消防、水防等の応急措置の状況
- 8) 食料その他緊急に補給すべき物資、数量
- 9) 衛生環境、疾病発生の状況、その救護措置の要否
- 10) 医薬品その他衛生材料の補給の状況
- 11) その他法令に定めがある事項

※要配慮者利用施設

児童福祉施設、老人福祉関係施設、介護保険施設、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所、身体障がい者社会参加支援施設、医療提供施設、保育園、幼稚園、その他

(2) 関係機関からの情報収集

市は、消防本部・警察署・その他ライフライン関係機関等に被害状況を照会し、情報を収集する。

なお、迅速な対応と相互応援体制の速やかな運用を図るため、必要と判断される被害情報を情報提供機関に対し定期的に伝達し、情報の共有化を図る。

消防本部は、市民等からの 119 番通報等により、職員の現地派遣・消防無線等の活用等による情報の収集を行う。また、簡易無線、トランシーバー等消防団等で活用できる情報収集・伝達手段を確保する。

更に、県から派遣された緊急対策要員と連携し、情報の収集を行うと共に、必要に応じて緊急対策要員の情報提供や助言を受ける。

(3) 庁内各課による情報収集

庁内の関係課は、それぞれの担当分野において把握した情報を相互に提供し、被災地の状況を把握しそれらをまとめるなど、情報の共有化を図る。

また、応急対策活動において把握した情報を相互に提供し、共有化を図る。

(4) 被害調査協力員等による情報収集

市は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合の災害情報の収集には、市職員を当たらせるほか、各区域に被害調査協力員を委嘱して、情報の早期把握に努める。

- ・市職員の災害情報調査連絡員・・・各班長を当てる。
- ・各区域の被害調査協力員・・・各行政区長を当てる。
- ・消防団員の情報調査連絡員・・・各分団の部長を当てる。

▶資料編参照：被害状況調査担当者 資料P67

5 被害状況の報告

市及び消防本部は、災害が発生したときは、栃木県火災・災害等即報要領の基準により、速やかに当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を県に報告する。

ただし、市内で震度 5 強以上の地震が発生した場合は、国（総務省消防庁）及び県に報告する。

なお、災害により、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、その規模を把握するための情報を速やかに収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

▶資料編参照：栃木県火災・災害等即報要領 資料P68

▶資料編参照：即報基準一覧 資料P68

6 大規模災害時の情報収集・伝達

市内において、次の事故等が発生したとき、それぞれの事故等関係者と連絡を取ると共に、市は、消防本部、県、警察署と連携を図り、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集する。

また、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

なお、火災・災害等即報要領に基づき、直接報告基準に該当する事故を把握したときは、第一報を消防庁に対して、覚知後可能な限り早くわかる範囲で報告する。

■市内で想定される大規模事故災害

大規模火災、林野火災、道路事故、鉄道事故、航空事故、放射性同位元素等取扱施設事故、放射性物質運搬事故、石油類危険物事故、ガス事故、火薬類事故、毒物・劇物事故

▶資料編参照：栃木県火災・災害等即報要領 資料P68

▶資料編参照：事故発生情報等の連絡系統図 資料P69～72

7 原子力災害時の情報収集・伝達

県より、原子力に関する国、茨城県及び原子力事業者等の防災関係機関から収集した情報又は県が独自に収集した情報について連絡を受けたときは、直ちに関係機関と連携し、詳細な情報の収集に努める。

なお、特に職員の配備基準に係る次の情報を確認する。

- ・警戒事態発生情報等の連絡（E A L 1）
- ・特定事象等発生情報等の連絡（E A L 2）
- ・特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡（E A L 2）
- ・原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡（E A L 3）

8 通信手段の確保

市は、防災関係機関との通信は、一般加入電話、災害時優先電話、携帯電話、県防災行政ネットワーク等を基本とするが、それらの利用が著しく困難なときは、衛星電話、衛星無線、非常通信、移動通信機器及び移動電源車の貸与制度の活用、連絡員の派遣等、多様な通信手段を確保する。

- ▶資料編参照：通信手段の種類 資料P73
- ▶資料編参照：関東地方非常通信協議会構成表 資料P73
- ▶資料編参照：非常通信計画 資料P73

9 通信施設の応急復旧

市は、通信施設が被災した場合は、被災実態を早期に把握し、移動系回線と衛星系回線を使い分けるなど適時・適切な対応を行うと共に障害の早期復旧に努め、県や防災関係機関相互間の通信回線の確保に努める。

また、通信事業者は、緊急に必要な災害対策機関、災害救助活動等直接関係する重要通信の確保、通信の途絶解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

10 放送要請

市は、災害のために、公衆電気通信施設、有線電気通信施設、防災行政情報配信システム等による通信ができない場合や著しく通信が困難な場合は、「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」を締結している放送事業者に対して、必要な放送を要請する。

- ▶資料編参照：関係報道機関一覧 資料P73
- ▶資料編参照：災害応援協定一覧 資料P41～46

第2 広報・広聴活動

1 広報活動

市は、市民生活の混乱を防止するため、関係機関と連携を図り、一般市民に対して、迅速、的確な広報活動を実施する。

緊急避難等災害に対する厳重な警戒が必要な場合やそのおそれがある場合は、防災行政情報配信システムを活用すると共に、消防団、自主防災組織、行政区、民生委員・児童委員等の人的ネットワーク等により、市民に対して災害情報を迅速に伝達する。

また、防災関係機関等は、報道機関を通じて行う情報提供のほか、各機関が有する広報手段、その他利用可能な広報媒体を積極的に活用し、広く市民に的確な情報提供を実施する。

(1) 広報内容

災害の規模、態様等に応じて、市民生活に関係する次の事項について広報を実施するほか、時間ごとに変化する被災者の情報ニーズに的確に対応した情報の提供に努める。

■ 広報の内容

- 1) 震度、地震の規模、被害の状況に関する事項
- 2) 避難指示に関する事項
- 3) 犯罪の防止等社会秩序の維持に関する事項
- 4) 医療救護活動に関する事項
- 5) 交通規制等に関する事項
- 6) 食料・飲料水・生活必需品の供給に関する事項
- 7) 保健衛生に関する事項
- 8) 道路、橋梁、河川等の復旧に関する事項
- 9) 電気、ガス、上下水道、電話等ライフラインの復旧に関する事項
- 10) ボランティア・義援物資の受入れに関する事項
- 11) 問い合わせ・要望・相談等の対応に関する事項
- 12) その他関係機関の応急対策に関する事項
- 13) 市民の心得等人心の安定のために必要な事項
- 14) その他必要な事項

※なお、10)については、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

(2) 市長の呼びかけ

災害の規模が大きく被害が甚大な場合、必要に応じて、テレビ、ラジオ、SNS等を利用し、冷静な行動と応急対策等への協力に関する市長による呼びかけを行う。

(3) 災害情報等の提供窓口の一元化

情報提供窓口の一元化を図る。

(4) 広報活動

関係機関と連携して各種広報活動を実施するほか、記者発表に関する諸調整を行う。

- ・各種広報媒体を活用した、市民への災害情報や生活情報の提供
- ・報道機関に対する災害情報提供・報道要請等の連絡調整等

(5) 相互連絡体制の確立

県その他関係機関との相互連絡体制を確立し、連携を図る。

(6) 避難行動要支援者等への配慮

災害で道路や通信が途絶した地域への情報が伝達されるよう、各種広報手段を活用する。

また、視聴覚障がい者、外国人等に情報が伝達されるよう、福祉団体、外国人団体、ボランティア等の支援を得て的確な情報提供を行う。

特に、障がい者に対しては、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段（点字、音声・拡大文字、手話・文字・ICT機器等）を利用した情報提供に努める。

なお、一時的に遠隔地に避難した被災者に対しては、生活再建・復興計画等に関する情報が伝達されるよう、情報伝達手段を工夫する。

(7) 各種広報手段の活用

市民に対して、災害情報や生活情報等をよりきめ細かに提供するため、県及び関係機関の協力を得て、次の手段を活用して広報活動を実施する。

なお、大規模災害時には、市ホームページのトップページを災害関連情報に特化したページに切り替えて、緊急事態であることを強調する。また、アクセス集中に備え、当該サイトの通信回線の容量を十分に確保する。

- ・被災地や避難場所等へ市有車両（放送設備を有する車両等）を派遣し、被災者への呼びかけや印刷物の配布、掲示を行うほか、被災状況の把握や要望・苦情の収集を実施

- ・必要に応じてヘリコプターによる情報収集や広報活動を実施
- ・避難場所等への公共掲示板の設置、ポスターの掲示等による各種情報の周知
- ・災害情報等に関する広報紙、チラシ、ビラ等を作成・配布
- ・なお、視聴覚障がい者や外国人（日本語の理解が十分でない者）等には、各種団体やボランティアの支援等を得て、点字や録音テープ、多言語による広報資料を作成・配付できるよう努める。
- ・各種情報の新聞広告掲載
- ・防災行政情報配信システム、テレビ、ラジオ
- ・テレビのデータ放送、電光掲示板等による情報提供
- ・市ホームページ、防災メール、SNS等の情報通信技術を活用したタイムリーな情報提供
- ・ボランティアの協力を得て、情報の収集や広報活動を実施

(8) 報道要請

大規模災害が発生し、必要な場合には市が協定締結している報道機関への報道要請を依頼する。

(9) 記録写真等の収集

災害に関する写真や映像等を整理・保存するほか、関係機関が保持する災害写真、ビデオ等資料の収集に努める。

(10) 誤情報の拡散への対処

公式見解をいち早く発表し、誤情報の拡散抑制に努める。

▶ 資料編参照：被災時に市が市民に伝達すべき情報 資料P74

2 大規模事故災害時の情報発信

市及び県、警察署、消防本部、事故関係事業者等は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、災害の状況・安否情報・医療機関等の状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を報道機関の協力を得て適切に提供する。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

また、必要に応じて、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応できるよう、人員の配置等に努める。

3 原子力災害時の情報発信

市は、早い段階から原子力災害に関する情報を広く迅速に市民に向けて提供し、市内における原子力災害に伴う混乱を未然に防ぎ又はその軽減に努める。

また、市民等のニーズを迅速に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関等の状況、市が講じている施策に関する情報、交通規制等、原子力災害に対する不安の解消や市民生活の混乱の防止に役立つ事項について、きめ細やかに情報を国、近隣県、原子力事業者等と連携しながら伝えと共に、情報の一元化を図り、定期的な情報提供に努める。

4 広聴活動

市は、緊急時には県等と連携し、必要に応じて、速やかに市民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口を開設し、必要な要員を配置する。

また、必要に応じて、ワンストップ相談窓口、避難所における相談所等を設置し、各種情報に基づき、市民からの問い合わせ・相談等に対応するほか、併せて市民からの要望・苦情等を各部局・防災関係機関等に伝達し適切な対応に努める。

なお、ワンストップ相談窓口、避難所における相談所等には、電話回線、ファクシミリ、インターネットメール等の設備を確保すると共に職員を配置する。

また、被災者ニーズの把握に際しては、ボランティアによるニーズ掘り起こし活動等の効果的な活用に努める。

第3 緊急輸送活動

1 緊急輸送の実施

(1) 交通の状況の把握

道路管理者は、現場の警察官・関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

(2) 交通規制・誘導

警察署及び道路管理者は、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

また、交通規制に当たって、関係機関は相互に密接な連絡をとる。

(3) 緊急輸送

市は、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、応急活動の段階に応じ次の対象を優先的に緊急輸送する。

また、交通規制時は、事前届出車両を使用するほか、県公安委員会に対して、緊急通行車両及び規制除外車両の確認を申請し、認定を得た車両を使用する。

なお、災害救助法が適用された場合の応急救助のための輸送は、災害救助法施行細則の定めるところによる。

▶資料編参照：災害救助法施行細則 資料P75
▶資料編参照：緊急通行車両関係様式 資料P75

■輸送の対象

1 第1段階：救出救命期

- ①救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- ②消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- ③市の災害対策に係る人員、ライフラインの応急対策に必要な人員及び物資
- ④後方医療機関へ搬送する負傷者等
- ⑤緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

2 第2段階：避難救援期

- ①上記①の続行
- ②食料、水等生命の維持に必要な物資
- ③傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- ④輸送施設の応急復旧に必要な人員及び物資

3 第3段階：応急対策期・復旧復興期

- ①上記②の続行
- ②災害復旧に必要な人員及び物資
- ③生活必需品

2 輸送手段の確保

市は、地域の現況に即した車両等の調達体制を整備しておく。

なお、車両等が不足する場合は、相互応援協定等に基づき、他の市町に対して車両の提供（貸与等）を要請する。

また、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して次の事項を明示して調達斡旋を依頼する。

なお、輸送あるいは車両等の借上げに要する費用は、当該地域の通常の実費とする。

- ・輸送を必要とする人員、物資の品名、数量（重量）
- ・車両等の種類、台数
- ・輸送を必要とする区間、借上げ期間
- ・集結場所、日時
- ・その他必要事項

3 輸送拠点の確保

市は、被災地における救助活動に必要な人員、物資等の輸送を迅速、円滑に行うため、必要な輸送拠点を確保する。

（１）物資拠点の確保・運営

市は、県が開設する市に近接する広域物資拠点の開設状況を確認すると共に、災害の状況に応じて、県の広域物資拠点から届けられる救援物資を受入れ、市内の避難所等に対して、仕分け・配送等を行う拠点として、物資拠点を設置する。

物資拠点の開設・運営は、必要に応じて、協定に基づき、民間事業者に協力を求め、施設やノウハウ等を活用して迅速に行う。

（２）臨時ヘリポートの確保

市は、ヘリコプターによる輸送が必要なときは、県又は警察署へ応援要請すると共に、臨時ヘリポートを選定し、開設する。

4 代替輸送活動

鉄道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努め、被災していない関係鉄道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努める。

この場合において、市は、市民からの問い合わせに対応できるよう鉄道事業者とは密接な連絡をとり情報の収集に当たる。

第 4 相互応援協力・派遣要請

1 災害時受援・応援計画に基づく応援要請

市は、被災して、応急対策を実施するため必要があると認めるときは、「さくら市災害時受援・応援計画」に基づき、他の市町や県、災害応援協定締結団体等に応援を要請し、必要に応じた受援体制を整備する。

応援要請を受けた市町は、求められた災害応急対策のうちで、災害の発生を防御し又は災害の拡大を防止するための応急的な措置で、人の生命や身体の安全に関わる被害が生じ得る緊急性の高い措置について応諾義務を負う。

また、県は、求められた災害応急対策全般について応諾義務を負う。

(1) 「災害時における市町相互応援に関する協定」に基づく相互応援

市は、被災して、応急対策を実施するため必要があると認めるときは、同協定に基づき、県内の他の市町に対して応援要請を行う。また、各市町は、必要に応じて、自主的に被災市町を応援する。

(2) 協定等に基づく相互応援

市は、被災して、応急対策を実施するため必要があると認めるときは、各個別の相互応援協定等に基づき、他の市町、災害応援協定締結団体等に対して応援要請を行う。

(3) 県への応援要請

市は、被災し、応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対して応援を求める。

また、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）、DMAT（災害派遣医療チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）、DHEAT（災害時危機管理支援チーム）、DWAT（栃木県災害派遣福祉チーム）、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）等の専門的な技術が必要とする人的支援が必要なときは、県に斡旋を要求する。

なお、県は、市からの応援要請に応じて、又は市からの応援要請がない場合であっても必要と認める場合に応急対策活動を支援するための職員を派遣し、又は必要な災害応急対策を実施する。

また、大規模災害発生により県内市町又は他都道府県において行政機能が喪失するなど重大な被害が発生した場合には、栃木県市長会及び栃木県町村会と連携して、県・市町が一体となった「チーム栃木」として職員を派遣するなどの応援を行う。

なお、県内消防相互応援及び緊急消防援助隊については、本章第3節第2に準ずる。

(4) 受援体制の整備

応援の応諾を受けたときは、その応援部隊の内容、到着予定日時・場所、活動日程等を確認し、応援を要する部署へ速やかに連絡する。

応援を要する部署は、応援部隊の受入れについて、応援担当連絡員を指名すると共に、事務室や集結できる空き地の確保等を行う。

▶資料編参照：災害応援協定一覧 資料P41～46

2 指定地方行政機関に対する職員の派遣要請

市は、災害応急対策、災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は県に対して、指定地方行政機関の職員の派遣について、斡旋を求め、災害対策に万全を期する。

職員の派遣の要請、斡旋を求めるときは、次の事項を記載した文書により行う。

- ・派遣を要請する（斡旋を求める）理由
- ・派遣を要請する（斡旋を求める）職員の職種別人員数
- ・派遣を要請する期間
- ・派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ・前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

3 自衛隊災害派遣要請

(1) 派遣要請

市は、人命及び財産の救援のための必要があり、かつ、その事態がやむを得ない場合は、自衛隊の災害派遣要請を県に要求する。なお、緊急のときは、直接、自衛隊に災害派遣要請を行い、県に事後報告する。

▶資料編参照：自衛隊災害派遣要請の範囲 資料P75

(2) 災害派遣要請手続き

「栃木県災害広域受援計画」に準ずる。

なお、市は、災害派遣要請を行ったときは、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう、担当する業務、活動箇所、その他必要事項の調整を行う。

また、災害派遣部隊等が宿舎を必要とする場合、できる限りこれを斡旋する。

▶資料編参照：自衛隊の災害派遣の要請・体制 資料P75

(3) 経費の負担

自衛隊の災害救援活動に要した経費のうち、市が負担する経費は概ね次のとおりとする。

なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と市が協議する。

- ・派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料、修繕費
- ・派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上料
- ・派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- ・派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償

(4) 撤収要請

市は、災害救援活動の必要がなくなった場合、陸上自衛隊第12特科隊長に対して、撤収要請をするよう県に依頼する。

4 応援職員派遣制度

県だけでは十分な応急対策が実施できない場合、県又は市は、総務省及び関係団体で構成する「被災市区町村応援職員確保調整本部（以下、「確保調整本部」という。）」に応援要請する。

また、市からの要請があった場合、又は確保調整本部が必要と判断した場合は、被災都道府県以外の公共団体（「総括支援チーム派遣団体」及び「対口支援団体」）から応援職員が市に派遣される。

派遣された応援職員は、市長の指揮のもと、次の業務に携わる。

- ・避難所運営や罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援
- ・被災市区町村が行う災害マネジメントの総括的な支援

第5 災害救助法の適用

1 災害救助法の適用基準

県は、災害による被害が災害救助法適用基準（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項各号に掲げる基準）に該当し、救助が必要であると認めたとき、市町を単位として災害救助法を適用し、救助を実施することを決定する。

市は、県が災害救助法の適用を的確に判断するために必要な被害状況に係る情報を、迅速かつ的確に報告する。

▶資料編参照：災害救助法適用基準一覧表 資料P76

2 災害救助法の適用手続き

市は、災害救助法の適用を申請する必要がある災害が発生した場合には、消防本部と連携し、住宅の被害状況を速やかに調査し、調査結果に基づき、住宅の被害認定を速やかに実施する。

なお、被害認定基準は、災害に係る住家の被害認定基準運用指針にしたがう。

本市における被害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちに、災害発生の日時及び場所、災害の要因、被害状況、既に実施した救助措置と今後の救助措置の見込みについて、県に報告すると共に、被災者が現に救助を要する状態にあるときは、併せて災害救助法の適用を要請する。

なお、発生 of 報告の時点で、その内容の全てが判明しないときは、判明している内容について報告する。

▶資料編参照：災害に係る住家の被害認定基準運用指針 資料P76

3 災害救助法に基づく救助の実施

災害救助法が適用された場合、県知事及び市長は、同法、同法施行令及び同法施行細則に基づき、次の救助を実施する。

- ・県は、次の②以外は原則として、その事務の全部又は一部を市長に行わせる（委任する）。この場合、県は、同法施行令第17条の規定により、救助の期間、内容を市長に通知し、直ちにその旨を公示する。
- ・上記のより、県知事の権限の一部を市長が行うこととした場合を除き、市長は、県知事の補助機関として救助を行う。
- ・市は、通知を受けていない範囲の救助について、災害が突発し、県の指示を待ついとまがない場合には、救助を開始し、事後速やかに県に情報提供する。この場合、県は、市長が県知事の補助機関として救助を実施したものとして扱う。
- ・救助事務の実施状況は、「災害救助法による救助の実施について」（昭和40年5月11日付け社施第99号厚生省社会局長通知）に定める様式の帳簿に記録する。
- ・救助の実施の基準は、災害救助法施行細則に定めるところによる。

■災害が発生した段階の救助

- | | |
|-----------------------|------------|
| ①避難所の設置 | ②応急仮設住宅の供与 |
| ③炊出しそのほかによる食品の給与 | ④飲料水の供給 |
| ⑤被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 | ⑥医療 |
| ⑦助産 | ⑧被災者の救出 |
| ⑨被災した住宅の応急修理 | ⑩学用品の給与 |
| ⑪埋葬 | ⑫死体の搜索 |
| ⑬死体の処理 | ⑭障害物の除去 |
| ⑮応急救助のための輸送及び賃金職員等雇上費 | |

■災害が発生するおそれ段階の救助

- ①避難所の設置

※ただし、災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部（特定災害対策本部、非常災害対策本部及び緊急災害対策本部）を設置し、その所管区域となり、当該区域で被害を受けるおそれがある場合となる。

▶資料編参照：災害救助法施行細則 資料P75

第3節 生命を守る対策

【概要】

災害応急対策活動は、最優先で人命の確保を目的とする緊急対策が必要となるため、災害発生直後は、避難、救急・救助・消火、医療等の生命の安全に関わる対策を実施するほか、各種発生した災害の態様により異なる二次災害防止活動を実施する。

【担当班】 全班

震災対策	風水害等対策	大規模事故災害等対策	原子力災害対策
------	--------	------------	---------

第1 避難対策

1 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令

市長は、あらかじめ定めた基準により、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下、「避難指示等」という。）を発令することができる。

なお、当該指示等に関する事項について、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、助言を求めることができる。この場合、助言を求められた機関は、その所掌事務に関し、必要な助言を行う。

市その他の避難指示等実施機関は、次の事項を明示して避難指示等の発令を行う。

なお、発令する際は、警戒レベルを付すと共に、市民が取るべき避難行動が分かるように伝達する。

また、避難指示等を発令したときは、速やかに、その旨を県に報告する。

- ・ 避難対象地域
- ・ 避難先
- ・ 避難経路
- ・ 避難の理由
- ・ 避難時の注意事項
- ・ その他の必要事項

▶ 資料編参照：避難指示等の種類 資料P76

2 警戒区域の設定

市は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じ、速やかに県知事に報告する。

▶ 資料編参照：警戒区域の設定権限 資料P76

3 避難指示等の周知・誘導

（1）高齢者等避難

市は、「高齢者等避難」を発令した際は、高齢者等の避難に時間を要する要配慮者が、避難準備を整えて、支援する人と一緒に避難することを支援すると共に、それ以外の市民が、家族等と連

絡を取り合って状況を共有し、避難場所や避難経路を確認するなど、いつでも避難できる準備を整えることを周知する。

(2) 避難指示等の市民への周知

市は、避難指示等を実施したときは、市民に対して最も迅速で確実、効果的にその内容が周知徹底できるよう、概ね次の方法により伝達する。

なお、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等の要配慮者に対しては、地域住民の協力を得て確実に伝達できるよう配慮する。

- ・防災行政情報配信システムによる伝達
- ・サイレン、鐘等の使用による伝達
- ・行政区、自主防災組織、消防団等の組織を通じた戸別訪問及び拡声器、電話等による伝達
- ・市ホームページ、緊急速報メール、防災メール、広報車の使用による伝達
- ・SNS、テレビのデータ放送、ラジオ、有線放送、携帯電話等による伝達

(3) 県に対する報告及び関係機関への連絡

市は、避難指示を実施したとき又は他の機関が避難の指示をしたことを了知したときは、速やかに県に報告する。

また、市その他の避難指示等実施機関は、避難の指示を実施したときは、その内容を相互に連絡する。

(4) 避難の誘導

市その他の避難指示等実施機関は、市民が安全、迅速に避難できるよう警察署、自主防災組織、消防団等の協力を得て、できるだけ近隣の住民と共に集団避難を行うよう指導する。

特に要配慮者の避難に配慮するものとし、自力で避難することが困難な者については、あらかじめ支援者を定めて避難させるなど速やかに避難できるよう配慮する。

また、ホテル等の集客施設の管理者は、あらかじめ定めた施設職員の役割分担、誘導経路、連絡体制等に基づき、施設利用者の避難誘導を実施する。

4 避難所の開設・運営

(1) 避難所の開設

市は、災害により家屋等に被害を受け、又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に受入れ、保護するため避難所・福祉避難所を設置する。

避難所の開設に当たっては、災害の状況に応じた安全・安心な避難所・福祉避難所を選定し、迅速な開設に努めると共に、次の措置を講じる。

なお、災害救助法が適用された場合の避難所の設置は、災害救助法施行細則の定めるところによる。

- ・要配慮者については、必要に応じ介護等の支援機能を備えた福祉施設等に受入れる。避難所だけでは施設が不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。更に、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、要配慮者利用施設との協定に基づく福祉避難所を開設するよう努める。
- ・新型コロナウイルス感染症等の発生、まん延防止のため、発生した災害や被災者の状況等に応じ、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した避難所以外の避難所を開設するなど、可能な限り多くの避難所を開設すると共に、ホテルや旅館の活用等を検討する。

- ・避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、避難所に受入れる者を誘導し、保護する。
- ・開設している避難所については、リスト化に努める。
- ・避難者一人一人について、氏名、生年月日、性別、住所、支援の必要性の有無等の情報を記載した避難者名簿を作成し、被災者台帳へ引き継ぐよう努める。
- ・避難所を設置又は移転した場合は、直ちに、避難所開設の日時、場所、受入人員、開設期間の見込み、その他必要事項を県に報告する。

▶資料編参照：災害救助法施行細則 資料P75

(2) 避難所の運営

市は、自主防災組織、行政区、市社会福祉協議会、ボランティア、NPO等の協力を得て、「さくら市避難所運営マニュアル」に基づき避難所を運営すると共に、次の措置を講じる。

- ・避難者自身が避難所運営へ自主的に関与できる体制の整備及び管理責任者（リーダー・副リーダー）に、男女双方を配置するよう努める。
- ・被災者の置かれている生活環境及び居住環境等が多様であることを考慮し、情報を提供する際には確実に被災者に伝達できるよう活用する媒体に配慮すると共に、要配慮者を始めとする避難者の相談窓口を設置し、支援ニーズの把握に努め、外国人等への情報等伝達手段においても多言語表示シートの掲示等により配慮する。また、障がい者に対しては、食料や衣服の配布等の生活情報や余震等に関する避難情報が伝達されにくく、周囲の避難者との意思疎通ができず孤立する状況もあることから、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用した情報提供を行う。
- ・避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。
- ・衛生状態を常に良好に保つと共に、避難者に対して手洗い、咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底することとし、避難所内を十分換気するように努める。また、必要に応じて、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置すると共に、清掃、し尿処理、生活ゴミの収集処理等についても必要な措置を講ずる。
- ・生活不活発病や口腔衛生状態の悪化による誤嚥性肺炎等の予防に努めると共に、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。また、保健師等による巡回健康相談等を実施する。
- ・避難者やボランティア等に対する熱中症対策を十分に行う。
- ・警察署と十分連携を図りながら避難所の巡回を行う。
- ・避難所の運営における女性の参画を推進すると共に、男女や性的マイノリティの多様なニーズに配慮する。特に、女性専用の更衣室や授乳室、物干し場の設置、避難所における女性や子供に対する暴力防止と安全性の確保、相談窓口の設置等、女性や子育て家庭のニーズへの対応に努める。なお、女性専用相談窓口の開設・運営に当たっては、男女共同参画センター等を積極的に活用する。
- ・通信事業者の協力を得て、非常用固定電話やインターネット等の通信施設を設置する。
- ・必要に応じて、家庭動物（ペット）のためのスペースを原則として渡り廊下、駐輪場、車庫等雨が避けられる屋外に確保するように努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させるよう努める。
- ・安否情報システムを使用するときは、県にシステムを使用する旨を報告した上で、速やかに市庁舎と避難所との連携体制を確立する。

- ・配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報管理を徹底する。
- ・食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。
- ・栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保に努める。
- ・避難の長期化等必要に応じて、管理栄養士等による巡回の頻度、食料の確保、配食等の状況など、避難者の健康状態の把握に努める。

5 帰宅困難者対策

市は、徒歩帰宅者等に対して、食料や水、休憩場所の提供を行う。

第2 救急・救助・消火活動

1 市民及び自主防災組織の活動

(1) 救急・救助活動

災害現場に居合わせ、要救助者・負傷者を発見した者は、直ちに消防本部等の関係機関に通報すると共に、自らの安全を確保した上で、可能な限り救出活動を行うなど、負傷者の保護に当たる。

また、自主防災組織は、直ちに活動を開始し通行人等とも協力し、救助・負傷者の保護に当たる。

初期救急・救助活動の実施に当たっては、消防本部等からの求めに応じて、可能な限りこれに協力する。

(2) 消火活動

大きな地震を感じた場合、各家庭では、火災の発生を防止するため、使用中の火気を直ちに遮断すると共にLPガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブ等を閉止し、電気ブレーカーを遮断する。

自主防災組織は、各家庭等におけるガス栓の閉止等の相互呼びかけを実施すると共にその点検及び確認を行う。

なお、火災が発生した場合は、近隣住民に知らせると共に、消火器、消火栓等を活用して初期の消火活動に努める。

また、各家庭では、次のように行動し、消防本部または消防団が到達したときは消防本部または消防団の指示に従う。

- ・近隣に火災が発生した旨を大声で知らせる。
- ・消防署に通報する。
- ・消火器、くみ置き水等で消火活動を行う。

2 事業所の活動

高圧ガス、火薬類、石油類、毒物・劇物等を取り扱う事業所は、火気の消火及びLPガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物・劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な火災防止措置を講ずる。

なお、火災が発生したときは、防災管理者又は防火管理者の指揮により、自衛消防隊等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行い、必要に応じて、従業員、顧客等の避難誘導を行う。

また、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

- ・周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。
- ・警察や最寄りの防災関係機関にかけつけるなど、可能な手段により直ちに通報する。
- ・立入禁止等の適切な措置を講ずる。

3 市、消防本部の活動

(1) 救助活動

災害発生時に消防職員、消防団員は、迅速かつ適切な救助活動を実施する。

なお、大規模災害発生時は、要救助者及び傷病者が同時に多数発生する事態を考慮し、出動対象の選択と優先順位の設定を行うと共に、地域住民、通行人等現場付近に居合わせた者の協力を得るなど、効率的な救助活動の実施に努める。

市は、捜索・救助活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて、自衛隊等に応援を要請する。

なお、災害救助法が適用された場合の被災者の救出は、災害救助法施行細則の定めるところによる。

▶資料編参照：災害救助法施行細則 資料P75

(2) 救急活動

市は、直ちに塩谷郡市医師会等と協力して救護所を開設し、傷病者等の救護に当たる。

なお、重症者等の病院への搬送が必要な場合は、消防本部、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。

搬送は、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて、警察署に協力を求めると共に、ヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ等による搬送を要請する。

大規模事故災害の場合、事故関係者は、負傷者の救助・救急活動を行うよう努めると共に、救急活動を実施する各機関に可能な限り協力する。

(3) 消火活動

大きな地震が発生した場合、消防本部は、管内の消火活動に関する延焼火災の状況、自主防災組織の活動状況、消防ポンプ自動車等の通行可能道路、消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利の活用可能状況等の情報を収集し、市及び警察署と相互に連絡を行う。

また、火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し消防活動を行う。

市は、必要に応じて、関係機関との総合調整及び他の機関等への応援依頼等を行う。

- ・延焼火災件数の少ない地区は集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。
- ・多数の延焼火災が発生している地区については住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じて避難路の確保等住民の安全確保を最優先する活動を行う。
- ・危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、火災警戒区域を設定し、住民の立入禁止・避難誘導等の安全措置をとる。
- ・救護活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
- ・自主防災組織が実施する消火活動と連携すると共に、指導に努める。

(4) 大規模火災時の消火活動

消防本部等は、危険物施設や大規模な工場火災が発生しときは、高所放水車等特殊車輛による大量放水や化学消火剤を使用した大量泡放射等の消火活動により火災の拡大防止に努める。

また、大量に放置された古タイヤ堆積場で火災が発生したときは、重機等の使用による可燃物の除去、化学消火剤の使用、覆土等迅速な消火活動により火災拡大の防止に努める。

なお、これらの場合、鎮火までに多大な時間と消防力を要するため、広域応援等により消防力を充実させ、継続放水や定期的な監視等適切な消火活動に努める。

(5) 林野火災時の消火活動

消防本部は、消防ポンプによる消火活動のほか、水のう付消防ポンプ等を使った人海戦術による消火、県消防防災ヘリコプター等の要請による空中消火等あらゆる手段を使った早期鎮火に努める。

なお、延焼防止が困難と判断されるときは、森林所有者等と調整し、森林を伐採し臨時の防火帯を形成するなどして延焼を防止する。

また、火災の規模が大きく、総員出動が必要な場合や関係機関との調整が必要となる場合には、現場近くに現地指揮本部を開設し、関係機関と連携し、延焼方向、地域住民・施設等への被害の発生状況、危険性等を十分把握し、効果的な消火活動を行う。

消防団は、消火活動を実施し、飛び火による延焼を警戒するなど火災の拡大防止に努め、火勢の状況等により必要な場合は、地域住民等を安全な場所に避難誘導する。

また、消防隊の到着後は、当該消防隊への情報提供と火点誘導を行い、消防隊と協力して消火活動に当たる。

市は、県と十分協議の上、ヘリコプター離発着場の決定や空中消火用資機材の確保等円滑な空中消火活動の実施に努める。

4 県消防防災ヘリコプター等の運用

市及び消防本部は、地域、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために差し迫った必要性があり、ヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、県に対して、県消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請を行う。

なお、緊急運航の要請を行ったときは、必要な受入れ体制を整備するものし、飛行場外離着陸場等を確保するなど安全対策を図る。

また、傷病者等の搬送について離着陸場所及び病院への搬送手配を行い、傷病者が速やかに治療を行えるよう地上支援を行う。

▶資料編参照：県消防防災ヘリコプター緊急運航要請フロー 資料P77

5 消防相互応援等

消防本部は、単独では対応できないような大規模な災害が発生した場合、「栃木県広域消防応援等計画」等により相互応援を実施する。

また、市は、市町村間で個別に結んでいる協定に基づき、相互応援を実施する。

市及び消防本部は、被災状況を勘案し、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると認める場合は、速やかに県に対して、応援要請を行う。

なお、県に連絡が取れない場合は、直接国（総務省消防庁）に応援要請を行う。

県は、栃木県緊急消防援助隊受援計画等に定めるところにより、国（総務省消防庁）に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

▶資料編参照：災害応援協定一覧 資料P41～46

第3 医療救護活動

1 実施体制

市は、被災者に対する医療・助産を実施すると共に、医療救護班を編成・出動し、災害の状況によっては、塩谷郡市医師会に出動を要請する。

また、市のみでは対応が十分でない場合は、県、関係機関に協力を要請する。

災害救助法が適用された場合の医療・助産活動は、災害救助法施行細則の定めるところによる。

▶資料編参照：災害救助法施行細則 資料P75

2 関係機関の活動

市及び県、日本赤十字社栃木県支部、栃木県医師会、警察署、自衛隊等の関係機関・団体は、相互連絡、協議を緊密に行い、統制のとれた迅速かつ的確な医療活動が行われるよう積極的に協力する。

また、災害時における医療活動に当たっての的確な指令、通報を行うため、関係機関・団体の事務担当者は、事前に通信先、通信方法を確認しておく。

3 救護所の設置

市は、原則として救護所の設置を行う。

救護班が出動したときは、救護の利便性、被災傷病者保護のため、直ちに救護所を開設して傷病者を収容治療する。

なお、妊産婦の救護所は、助産施設のある県下の医療機関の一部及び助産所をあてる。

4 医薬品等の確保・供給

市は、必要に応じて、医療救護に必要な医薬品、医療機器類、輸血用血液製剤等の確保・供給を行う。

また、市内では調達できない場合は、県に対して応援要請する。

5 医療施設の応急復旧

市は、災害により医療施設の損壊によって医療機能が失われたときは、仮救護医療機関を設けて医療救護活動を行うと共に、あらかじめ防災訓練等を実施して災害に備えておく。

第4 災害拡大防止活動

1 浸水被害の拡大防止

(1) 監視、警戒

市は、大雨に関する気象状況の伝達を受けたときや自ら必要と認めたときは、水防団員（消防団員）、職員等を巡回させ、被害状況等の把握に努める。

(2) 水防活動

水防管理者（市長）は、水防警報が発せられたとき、警戒水位に達したとき、その他水防上必要であると認めたときは、水防団（消防団）、消防本部を出動又は出動の準備をさせると共に、市民に対する避難の指示等必要な措置を講じる。

なお、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちに県、関係機関に通報すると共に、できるかぎり被害が拡大しないように努める。

また、地域住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要と認める場合は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命じる。

更に、河川の氾濫等の危険な地域又は危険が予測される地域の住民等に対して、避難の指示を行い、安全な地域へ誘導すると共に、安全な場所へ収容する。

▶資料編参照：水防管理団体の非常配備 資料P77

2 土砂災害の拡大防止

(1) 施設、土砂災害警戒区域等の点検・応急措置の実施

市は、余震、降雨等による二次的な土砂災害等の防止のため、各機関の管理施設や、土砂災害警戒区域の点検を実施し安全の確保に努めると共に、許可工作物等の管理者に対して、施設の点検報告を求める。

なお、二次災害の危険性が高いと判断される箇所については、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急措置を行う。

(2) 被災宅地危険度判定の実施

市は、被災宅地危険度判定を実施する。

判定の結果、使用を制限する必要がある場合は、当該宅地の管理者又は使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

(3) 避難対策

市は、土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害のおそれが高まった場合は、市民、ライフライン関係機関、交通機関等に早急に注意を喚起し、又は必要に応じ本章第3節第1の要領により警戒区域の設定若しくは避難指示を行う。

3 建築物・構造物の二次災害防止

(1) 震災建築物応急危険度判定の実施

市は、余震に伴う建築物・構造物の倒壊、部材の落下等による二次災害を防止するため、震災建築物応急危険度判定を実施する。

なお、点検の結果、使用を制限する必要がある場合は、当該建築物の管理者、使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

(2) 倒壊・損壊建築物等の石綿飛散等の防止

市は、県と協力し、市民、救護活動従事者又は障害物撤去従事者に対し、石綿を含む粉じんのばく露防止について注意喚起を行う。

また、被害状況の確認において把握した建築物等の倒壊・損壊情報を元に、建築物等の吹付け石綿等の露出状況の把握に努める。

4 河川管理施設等の対策

国、県及び市は、災害時に河川護岸、堤防の損壊や橋梁の落橋等によって発生する被害の軽減を図るため、関係機関との協力のもとに警戒活動、広報活動及び応急復旧活動を迅速かつ的確に実施する。

5 風倒木等対策

道路管理者は、風倒木等による被害を防止するため、必要に応じ、道路の巡回を行う。
なお、風倒木があった場合には、速やかな除去に努める。

6 異常降雪時の対策

市は、異常降雪による交通障害の発生時には、国土交通省、県等の道路管理者と連携して、必要な災害応急対策を迅速かつ的確に実施する。

7 危険物等事故災害の拡大防止活動

(1) 災害の拡大防止活動

事業者は、危険物等の事故災害時に的確に応急点検及び応急措置等を講じる。

市は、県、警察署、関係機関等と連携して、危険物等事故の災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物の除去、環境モニタリングを始め、市民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令等適切な応急対策を実施する。

(2) 災害拡大防止のための交通規制及び緊急輸送活動

市は、県、警察署、道路管理者、関係機関等と連携して、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

また、緊急輸送を確保するため、所管する道路に関して、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

なお、交通規制に当たって、関係機関は相互に密接な連絡をとる。

(3) 避難対策

市は、危険物等事故災害による被害が発生し、又そのおそれがある場合には、必要に応じて、消防本部及び警察署の協力を得て、付近の住民に対して、避難指示を行う。

8 危険物等の大量流出に対する応急措置

(1) 河川への流出

市は、危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに、県、警察署、河川管理者等の関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講じる。

また、防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講じる。

(2) 道路への流出

道路管理者は、所管道路に危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

第5 インフラ施設等の応急対策

1 輸送関係施設の対策

(1) 道路施設

市は、災害が発生した場合や災害の発生が予想される場合は、所管道路について、道路パトロールカー等による巡視及び管理委託業者等からの道路情報（第三者被害のおそれのある箇所は未共用道路も含む）の収集に努めると共に、収集した情報を県に報告する。

また、必要に応じて、次の応急措置を実施し、道路の被災状況、応急対策の活動状況、応援の必要性等を県に連絡すると共に、ライフライン等の関係機関に連絡する。

なお、管理する道路以外の被災情報を入手した場合は、当該道路管理者に対して、その情報を速やかに連絡する。

- ・巡視の結果等から必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施すると共に、被害箇所の応急措置を行い、交通の確保に努める。
- ・交通の危険が生じると認められる場合は、所轄の警察署等関係機関と調整を図り、通行の禁止、制限の措置をとり、道路法（昭和27年法律第180号）第47条の15に規定する道路標識を設置する。また、必要に応じて迂回路の選定、そのほか誘導等の措置を講じる。
- ・関係機関との調整を図りながら、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により、交通の確保を図る。また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要な場合は、県の緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送路を優先して機能の確保を図る。
- ・災害発生後、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、必要な措置を講じると共に、交通規制や施設の使用制限を行い、二次災害の防止に努める。
- ・災害発生箇所、被災状況、通行規制状況、迂回路等の情報を迅速かつ的確に道路情報板等により利用者への提供に努める。

▶資料編参照：事故発生情報等の連絡系統図 資料P69～72

（2）鉄道施設

鉄道事業者は、事故災害の発生を未然に防止するため、国土交通省の指導・監督の下、関係機関と連携して事故発生の誘因を減らすと共に、鉄道車両、施設の安全対策の推進に努める。

また、事故発生時に迅速に対処できるよう、防災体制や関係機関との連携体制を整備する。

市は、災害等に伴う鉄道事故が発生したときは、鉄道事業者と連絡調整を行い、被害の状況、復旧に係る期間等の情報を収集すると共に、市民に対して、適切な情報の提供に努める。

▶資料編参照：事故発生情報等の連絡系統図 資料P69～72

2 ライフライン関係施設の対策

（1）水道施設

水道事業者は、災害発生後直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関に通報すると共に、次の応急措置を講じる。

- ・水道施設が被害を受けた場合、水道事業者は、短期間に応急的に復旧し、給水区域内住民への給水を確保すると共に、二次災害の発生を防止し、通常の生活機能回復維持に努める。
- ・被害の状況により工事業者へ応急復旧の協力を要請する。なお、主要施設について、あらかじめ工事業者を選定し、被災施設の復旧工事の協力依頼をしておく。
- ・最初に浄水場から配水池までの送配水管を復旧し、配水池確保水量の補給を行う。配水管については、主要配水管から順次復旧し、給水拠点に進めていく。
- ・避難所に近い公設消火栓について、臨時給水栓を設置する。なお、設置の際は、所管消防本部に通報し、消火活動の障害にならないよう努める。
- ・主要配水管の応急修理が困難な場合には仮配水管を布設する。
- ・応急処理後の通水は、配水池までの送水施設が完全に復旧した後、順次行う。
- ・給水場所は、あらかじめ広報紙等で市民に周知しておくと共に、災害の発生に際しては、広報活動によりその場所を市民に知らせる。また、水道施設の被害状況、復旧見込等についても情報提供に努める。
- ・水道施設の復旧のため必要と認めたときは、他の水道事業者等に応援を依頼する。

(2) 下水道施設

下水道管理者は、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、処理・排水機能の支障の有無を確認する。

なお、巡視結果等から詳細な点検が必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に実施し、二次災害のおそれがあるものについては応急復旧を行う。

下水道施設が被害を受けた場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関へ連絡すると共に、市民への広報に努める。

また、二次災害の発生のおそれがある箇所の安全確保を行い、早急に応急復旧を行い、処理場、中継ポンプ場、水管橋、放流ゲート、管きょ等の態様の違いに配慮して復旧計画を策定する。

なお、下水道施設の復旧のため必要と認めたときは、他の下水道事業者等に応援を依頼する。

(3) 電力施設

一般配送電事業者は、災害が発生した場合には、防災業務計画に定めるところにより、電力施設を防護し、被災地に対する電力供給の確保を図る。

市は、電力設備が被災し、広域かつ長期間にわたり停電等が発生したときは、一般配送電事業者と連絡調整を行い、被害の状況、復旧に係る期間等の情報を収集すると共に、市民に対して、適切な情報の提供に努める。

第 6 危険物施設等応急対策

1 放射性同位元素等取扱施設事故応急対策

R I 等取扱事業者は、放射性物質による災害が発生するおそれがある場合は、直ちに国、県、市及び警察署に連絡する。

事故の通報を受けた最寄りの警察署、消防本部は、事故の状況の把握に努めると共に、事故の状況に応じて、職員の安全確保を図りながら、R I 等取扱事業者と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

市は、市民の安全と健康を守るため、市民への情報の提供や避難措置等を迅速かつ的確に実施する。

2 放射性物質運搬事故応急対策

原子力防災管理者は、核燃料物質等の事業所外運搬中に原災法第 10 条第 1 項に規定された通報すべき事象（以下「特定事象」という。）発見又は発見の通報を受けた場合、国・県・事故発生場所を所轄する市町村・警察署・消防本部等関係機関に文書で送信する。更に、主要な機関等に対しては、その着信を確認し、以後、応急対策の活動状況等を随時連絡する。

原子力事業者は、直ちに携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏洩の拡大防止対策、遮蔽対策、モニタリング、消火・延焼の防止・救出・避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図り、更に、直ちに必要な要員を現場に派遣すると共に、必要に応じ他の原子力事業者等に要員及び資機材の派遣要請を行う。

事故の通報を受けた最寄りの警察署は、事故の状況の把握に努めると共に、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

市は、市民の安全と健康を守るため、市民への情報の提供や避難措置等を迅速かつ的確に実施する。

3 石油类等危険物事故応急対策

(1) 火災・爆発応急対策

危険物取扱事業所等は、火災・爆発等が発生したときは、市及び県・消防・警察等関係機関に速やかに通報し、協力体制を確立すると共に、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。

また、関連する施設及び装置等の緊急停止を行うと共に、被災施設・関連施設の点検を実施する。

更に、危険物等施設の被害状況、付近の状況等について十分考慮し、状況に応じた初期消火や流出防止措置を行う。

また、地域住民に速やかに周知し、避難誘導等適切な措置を講じると共に、関係機関に市民への広報や避難誘導等の協力を求める。

県及び警察署は、被害状況等の情報収集に努めると共に、警察署は、消防本部と連携して、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。

市は、被害の状況により、警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。

(2) 漏洩応急対策

危険物取扱事業所等は、危険物の漏洩等が発生したときは、市及び県・消防・警察等関係機関に速やかに通報し、協力体制を確立すると共に、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。

また、直ちに、土のう措置、排水溝閉止、オイルフェンス展張等により危険物の流出防止に努める。

更に、事故の発生状況・危険物の性状に対応した液面被膜措置やガス検知器等の活用による引火防止措置、更には漏洩危険物の回収措置を実施する。

また、地域住民に速やかに周知し、避難誘導等適切な措置を講じると共に、関係機関に市民への広報や避難誘導等の協力を求める。

県及び警察署は、被害状況等の情報収集に努めると共に、警察署は、消防本部と連携して、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。

また、消防本部は、土のう設置により危険物等の河川等への流出を防止するなど、漏洩範囲を最小に止める措置をとると共に、危険物の性状を把握し、引火による火災発生を防止する措置を実施する。

なお、必要な場合は、吸着マット等回収資機材を活用し回収作業を実施する。

河川管理者、河川以外の水路等の管理者は、パトロールによる監視を実施すると共に必要な場合は適切な応急対策を実施する。

また、オイルフェンスの拡張等危険物の拡散を防止すると共に、必要な場合は吸着マット等回収資機材を活用し回収作業を実施する。

市は、被害の状況により、警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。

4 ガス事故応急対策

L Pガス販売事業者等は、ガスが漏洩、爆発する又そのおそれがあるときは、二次災害を防止するため、市民に対する火気使用禁止、容器のバルブ閉止等の広報を行い、消防本部等関係機関と連携しながら適切な措置を講じる。

また、応急措置や復旧に当たっては、人員、資機材等に関し相互に応援、協力する。

高圧事業者は、ガスが漏洩、爆発する又はそのおそれがあるときは、直ちに、応急点検を実施し、施設配管の各種弁類等の緊急遮断等応急措置によりガス漏洩防止を図ると共に、市及び県、消防本部、警察署等関係機関に速やかに通報する。

なお、自らの防御措置では対応が不可能な場合には、栃木県高圧ガス地域防災協議会（以下「高圧ガス協議会」という。）に応援を要請する。

高圧ガス協議会は、指定防災事業所と応援、協力について調整を行い、必要な応急措置、復旧措置を講じる。

県及び警察署は、被害状況等の情報収集に努めると共に、警察署は、消防本部と連携して、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。

消防本部は、高圧ガスの性状を把握し、消火活動・注水冷却措置等必要な措置を講じる。

また、ガス濃度測定を適時に実施するほか、ガスの性状を踏まえたガス滞留予測により、爆発等二次災害に留意して活動する。

市は、被害の状況により、警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。

5 火薬類事故応急対策

火薬類等を取扱う事業者等は、火災等により火薬庫等が危険な状態となるおそれがある場合、貯蔵火薬類を安全地域に移送する余裕がある場合は移送し、かつ見張り人をつける。

なお、移送する余裕がない場合等には、火薬類を水中に沈めるなど安全な措置を講じる。

また、火薬庫の入口等を目土等で完全に密封するなど安全の措置を講じ、必要があれば付近の住民に避難するよう警告する。

なお、安定度に異常を呈した火薬類等は廃棄する。

県及び警察署は、被害状況等の情報収集に努めると共に、警察署は、消防本部と連携して、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。

市は、災害時における緊急通報体制を活用して、災害状況を把握し、必要に応じて、市民の避難誘導、立入禁止区域の設定等を行い危害防止に努めると共に、県に応急対策の活動状況、応援の必要性について報告する。

消防本部は、必要に応じて、危険区域への立入制限、交通規制を行う。

6 毒物事故応急対策

毒物・劇物等を取扱う事業者等は、毒物・劇物の流出等の災害が発生し、周辺住民の健康被害のおそれが生じた場合には、市及び県・消防本部・警察等へ通報すると共に、漏洩、流出した毒物・劇物の中和処理等の応急措置を実施し、周辺住民の安全を確保するための措置を講じる。

また、直ちに、貯蔵設備等の応急点検や必要な災害防止措置を講じる。

警察署は、被害状況等の情報収集に努めると共に、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。

市は、被害の状況により、警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。

第 7 原子力災害応急対策

1 屋内退避、避難等の実施

(1) 避難等措置の実施主体

市は、市民の避難等の措置を講じるに当たっては、県、警察署、消防、自衛隊等防災関係機関の応援・協力のもと実施する。

なお、県から避難等の防護対策の指示があった場合には、市民が動揺・混乱しないよう、速やかに屋内退避等の適切な指示を行う。

(2) 屋内退避、避難等の実施

市は、原子力緊急事態における内閣総理大臣からの指示が近隣県等にあった場合、市民に対して情報提供を行うと共に、必要に応じて屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行う。

なお、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障害者、外国人等の情報伝達に困難が予想される要配慮者に対する周知方法については、特段の配慮を行う。

また、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の指示若しくは県からの指示又は独自の判断に基づいて、市民等に対する屋内退避若しくは避難指示を行う。

なお、避難指示等を行った場合は、県、警察署、消防本部等と協力し、市民の避難状況等を把握する。

(3) 安定ヨウ素剤の配布等

国が備蓄する安定ヨウ素剤が配布されるときは、必要に応じて、県及び関係機関と連携して、安定ヨウ素剤の服用に当たっての注意を払った上で、市民等に対する安定ヨウ素剤の服用指示等の措置を講じる。

2 避難所の開設等

(1) 避難所の開設

市は、必要に応じて、避難所及び福祉避難所を開設し、市民に周知を図る。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て臨時の避難所として開設する。

(2) 避難所の管理・運営

市及び県は、各避難所の管理・運営に当たり、避難所における正確な情報の伝達、食料、水等の配布、衛生管理（清掃等）について円滑に実施するため、医師等専門家、ボランティア、避難者、市民、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。

また、避難所に必要な設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なときに直ちに配備できるよう準備する。

市は、避難所における避難者に係る情報の早期把握に努めると共に、避難者の要望を把握するなど、避難所における生活環境に注意を払い、必要に応じて改善を図り、常に良好になるよう努める。

(3) 飲食物、生活必需品等の供給

市は、避難所等の避難者のために飲食物、生活必需品等の提供が必要と認めた場合は、備蓄品の供給、災害時応援協定締結先の事業者等への物資の調達要請等を行うと共に、それでも不足する場合は、県に対して、飲食物、生活必需品等の調達の協力を要請する。

(4) 県外からの避難者の受入

市は、茨城県常陸大宮市より、「原子力災害時における常陸大宮市民の県外広域避難に関する協定」に基づく避難者の受入れ要請を受けたときは、指定避難所等公共施設のうち、あらかじめ定めた施設の一部を避難所として提供すると共に、避難所の開設・運営等を行う。

▶資料編参照：避難元及び避難先 資料P79

(5) 要配慮者等への配慮

市及び県は、避難誘導、避難所での生活に関して、高齢者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、食物アレルギー等の食事に特別な配慮が必要な者、外国人等の要配慮者、愛玩動物同伴者に十分配慮する。特に、要配慮者の避難所での健康状態の把握等に努める。

また、要配慮者の避難所生活におけるニーズを適切に把握し、乳児ミルク（アレルギー除去ミルク含む）、アレルギー除去食品等の病者用食品、や哺乳びん、紙おむつ等の生活必需品、医薬品、人工呼吸器等の非常用電源、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の派遣等、円滑な生活支援を行う。

3 モニタリング活動

市は、対象とする原子力事業所から著しく異常な水準で放射性物質が放出されたときは、県が実施する緊急時モニタリング評価結果を共有すると共に、市域における独自の緊急時モニタリングを実施し、観測結果を市民に対して広く公表する。

なお、緊急時モニタリング評価結果から避難及び飲食物の摂取制限等の判断に必要な大気中の放射性物質及び放射線量の把握に努める。

4 医療救護活動等

(1) 市民を対象とする健康相談等の実施

市は、県や国と連携し、避難所、救護所等において、災害対応の段階から対象区域に等に応じて、避難者等を対象とした健康相談を実施する。また、必要に応じて、放射性物質による表面汚染に関する検査（放射線サーベイ検査）を実施する。

また、市保健センター・県健康福祉センター等に、市民等の心身の健康に関する相談に応じる窓口を設置すると共に、避難生活者の心身の健康を確保するため、必要に応じて、避難所等における巡回相談を実施する。

(2) 被災者を対象とする医療活動の実施

市及び県は、主要な避難経路上に医療救護所を設けることとし、当該医療救護所において、被災者等を対象に、汚染検査、汚染の程度に応じた拭き取り等の簡易な除染、医療救護及び健康管理等の所要の措置を行う。また、医療救護所に対応できない場合は、搬送機関と連携し、医療機関等へ搬送する。

なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて警察署に協力を求めると共に、ヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ等による搬送を要請する。

5 農林水産物等の安全確保

(1) 食品等の出荷自粛要請及び解除等

市は、県より、モニタリング検査等の結果、国が定める基準値等を超過したことが伝達された場合、速やかに生産者等へ出荷自粛を要請すると共に、様々な手段を使って、市民に対し広く周知する。

また、基準値を超過した牧草等が確認されたことが伝達された場合は、生産者等へ給与自粛を要請すると共に、給与された疑いのある家畜の生産物については安全であることが確認されるまでの間、出荷自粛を要請する。

なお、出荷自粛等を解除することが伝達された場合は、その旨を生産者及び市民等に対して広く周知する。

▶資料編参照：食品中の放射性物質に係る基準値等 資料P78

(2) 飲料水の安全対策の実施

市は、国の指導・助言、指示及び県が実施するモニタリングの結果に基づき、国が定める摂取制限に関する指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、水道水及び飲料水の摂取制限等必要な措置をとる。

6 児童・生徒等の安全対策

学校等は、原子力災害が発生した場合に、適切な情報に基づき、屋内退避等を行うことにより児童・生徒等の安全を確保し、保護者や関係機関との連携に努める。

市は、県や国と連携し、学校等に対し、生活上の留意点等、原子力災害に関する情報を提供する。更に、児童・生徒等や保護者からの放射線や健康への影響に関する相談に応じることができるよう体制を整備する。

第4節 生活を守る対策

【概要】

被災者が生命の危険を脱したあとは、物資・資機材等の調達・供給等により、生活を維持するための取り組みを実施する。

また、多数の被災者が避難生活等を余儀なくされるような状況においては、避難所等における要配慮者への特別な配慮や衛生環境の維持等に努める。

【担当班】総務企画班、税務班・配給班、市民厚生班、環境衛生班、児童保健班、農政班、農務班、農地班、上水道班

震災対策	風水害等対策	大規模事故災害等対策	原子力災害対策
------	--------	------------	---------

第1 物資・資機材等の調達・供給活動

1 基本方針

市は、被災者、災害応急対策業務従事者等に対し、必要な物資を調達・供給する。

なお、被災者等への支援に当たり、災害の発生時期、時間の経過と共に変化するニーズを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。

また、難病患者、透析患者、乳幼児、妊産婦、食物アレルギーを有する者等に配慮した食品や生活必需品の調達に配慮する。

なお、市のみでは対応出来ない場合は、近隣市町・県・その他関係機関の応援を得て実施する。

2 給食

(1) 供給の対象

市は、次の者で食料の供給を必要とする者に対して食料を供給する。

- ・炊き出し等による給食を行う必要がある被災者
- ・ライフラインの寸断等により食料の供給が受けられない社会福祉施設等の入居者
- ・被災地における救助活動、急迫した災害の防止、応急復旧作業に従事する者

(2) 食料の調達、供給

市は、災害発生時には、避難所における避難者数や要配慮者数等を把握した上で、速やかに食料等の必要量を算定し、調達、供給体制を確立して、次により食料の調達、供給を行う。

なお、災害救助法が適用された場合の炊出しその他による食品の給与は、災害救助法施行細則の定めるところによる。

- ・食料は、原則、備蓄食料（パン、アルファ米、レトルト食品等）や調達した弁当やパンの支給、調達した米穀等の炊出しにより行う。
- ・必要量が確保できないときは、協定締結先、県、近隣市町等に対して、応援要請を行う。
- ・食料の供給においては、高齢者、乳幼児、食物アレルギー患者等に配慮する。
- ・災害救助用米穀を必要とする場合で、交通・通信の途絶により県との連絡がつかない場合は、農林水産省に対し直接災害救助用米穀の引渡しを要請することができる。
- ・炊出しは及び食料の配給は、日本赤十字社奉仕団、ボランティア等の協力により避難所内若しくはその近くで給食施設等を有する既存の施設を利用して実施する。

▶資料編参照：災害救助法施行細則 資料P75

3 給水

(1) 供給の対象

市は、災害発生時に飲料水が得られない者に対して、1人1日3リットルを基準とする応急給水を行う。

(2) 飲料水の確保

市は、応急用飲料水、水道施設における貯水量の確保に努めるほか、湧水、井戸水、河川水等を浄化処理して飲料水を確保する。

また、必要に応じて、物資供給協定締結先に対して、飲料水ペットボトルの供給を依頼する。

▶資料編参照：給水機械保有状況、配水池・市内プール設置状況 資料P78

(3) 給水活動

市は、給水班を組織して給水活動を行うと共に、水道施設の応急復旧活動を実施する。

また、給水活動が十分行えない状況になったときは、県に応援要請する。

なお、災害救助法が適用された場合の応急給水は、災害救助法施行細則の定めるところによる。

▶資料編参照：災害救助法施行細則 資料P75

(4) 生活用水の供給

市は、飲料水以外の生活用水等についても、必要量の確保、供給に努める。

4 生活必需品等の供給

(1) 供給の対象

市は、住宅が被災して生活必需品を喪失するなど、日常生活が困難な被災者に対する生活必需品等の供給を実施する。

(2) 物資の確保

市は、市の物資供給協定締結先に対して、生活必需品の供給を依頼する。

また、市において調達することが困難な場合は、県に応援要請する。

なお、災害救助法が適用された場合の被服、寝具そのほか生活必需品の給与、貸与は、災害救助法施行細則の定めるところによる。

▶資料編参照：災害救助法施行細則 資料P75

(3) 燃料の確保

市は、緊急輸送に必要な燃料が不足する場合は、市域及び隣接市町の給油所の被災状況を速やかに確認すると共に、栃木県石油商業組合等の石油関係団体と連絡体制を確保し、県と連携して、燃料を供給する。

第2 避難生活支援

1 要配慮者への生活支援

(1) 要配慮者への日常生活の支援

市は、要配慮者の避難所生活や在宅生活におけるニーズを適切に把握し、乳児ミルク、(アレルギー除去ミルク含む)、アレルギー除去食品等の病者用食品、哺乳びん、おむつ等の生活必需品、医薬品、人工呼吸器等の非常用電源、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の派遣等、円滑な生活支援を行う。

また、必要に応じて関係機関(栃木県看護協会等)へ看護職員等の派遣について協力を要請するなど、避難所での要配慮者の健康状態の把握に努める。

更に、「福祉避難所への災害福祉支援員の派遣に関する協定」に基づき、協定事業所に対して、市が開設する福祉避難所へ災害福祉支援員の派遣を要請する。

市社会福祉協議会は、同協定に基づきこの派遣に関する調整に協力する。

(2) 被災児童等への対策

市は、被災により生じた要保護児童や要援護高齢者等の発見と把握に努め、親族への引き渡しや福祉施設への受入れ等の保護を行う。

また、被災によりダメージを受けた児童、高齢者等について、各種相談所、避難所等においてメンタルヘルスケアを実施する。

(3) 在り外国人への対策

市は、被災した在り外国人に対して、さくら市国際交流協会・(公財) 栃木県国際交流協会等との連携のもとに生活再建や安全確保等に関する助言を行うための相談窓口を整備する。

2 こころのケア対策

市は、被災者が被災により生じたこころの不調について早期対応ができるよう、各種相談所、避難所等において災害時期に応じた取組みを行う。

3 避難所外避難者への支援

市は、指定避難所以外の場所に避難した被災者（以下、「避難所外避難者」という。）の避難状況の把握に努める。

また、避難所外避難者に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、避難場所への移送等必要な支援を行う。

なお、避難者には様々な事情や目的があり、その意思に応じて避難場所を選択し、避難場所が自然発生することから、車中泊避難者や指定避難所以外の避難者に対しても、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、避難所への移送等必要な支援に努める。また、エコノミークラス症候群等の予防方法を周知する。

4 広域避難

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市のみでは十分な避難者の受入れが実施できないときは、災害時における市町相互応援に関する協定により、県内他市町に応援を要請する。この場合、県は円滑に実施するための支援協力を行う。

5 県外避難者の受入れ

(1) 初動対応

市は、大規模震災の発生等により県外の住民が避難してきた場合は、その状況を速やかに県に報告すると共に、原則として、指定避難所を開設するなど、その受入れに努める。

県は、自県民の被災状況を考慮において、大規模災害の発生等により県域を越えた避難者が発生したと認められる場合は、市と調整の上、県外避難者を収容する施設（以下「県外広域避難所」という。）の設置や運営方針等、県外避難者の受入方針を決定する。

また、市は、県からの要請に基づき、指定避難所の中から選定して県外広域避難所を設置すると共に運営を行う。

(2) 避難者の支援

市は、県と連携して、自主防災組織、行政区、ボランティア、市社会福祉協議会等と協力し、県外避難者の総合的な支援に努める。

また、市社会福祉協議会、NPO法人・ボランティア団体等の協力により、県外避難者の見守りや交流サロンの設置等、避難者同士や本県の避難先地域とのコミュニティ形成の支援や孤立防止対策に努める。

6 広域一時滞在対策

市は、その市域で災害が発生し、被災した市民の生命・身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合で、他の市町の区域における一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要があるときは、その被災した市民の受入れについて、他の市町に協議することができる。そして協議を受けた市町は、正当な理由がある場合を除き、被災市民を受入れなければならない。

また、県と協議を行い、被災した市民について県外における一時的な滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）の必要があるときは、県に対し、その滞在先の都道府県と被災市民の受入れについて協議することを求めることができる。

第3 保健衛生活動

1 保健衛生対策

(1) 感染症対策

市は、被災地における生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力低下等によって生じる感染症対策を実施する。

感染症予防活動は、県の組織に準じた組織を編成し、避難所、被災家屋等の消毒、ねずみ族・昆虫の駆除等を行う。

なお、市だけでは対応が困難である場合は、県に応援の依頼を行うほか、必要に応じて、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町に応援要請を行う。

また、市民及び防災組織等は、市の感染症予防活動に協力すると共に、飲食物の衛生に注意して、感染症及び食中毒の発生を防止する。

(2) 食品衛生対策

市は、被災地における食中毒等の発生防止の徹底を図るため、県や関係団体と連携しながら、避難所、食品集積・配給所、炊き出し場所、臨時調理施設、弁当調製施設等安全で衛生的な食品の供給に必要な食品衛生の啓発指導等被災地の総合的な食品衛生対策を行う。

(3) 栄養指導対策

市は、食料の供給に当たり、避難所の生活が長期化する場合には、被災者全般の食事について、メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、疾病上の食事制限者、要配慮者に対する配慮等、質の確保について配慮を行う。

なお、市のみで対応が困難な場合は、県、近隣市町の関係機関に応援を求めて実施する。

また、県は、市からの要請があった場合又は市への支援が必要と判断した場合は、対策を実施する。

(4) 資機材の調達

市は、次により保健衛生対策に必要な資機材の調達を実施する。

- ・災害発生後、速やかに防疫・保健衛生用資機材取扱い業者の被害状況を調査して、供給能力、輸送機能の状況を把握する。
- ・被害状況を迅速、的確に把握し、関係機関と連携しながら必要資機材の調達に努める。
- ・県との連携を密にし、必要に応じて、資機材の調達について県に要請する。
- ・必要とする資機材の調達は、調達業者によって被災地に輸送する。
- ・必要な資機材が不足し、又は調達が不可能な場合は、県へ要請し、近隣県や関係業者、必要に応じて厚生労働省へ供給についての協力を依頼するよう求める。

2 遺体取扱対策

(1) 遺体の搜索

災害救助法が適用された場合の遺体の搜索は、災害救助法施行細則の定めるところによる。

市は、遺体（災害により、現に、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者）の搜索は、原則として、警察署、消防本部、地元自主防災組織等の関係機関の協力のもとに実施する。

なお、市だけでは対応が困難である場合は、災害時における市町相互応援に関する協定に基づき、他市町に応援要請を行うと共に、県に、自衛隊に対する応援要請を行うよう依頼する。

▶資料編参照：災害救助法施行細則 資料P75

(2) 遺体の処置、収容及び検案（検視）

災害救助法が適用された場合の遺体の処置等は、災害救助法施行細則の定めるところによる。

市は、災害の際に死亡した者の遺体の処置等について、その遺族等が混乱のため行うことができない場合は、原則として、次のような遺体の処理等を県、警察署、日本赤十字社栃木県支部、医療機関等関係機関の協力のもとに実施する。

なお、遺体の処置、収容及び検案（検視）に当たっては、衛生状態、遺体の尊厳の確保等に十分配慮する。

- ・地元医師団や日本赤十字社栃木県支部の協力を得て、適切な遺体の処置及び検案を実施する。
- ・遺体が多数の場合は、公共施設等を遺体収容所として開設する。また、遺体の保存に十分な量のドライアイス、棺等の確保に努める。
- ・搜索により発見された遺体について、警察署等関係機関と協力し、遺体収容所へ搬送する。

▶資料編参照：災害救助法施行細則 資料P75

(3) 遺体の埋葬等

災害救助法が適用された場合の遺体の埋葬等は、災害救助法施行細則の定めるところによる。

市は、災害の際死亡した者に対して、その遺族が災害による混乱のため埋葬を行うことが困難な場合や死亡した者の遺族がいない場合には、原則として、次のような遺体の応急的な埋葬を行う。

- ・民間事業者の協力を得て、棺、骨つぼ等の確保に努める。
- ・災害発生により火葬場が不足した場合には、災害時における市町相互応援に関する協定に基づき、他市町に火葬場の提供及び斡旋を求める。
- ・縁故者の判明しない焼骨は納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、縁故者が判り次第、引継ぐこととし、無縁の焼骨は納骨堂に収蔵するか、墓地に埋葬する。
- ・遺体を土中に葬る場合は、所要の地積を確保する。

▶資料編参照：災害救助法施行細則 資料P75

3 動物取扱対策

(1) 動物保護管理対策

市は、飼い主責任を基本とした同行避難及び避難時の動物の飼養管理並びに放浪動物の救護等の対策を講じるため、県、宇都宮市保健所及び獣医師会で構成する動物救護の体制並びに関係機関と連携の上、動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。）の被災状況、救助、搬送に関する状況（道路状況等）、被災動物受入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握すると共に、次のような対策を実施する。

また、飼い主は、被災により一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めると共に、災害時発生時に動物を同行して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせるなどの訓練を行い、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。

- ・動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。
- ・県と連携して被災動物の救助を行うと共に、必要に応じ搬送する。
- ・感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。
- ・飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理台帳の活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。
- ・保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。
- ・実施については、現有の人員、機材、施設等に対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。

(2) 死亡獣畜の処理

市は、被災地における、死亡獣畜の処理が広範囲にわたり、かつ、公衆衛生、家畜防疫上必要がある場合は、死亡獣畜の回収等適切な措置を実施する。

なお、必要に応じて、県に協力を依頼する。

また、死亡獣畜の処理に当たっては、死亡獣畜取扱場で死亡獣畜の処理を行うほか、状況に応じて、原則、県知事の許可を受けて、次のように処理する。

- ・移動し得る死亡獣畜については、人家、飲料水、河川、道路に近接せず、日常、人や家畜が近接しない場所に集めて、公衆衛生上適切な方法で、埋却又は焼却処理
- ・移動し難いものについては、公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、その場で個々に埋却又は焼却処理

第4 農地・農林業用施設等対策

1 家畜伝染性疾病予防

市は、畜舎の冠水等による次の家畜伝染性疾病を予防するため、必要に応じて、次の応急対策を講じる。

- ・家畜所有者等から通報を受けた場合に被害状況の把握、県への通報
- ・伝染性疾病が発生した場合又は発生のおそれがある場合の畜舎消毒、薬浴等の疾病発生予防、まん延防止のための措置について指導
- ・その他必要な指示の実施

2 農地・農林業用施設等の応急対策

(1) 施設の点検、監視等

各施設管理者は、風水害の発生のおそれがある場合には、過去に被害が生じた箇所や主要構造物等の点検、監視を行う。

また、施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、県、市、地域住民、関係機関への連絡を適切に実施する。

なお、洪水の発生が予想される場合は、ダム、頭首工、排水機、水門等の放水等の適切な操作を行う。

また、災害を防止するため必要と認める場合は、あらかじめ必要な事項を関係市（消防本部を含む）、警察署に通知すると共に、地域住民に対して周知させる。

(2) 災害応急復旧対策

市は、農地・農林業用施設に災害が発生した場合には、関係機関と連携して関係施設の被害状況を把握し、県（農地・農業用施設については塩谷南那須農業振興事務所、林業用施設については矢板森林管理事務所）に報告する。

また、農地・農林業用施設等の被害が拡大するおそれがある場合は、関係機関と連携の上、施設管理者に対して、必要な応急措置の実施を指導する。

施設管理者は、関係機関と連携を図り、被害状況に応じた所要の体制を整備し、被害を拡大させないよう、次の応急対策を実施する。

- ・発災後の降雨の状況等により、土砂災害や主要な構造物の被害が発生するおそれがある場合は、速やかに関係機関に連絡すると共に、地域住民に対して周知を図り、適切な警戒避難体制の整備等二次災害の防止に努める。
- ・土砂災害が発生した場合には、被害状況や被害拡大の可能性を調査し、必要に応じて土砂の除去、防護柵の設置等の応急工事を実施する。
- ・集落間の連絡農道、基幹農道、連絡林道、基幹林道等の管理者は、避難路、緊急輸送路となる道路の優先的障害物の除去と応急復旧に努める。また、通行が危険な道路については、通行禁止等の措置を講じる。
- ・ため池等の施設管理者は、気象、水象の状況を十分に検討し、下流の河川の安全に配慮して、貯水位の調整等適切な措置を講じる。
- ・被災して危険な状態にある箇所については、パトロール要員による巡回、監視により、危険防止の措置を講じる。

(3) 農林水産業共同施設

農林水産業共同利用施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合には、主要構造物等の点検、監視を行う。

なお、施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、県、市、地域住民及び関係機関等へ連絡する。

また、農林水産業共同施設に災害が発生した場合には、農林水産業共同利用施設の被害状況を把握し、農業用施設については塩谷南那須農業振興事務所、林業用施設については矢板森林管理事務所に報告する。

第5節 復旧への足がかり

【概要】

災害応急対策が進み、被災者の生活が安定した後は、災害ボランティアの受入れ、災害義援金品の募集等により、全国的な応援を求めるなどの被災者の生活の安定化に向けた取組みを実施する。

また、日常生活が可能となるように社会的なサービスを復旧するため、被災者の生活再建の足がかりとなる災害廃棄物処理対策、住宅対策、学校教育再開等の各種対策を実施する。

【担当班】総務企画班、広報班、会計班、市民厚生班、環境衛生班、児童保健班、土木建設班、都市整備班、学校教育班、社会教育・文化班

震災対策

風水害等対策

大規模事故災害等対策

原子力災害対策

第1 自発的支援の受入れ

1 ボランティアの受入れ・活動支援

(1) 市及び市社会福祉協議会等の活動

市及び市社会福祉協議会は、多くのボランティアの活動を支援・調整するための体制整備を図る。

なお、支援・調整に当たっては、情報を共有する場を設置し、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握することにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めると共に、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

(2) 災害ボランティアセンターの設置

市は、本計画に基づき、市社会福祉協議会及びボランティア団体等と連携の上、ボランティアの受入れ窓口となる災害ボランティアセンターを設置して、ボランティア活動が円滑に運営できるよう、被害情報や活動に必要な拠点、資機材等の提供について支援すると共に、設置の事実を市ホームページ等に公表するなど市民やボランティアへの周知を図る。

(3) ボランティアとの協働による避難者の支援体制の整備

他県から本県への避難が長期化する場合には、ボランティア団体・NPO、市社会福祉協議会、企業等の支援者との協働によるネットワークを構築し、避難者への情報提供、交流機会の提供、生活物資の提供、避難者への情報提供、交流機会の提供等の支援を行う。

▶資料編参照：災害ボランティアの活動内容 資料P78

▶資料編参照：ボランティア関連系統図 資料P79

2 義援物資・義援金の受入れ・配分

(1) 義援物資の受入れ

市は、義援物資に関する対応方針について、市ホームページへの掲載や報道機関への報道依頼により周知徹底を図る。

なお、義援物資は、物資集積場所（候補地から適地を選定）において、受入れ、一時保管、仕分け、配送を行い、適切な在庫管理に基づき、必要とする義援物資のリストを作成、公表し、応急対策が終了するまで定期的に更新する。

また、被災地のニーズと全国から寄せられる義援物資を的確に結び付け、円滑な救援活動を実施するため、報道機関の協力を得て、被災地における物資の過不足に関する情報提供を行う。

(2) 義援金の受入・配分計画

市は、県、被災市町、日本赤十字社栃木県支部、県社会福祉協議会、報道機関、義援金受付機関等で構成される義援金配分委員会（以下、「配分委員会」という。）に参画する。

義援金は、各受付機関で受入れるものとし、受付機関において一時管理を行うが、配分委員会が設置された後は、配分委員会が各受付機関から引き継ぎを受けて配分が終了するまで管理する。

義援金の配分は、被害程度・被害人員を考慮して、配分委員会で決定し、原則として、市に対して配分を行う。

配分委員会は、義援金の配分結果について公表し、救援活動の透明性の確保を図る。

▶資料編参照：義援物資、義援金受入・配分のフロー 資料P79

第2 障害物除去活動

1 住居内障害物の除去

市は、市民に対して、家屋等に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去に関する啓発、情報提供を行う。

家屋等の障害物の除去は、原則として所有者・管理者が実施するが、災害救助法が適用された場合は同法の対象範囲内で市が支援する。

なお、避難行動要支援者の世帯等については、必要に応じ近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除去作業の協力を呼びかける。

また、必要に応じて、ボランティアの協力を求める。

▶資料編参照：災害救助法施行細則 資料P75

2 河川の障害物の除去

河川の流下障害物の除去は、河川管理者等が実施する。

3 道路の障害物の除去

道路交通に支障となる障害物については、道路管理者が直接又は災害時応急業務等の協定締結先、その他業者活用等により速やかに除去し、道路交通の確保を図る。

道路管理者は、その管理区域の障害物の状況を調査し、重要物流道路及び緊急輸送道路を優先するなど重要度や緊急度に応じて除去する。

4 障害物集積所の確保

各機関は、障害物の除去に当たって、あらかじめ交通や応急対策活動に支障のない場所に十分な集積所を確保する。

5 除雪活動

市は、必要に応じて、市民に対して、家屋等の除雪に関する啓発、情報提供を行う。

家屋等の積雪の除去は、原則として所有者・管理者が実施するが、市は、避難行動要支援者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除雪作業の協力を呼びかける。

また、必要に応じて、ボランティアの協力を求める。

なお、公共施設の除雪活動は、その管理者が行う。ただし、大型機械による除雪が困難な狭隘な生活用道路等について、管理者は必要に応じ地域住民に対し地域ぐるみの除雪の協力を呼びかける。

第 3 災害廃棄物処理対策

市は、速やかに連絡体制を整備し、「**「市町等災害廃棄物担当者向け」災害時の廃棄物処理対応マニュアル（平成 29（2017）年 3 月栃木県）**」、「**「さくら市災害廃棄物処理計画」**等を参考に次の業務を実施する。

- ・処理施設の稼働状況を把握すると共に、市内の被害状況について情報収集を行う。
- ・被害状況等を踏まえ、災害廃棄物、避難所ごみ、し尿の発生量・処理可能量を推計する。
- ・災害廃棄物や生活ごみ等の排出方法や分別方法、仮置場の利用方法等について、市民へ広報すると共に、県やボランティア等とも情報を共有する。
- ・大量に発生した災害廃棄物を一時的に保管するため、被害状況や周辺環境から適地を抽出し、仮置場を早急に設置する。
- ・被災現場から仮置場へ搬入する際の分別を徹底し、可能な限り再資源化を図る。
- ・収集運搬能力や被害状況を考慮し、収集方法等を決定すると共に、必要となる人員や車両を確保する。
- ・災害廃棄物等の種類や性状に応じて、破碎、選別、焼却等の中間処理を行い、再生利用及び最終処分を行う。処理に当たっては、できる限り再資源化や減量化を推進するが、処理のスピード及び費用の観点を含め総合的に処分方法を検討する。
- ・損壊家屋等の解体は、原則、所有者の責任により実施されるものであるが、倒壊等の二次災害の防止や、生活環境保全上の観点から、市が早期に解体する必要があると判断した損壊家屋等については、市が解体を行い、それに伴い発生する廃棄物について収集・運搬及び処分を行う。

第 4 住宅応急対策

1 実施体制

被災者に対する応急住宅の提供、被災住宅の応急修理は、原則として市が行い、県はこれに協力する。

ただし、災害救助法を適用した場合は、県が行う。

なお、応急住宅の供給は、原則として既設の公的住宅等とし、不足する場合に応急仮設住宅を建設又は民間賃貸住宅を借り上げる。

2 公営住宅等の一時提供

(1) 対象

次の条件を満たす者とする。

なお、入居者の選定に当たっては、公平を期するほか、高齢者、身体障がい者等の要配慮者に十分配慮する。

- ・災害のため住家が全壊、全焼又は流失したこと
- ・居住する住家がないこと
- ・自己の資力では住宅を確保することができないこと

(2) 供給する公営住宅等の確保

市は、既設の公営住宅等で提供可能なものを確保する。

なお、市で確保できない場合は、県に対し要請を行い、既設の県営住宅等の供給及び他市町の公営住宅等の斡旋を行うよう調整を図る。

3 応急仮設住宅の供給

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の供給は、災害救助法施行細則の定めるところによる。

なお、供給に当たっては、高齢者・障がい者等の要配慮者向け住宅の設置に配慮する。

(1) 建設による応急仮設住宅の供給

設置予定場所は、次の建設候補地等から市において決定する。

なお、応急仮設住宅の建設は、県が直営又は「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」の締結先、その他業者活用等により実施する。

- ・さくら市総合運動公園野球場（面積 19,000 m²）
- ・喜連川高校跡地野球場（面積 10,000 m²）
- ・菖蒲沢運動公園野球場（面積 14,000 m²）

(2) 民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の供給

県は、協定の締結先やその他関係団体と協力し、民間賃貸住宅を借上げることにより、応急仮設住宅として被災者に供給する。

▶資料編参照：災害救助法施行細則 資料P75

4 被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理の実施は、災害救助法施行細則の定めるところにより行う。

市は、業者活用等により周知を実施する。

▶資料編参照：災害救助法施行細則 資料P75

5 民間賃貸住宅に関する情報の提供

市は、被災者（自己負担により民間賃貸住宅への入居を希望する者）に対して、県が締結している「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定」に基づき、協定締結先から提供された民間賃貸住宅の空き家情報について、県と連携し被災者に提供する。

第5 文教施設等応急対策

1 応急措置

校長等は、あらかじめ定めている学校安全計画、マニュアル等に従い、状況に応じて次の措置を行う。

- ・児童・生徒等及び教職員を安全な場所に避難させ、安否を確認する。
- ・災害の規模や児童・生徒等、教職員、施設設備の被害状況を速やかに把握し、市教育委員会に報告する。
- ・市教育委員会と連携し、臨時休業、始(終)業時刻の繰り下げ又は繰り上げ、部活動の停止等児童・生徒等の安全確保に努める。

2 応急教育の実施

(1) 教育施設の確保

市教育委員会は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断されることを避けるため、災害の程度に応じ、概ね次表のような方法により、応急時の教育の実施の予定場所の選定について対策を立てる。

なお、被害の地域が広範囲で校舎の被害が大きく復旧に長期間を要し、授業不可能（1週間以上）による学習の遅れが予想される場合は、応急の仮教室を使用して授業を行う。

災害の程度	応急教育実施の予定場所
学校の一部の校舎が災害を受けた場合	特別教室・体育館・講堂
学校の校舎が全部災害を受けた場合	1 公民館等公共施設 2 隣接学校の校舎
特定の地域全体について相当大きな被害を受けた場合	1 住民の避難先の最寄りの学校・被害のない学校・公民館等公共施設 2 応急仮校舎
市内大部分について災害を受けた場合	1 避難先の最寄りの学校 2 公民館等公共施設

(2) 教職員の確保

市教育委員会は、教職員が不足する場合、次により教職員を確保する。

- ・被害を免れた学校の教職員を適宜被災校に応援させ教育の正常化に努める。
- ・市における被災の状況がひどく、上記による確保が困難な場合は、市教育委員会と県教育委員会が、協議し早急に応援体制をとり教職員の確保に努める。

3 防災拠点としての役割

避難場所、避難所として指定された学校の校長、公民館、体育館、保育園等の長は、避難所の運営や学校施設設備の提供等について、必要に応じて、市に協力する。

4 学用品の調達・給与

市は、教科書については、栃木県教科書供給所を通じて、必要冊数を当該会社から取り寄せ配付する。

また、学用品等は必要量を調達し、被災校へ急送する。

なお、災害救助法が適用された場合の学用品の調達・給与は、災害救助法施行細則の定めるところにより行う。

▶資料編参照：災害救助法施行細則 資料P75

5 文化財の保護

文化財所有者（防火管理者を置くところは防火管理者）を通報責任者として、災害が発生した場合には直ちにその被害状況を市に通報する。

市が管理者及び所有者の場合の通報責任者は、教育委員会教育長とし、通報を受理したときは県に報告し、被災の状況によっては係員の派遣を求める。

6 文化施設における応急対策

施設の被災により収蔵品等が損傷するおそれがある場合、施設の管理者は、施設・設備の緊急点検、収蔵品等の安全な場所への移動等の措置を講じる。

また、見学者、入場者を安全な場所へ避難させる、臨時休業又は開館時間の短縮等の応急措置をとる。

7 社会教育施設における応急対策

施設の管理者は、防災計画（危機管理マニュアル）等に基づき、利用者を安全な場所に誘導・避難させ、安否を確認し、必要に応じて、消防本部、警察署、医療機関等への通報及び協力要請を行う。

また、利用者の避難後の保護の方法を始めとした応急対策に努めると共に、対応体制を確立し市教育委員会へ報告する。

第4章 災害復旧・復興計画

第 1 節 生活の早期再建

【概要】

市民・事業者の生活等の早期再建を図るため、生活相談、罹災証明書の発行、被災者生活再建支援金の支給、災害援護資金の貸付等を実施する。

【担当班】

総務企画班、広報班、税務班・配給班、市民厚生班、農政班、商工・観光班、都市整備班

震災対策	風水害等対策	大規模事故災害等対策	原子力災害対策
------	--------	------------	---------

第 1 被災者のための相談、支援

市は、被災者の生活再建に対する援助、助成措置について、必要に応じて防災関係機関と連携し、被災者が容易に知ることができるように広報する。また、一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続できるよう総合的な相談窓口を設置するなど、地域の実情に応じた被災者支援の仕組みの整備等に務めるものとする。

さらに、被災地外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、広報・連絡体制を整え、必要に応じて、災害時応援協定に基づき、栃木県弁護士会、栃木県行政書士会による無料相談を実施するものとする。

第 2 被災者台帳の作成

市は、被災者に対する支援漏れを防止し、公平な支援を効率的に実施するために、個々の被災者の被害の状況や、支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

なお、被災者台帳には、次の事項を記載する。

- | | | | | |
|-----------|------------------------------|-----|---------|-------------------------|
| ・氏名 | ・生年月日 | ・性別 | ・住所又は居所 | ・住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況 |
| ・援護の実施の状況 | ・要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 | | | ・その他必要事項 |

第 3 罹災証明書の発行

市は、当該地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞無く、住宅の被害その他当該市長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付する。

また、専門的な知識及び経験を有する職員の育成、当該市と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努める。

第 4 住宅対策

市は、県及び関係機関の協力を得て、被災者に対して民間賃貸住宅の空室情報を提供する。
また、地震保険の制度の普及促進に努める。

第 5 租税の減免等の措置

市は、災害の状況に応じて、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）、県税条例・市条例に基づいて、税に係る期限の延長、徴収猶予、減免等の納税緩和措置を講じる。

▶資料編参照：さくら市税条例 資料P80

第 6 農作物等災害助成

栃木県農漁業災害対策特別措置条例によって指定された天災により被害を受けた農業者に対し、市長が被害農作物の樹草勢回復、代替作付等についての助成措置を図る場合、市は、県に対して、基準の範囲で助成を行うよう依頼する。

▶資料編参照：農作物等の県の助成概要 資料P80

第 7 被災者生活再建支援金の支給

市は、災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援する。

また、被災者生活再建支援法が適用されない自然災害の場合は、栃木県被災者生活再建支援制度を活用し、被災者生活再建支援金を支給する。

▶資料編参照：被災者生活再建支援金の支給内容 資料P80

▶資料編参照：栃木県被災者生活再建支援制度による支給内容 資料P80

第 8 融資・貸付・その他資金等の支援

1 災害援護資金等生活資金の貸付

市は、県と連携して、被災した市民の生活の早期再建を図るため、各種法令、制度等に基づき、資金枠の確保、貸付け等の金融支援や金融機関等の災害関連資金に関する情報提供を行う。

▶資料編参照：融資・貸付・その他資金等の概要 資料P81

2 さくら市災害弔慰金の支給

市は、さくら市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を支給すると共に、災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

また、県内で災害救助法が適用された市町が 1 以上ある場合の自然災害により、負傷又は住居、家財に被害を受けた者に災害援護資金の貸付けを行う。

▶資料編参照：さくら市災害弔慰金の支給等に関する条例 資料P81

3 さくら市災害罹災者見舞金の支給

市は、市内で発生した火災や自然災害により居住する家屋やその身体等に著しい被害を受けた者に対して、復興意欲の振起を図ることを目的に災害罹災者見舞金を支給する。

▶資料編参照：さくら市災害罹災者見舞金支給規則 資料P81

第 9 被災者への制度の周知

市は、被災者に対する各種相談、施策を実施するときは、次のような広報手段を用いて周知を図る。

- ・データ放送、新聞広報、有線ラジオ放送、広報車、広報紙、チラシ
- ・防災行政情報配信システム、市ホームページ、防災メール、SNS

第2節 復旧・復興

【概要】

インフラ施設の早期復旧を図るため、被害状況を調査把握し、復旧事業を実施する。

また、大規模災害発生時は、復興事業を効果的に実施するため、被災後速やかに復興計画を策定し、関係する主体と調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

更に、原子力災害発生時は、必要となる特別な復興期の中長期対策について、県と連携を図りつつ、国の指導に基づき実施する。

【担当班】 全班

震災対策	風水害等対策	大規模事故災害等対策	原子力災害対策
------	--------	------------	---------

第1 インフラ施設等の早期復旧

1 迅速な原状復旧

市及び県、その他関係機関は、次の点に留意して公共施設等の復旧に当たる。

- ・施設の重要度、被災状況等を勘案し、事業の優先順位を定めると共に、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用する。
- ・施設の復旧は、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。
- ・地盤の緩みにより土砂災害の危険が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。
- ・復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期の目安を明示する。
- ・施設の復旧作業に伴うがれきその他の廃棄物は、その事業者が適正に処理する。

2 災害復旧事業の実施

市は、被災施設の復旧事業計画を速やかに策定し、国、県が費用の全部又は一部を負担、補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を立て、査定実施が速やかに行えるよう努める。

なお、復旧事業計画の策定に当たっては、被災地の状況、被害発生の原因等を考慮し、災害の再発防止と速やかな復旧が図られるよう関係機関との連絡調整を十分図り、事業期間の短縮に努める。

- ▶資料編参照：災害復旧事業の種別 資料P81
- ▶資料編参照：災害復旧事業事務手続き 資料P82

3 激甚災害の指定に関する計画

災害により甚大な被害が生じた場合、激甚災害法に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設等の災害復旧事業が迅速、円滑に実施できるように努める。

市は、県が行う激甚災害、局地激甚災害に関する調査等について協力する。

- ▶資料編参照：激甚災害適用措置の指定手順と指定基準 資料P82

第2 復興財源の確保対策

1 予算編成の基本方針の作成

(1) 財政需要見込額の算定

市は、被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。

- ・復旧復興事業
- ・その他

(2) 発災年度の予算の執行方針の作成

緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取組むべき対策と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を作成する。

(3) 予算の編成方針の作成

復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するため、当初予算・補正予算を通じた編成方針を作成する。

2 復興財源の確保

(1) 地方債の発行

市は、復旧・復興対策に係る莫大な財政需要と大幅な税収減に対応するため、県と調整を図りながら次の措置を講じ、財源を確保する。

- ・災害復旧事業債
- ・歳入欠かん等債
- ・その他

(2) 県・国への要望

復旧・復興対策実施に係る財政需要に対応するため、財源確保に関する特例措置等を県や国に要望する。

第3 災害復興

1 復旧・復興の基本的方向の決定

(1) 実施体制

市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強い地域づくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

(2) 市民との協働

被災地の復旧・復興は、被災者の意向を尊重しつつ協働して計画的に進める。

(3) 国等職員の派遣要請

市は、復旧・復興に当たり、必要に応じて、国及び県、他の地方公共団体等に職員の派遣等協力を求める。

2 計画的復興の推進

(1) 復興推進本部の設置

市は、被災の程度や復旧の状況を見極めた上で、必要に応じて復興推進本部を設置し、県、国を始めとした関係機関との連絡調整を行いながら、迅速かつ的確に復興対策を実施する。

(2) 復興計画の策定

著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害（特定大規模災害）を受けた場合、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）に基づき、市は、必要に応じて、復興計画を定める。

(3) 都市復興計画の策定

市は、都市復興計画の策定に当たっては、「栃木県都市復興ガイドライン」、「さくら市都市計画マスタープラン」等をもとに、次の点に留意する。

○復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第 14 号）を活用すると共に、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに市民の協働を得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図ること。

○必要に応じ、概ね次のような事項を基本的な目標とすること

- ・河川の治水安全度の向上
- ・土砂災害に対する安全性の確保
- ・避難場所や避難所、幹線道路、都市公園等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備
- ・共同溝の整備等によるライフラインの耐震化
- ・公共施設を始めとする建築物の耐震化、不燃化
- ・市民、世帯、地域で普段から取り組むべき防災対策

○新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、市民に対し行うこと。

第 4 原子力災害時の中長期対策

1 健康対策

市は、県と協力し、市民等の不安を払拭するため、市民に対する心のケアを含む健康相談を実施する。

(1) 健康影響調査・健康相談等の検討

市は、県と協力し、必要に応じて、防護対策を講じた地域の市民等を対象とする健康影響に関する調査を実施する。

実施に当たっては、緊急時医療や放射線の人体への影響に詳しい専門家等による検討会等の意見を聴いて、健康影響調査の必要性等について検討する。

検討会等では、メンタルヘルスやリスクコミュニケーション等、身体的影響調査以外に、心のケアに関する調査、情報提供のあり方等についても検討する。

(2) 健康影響調査・健康相談等の実施

検討会等において、健康影響調査の必要性が認められた場合には、調査の対象、内容、方法等について具体的な検討を加え、速やかに医療機関を始め関係機関等と協力して実施する。

(3) メンタルヘルス対策

市は、県、国、医療機関等と協力し、市民のメンタルヘルス対策として心のケアに関する電話相談等、市民からの問い合わせに対応できる体制を整備する。

なお、防災業務関係者についてもケアの対象者となりうるため、その対応にも十分に留意する。

2 風評被害対策

市は、国及び県と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、農林水産物、工業製品等の適正な流通の促進のための広報活動に努める。

3 除染・汚染廃棄物の処理

市は、県や国、原子力事業者、その他防災関係機関及び市民と連携し、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業について、国の施策に協力し、国、原子力事業者及びその他防災関係機関と連携して、必要な対策を実施する。

(1) 除染の実施

除染に当たっては、主に市町における除染を対象として国が作成した「除染関係ガイドライン（平成 28 年 9 月環境省）」、さくら市の作成した「放射性物質除染マニュアル・家庭用（平成 24 年 7 月）」を参考として、県や国、原子力事業者と連携の上、実施する。

なお、除染を実施する際は、次の点に留意すると共に住民の意見を十分に尊重する。

- ・必要に応じて表土を削り取り、枝打ち及び落葉の除去等、子供の生活環境を優先して除染等を行う。
- ・水による洗浄以外の方法で除去できる放射性物質については、可能な限りあらかじめ除去するなど、排水による流出先への影響を極力避けるよう配慮する。また、土壌の除去を実施する際は、削り取る土壌の厚さを必要最小限にするなど、除去土壌の発生抑制に配慮する。
- ・除染実施の際は、飛散流出防止の措置、悪臭・騒音・振動の防止等の措置、除去土壌の量等の記録等、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。

(2) 放射性物質に汚染された廃棄物の処理

市及び県、排出事業者等は、国の責任において処理することとされる廃棄物（「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号）（以下、「（放射性物質汚染対処特措法）」という。）の規定では 8,000Bq/kg を超える放射性物質を含み国が指定した廃棄物『指定廃棄物』）を国に引き渡すまでの間、適切に保管する。

また、自らの責任において処理することとされる廃棄物（放射性物質汚染対処特措法の規定では 8,000Bq/kg 以下の放射性物質を含む廃棄物）の収集、運搬、保管及び処分を適切に行うと共に、「廃棄物関係ガイドライン」（事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン、環境省）に基づき、飛散・流出防止の措置、モニタリングの実施、廃棄物の量、運搬先等の記録、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。

なお、摂取制限や出荷制限等の対象となった飲食物や農林畜水産物等を含め放射性物質に汚染された廃棄物の処理の安全性について、市民等へ周知徹底する。

また、国に対し、放射性物質に汚染された廃棄物の保管場所や処分を行う施設を確保するよう要請する。

4 各種制限の解除

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家、原子力規制委員会緊急事態応急対策委員等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行うと共に、解除実施状況を確認する。

▶資料編参照：緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL） 資料P16